

第2期 各務原市
子ども・子育て支援事業計画（案）

令和2年3月
岐阜県 各務原市

は じ め に

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 子ども・子育て施策に関するこれまでの取り組み	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	4
5 計画の策定方法	4
第2章 子ども・子育て支援の現状	7
1 人口等の推移	7
2 子育て家庭の状況	10
3 就労状況について	17
4 定期的な教育・保育事業について	20
5 地域の子育て支援事業について	23
6 第1期各務原市子ども・子育て支援事業計画の総括	26
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 各務原市の子育て支援における特徴	32
3 基本目標	34
第4章 施策の体系と展開	37
1 施策の体系	37
2 施策の展開	38
基本目標Ⅰ 子ども・子育て家庭を支える環境づくり	38
基本目標Ⅱ 地域の子育て支援力の向上	47
基本目標Ⅲ 育児力向上のための支援	51
基本目標Ⅳ すべての子どもと家庭への支援の充実	54
基本目標Ⅴ 子ども・子育てと仕事の両立のための支援	64
3 貧困世帯の子どもへの支援（子どもの貧困対策計画）	66
4 ライフステージに合わせた子育て支援事業	88

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の

利用量の見込みと確保方策91

- 1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計 92
- 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容 94
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の
提供体制の確保内容102

第6章 計画の推進.....111

- 1 計画の推進111

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもたちの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもの視点に立ち、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身につけることができる社会の構築など、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

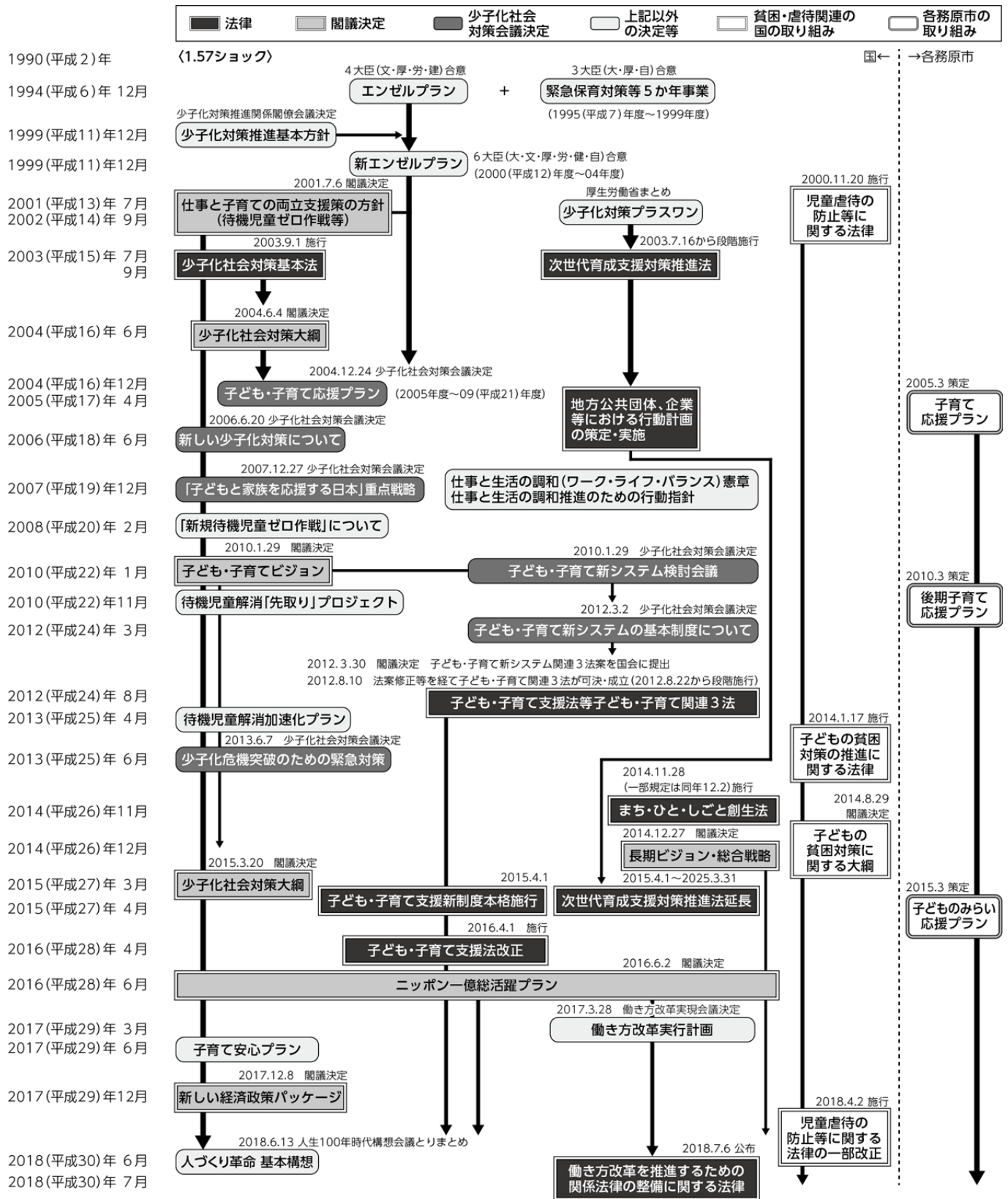
各務原市（以下「本市」という。）では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年 3 月に「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち～子どもと家族の笑顔を地域全体で育むために～」を基本理念とした各務原市子ども・子育て支援事業計画『子どものみらい応援プラン』を策定し、さまざまな子育て支援事業に取り組んできました。

こうした中、国では平成 27 年 4 月から幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図る『子ども・子育て支援新制度』がスタートしました。平成 28 年 4 月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取り組みの支援を行う等の内容が追加されるなど、子ども・子育て施策に関するさまざまな法律等が施行・改正されました。（P.2「2 子ども・子育て施策に関するこれまでの取り組み」参照）

さらに、子育て世帯を応援するため、令和元年 10 月から「幼児教育・保育無償化制度」が実施されることとなりました。幼児教育・保育の無償化は生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

本市では、上記の動向及び、前回計画である「第1期各務原市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況や課題を整理し、さらなる施策の進展を目指し、「第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。子育て世帯の利用希望を把握し、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に対する量の見込みと提供体制の確保内容を盛り込むことに加え、昨今全国で問題視されている子どもの貧困についての内容も追加し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備していきます。

2 子ども・子育て施策に関するこれまでの取り組み



参考：内閣府資料、子育て支援課

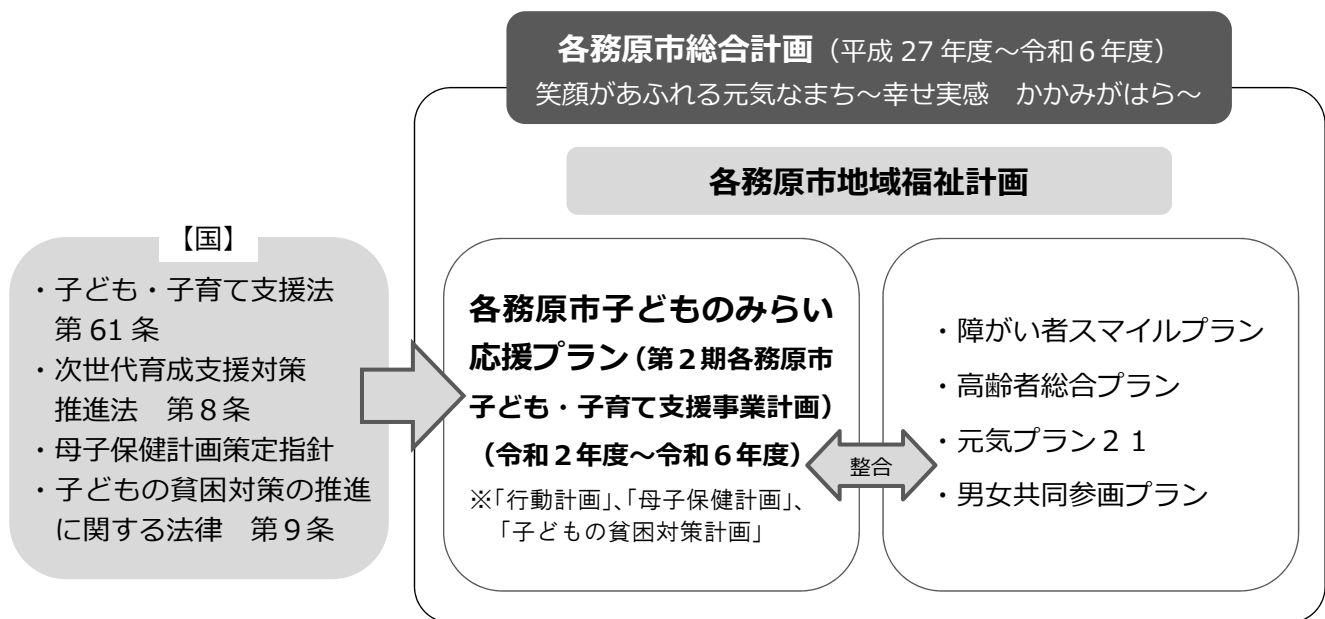
3 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年4月からすべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

本市の市政運営の柱となる各務原市総合計画を上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す地域福祉計画のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図りながら策定しました。また、「第1期各務原市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）の進捗状況を本計画において検証し、引き続き取り組むべき課題について盛り込むこととしました。

さらに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「行動計画」と母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」については、本計画と対象が重なることから、本計画の一部として引き続き組み込んでいきます。

また、昨今全国で問題視されている「子どもの貧困」についての取り組みを本計画においてあらためて整理します。子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき、「子どもの貧困対策計画」を本計画の一部として組み込み、本市の実情に沿った施策を展開していきます。



＜「子ども・子育て支援事業計画」と「行動計画」、「母子保健計画」の関係＞

行動計画については、行動計画策定指針（平成26年内、国公委・文科・厚労・農水・経産・国交・環告示第一号）により、「子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えない」とされています。そのため、第1期各務原市子ども・子育て支援事業計画は、行動計画を一体とした計画としており、第2期も同様とします。また、「母子保健計画」は、「平成17年度以降は母子保健計画を行動計画の一部として組み込むことが適当」（平成15年6月18日事務連絡）とされていることから、第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画の一部として組み込みます。

4 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とします。

なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて検討し、見直します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期 各務原市子ども・子育て支援事業計画					第2期 各務原市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定方法

● 策定体制

本計画を策定するにあたり、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「各務原市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容に対する意見を求めるとともに、ニーズ調査やパブリックコメントを経て策定しました。

● ニーズ調査の実施

本計画の策定に必要な情報を得るため、市民ニーズの現状分析や今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート調査を実施しました。

【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

項目	就学前児童用	小学生用	一般市民用
調査対象者	就学前児童を持つ保護者	小学生を持つ保護者 (小学校1年生・5年生 保護者を除く※)	一般市民
標本数	2,000件	900件	500件
抽出方法	無作為抽出		
調査方法	郵送による配布・回収		
回収数	981件	426件	196件
回収率	49.1%	47.3%	39.2%
調査時期	平成30年11月1日～11月14日		

※同時期に「各務原市子ども調査」を実施したため

第2章

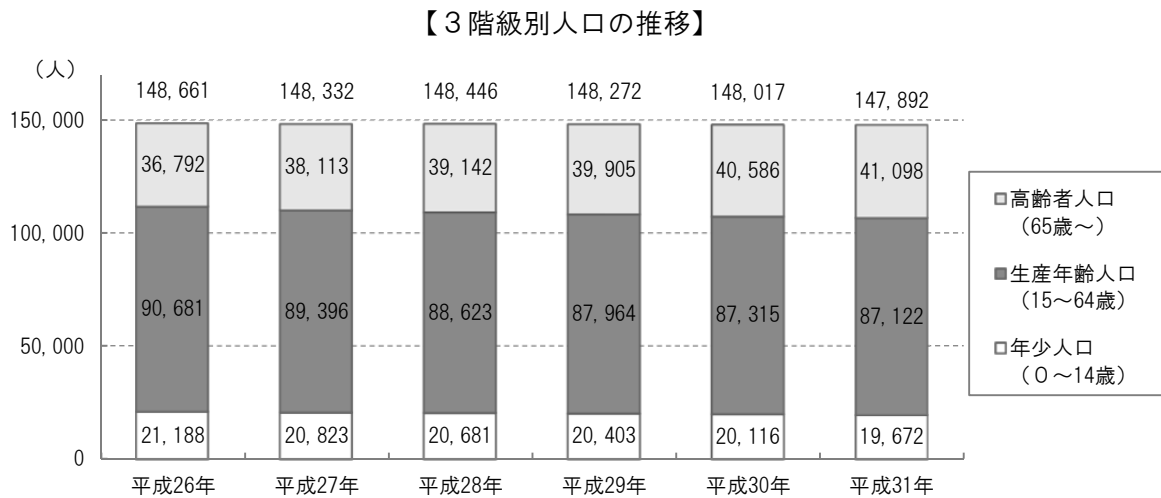
子ども・子育て支援の現状

第2章 子ども・子育て支援の現状

1 人口等の推移

(1) 人口（3区分）の推移

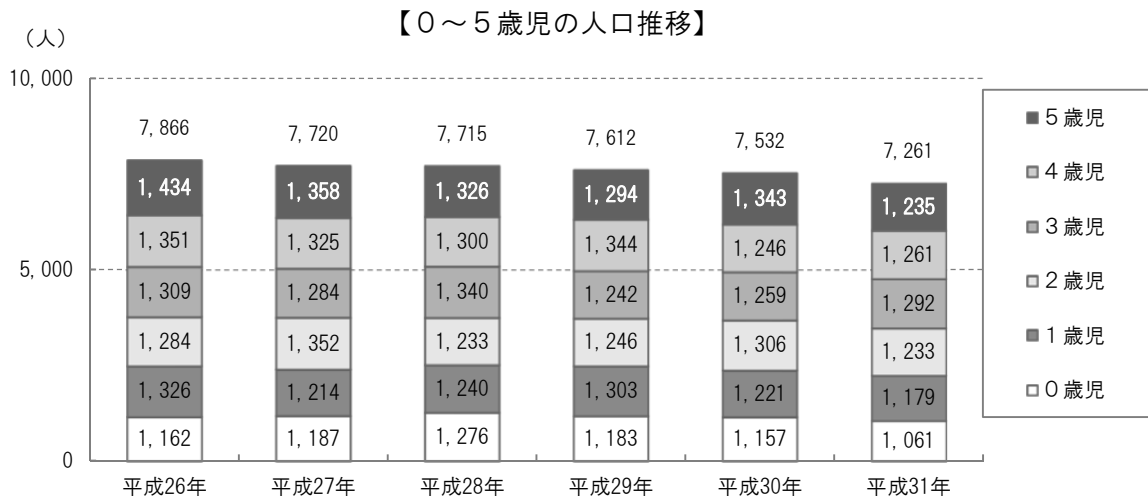
本市の人口推計を3階級別人口でみると、平成26年以降高齢者人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15歳～64歳）と年少人口（0歳～14歳）はともに減少しています。



出典：各務原市「住民基本台帳」各年4月1日現在

(2) 就学前児童の人口の推移

就学前児童（0歳～5歳）の1歳階級別人口推計をみると、各学年ともに年度によって微増しているものの、総数では平成26年度以降減少しています。

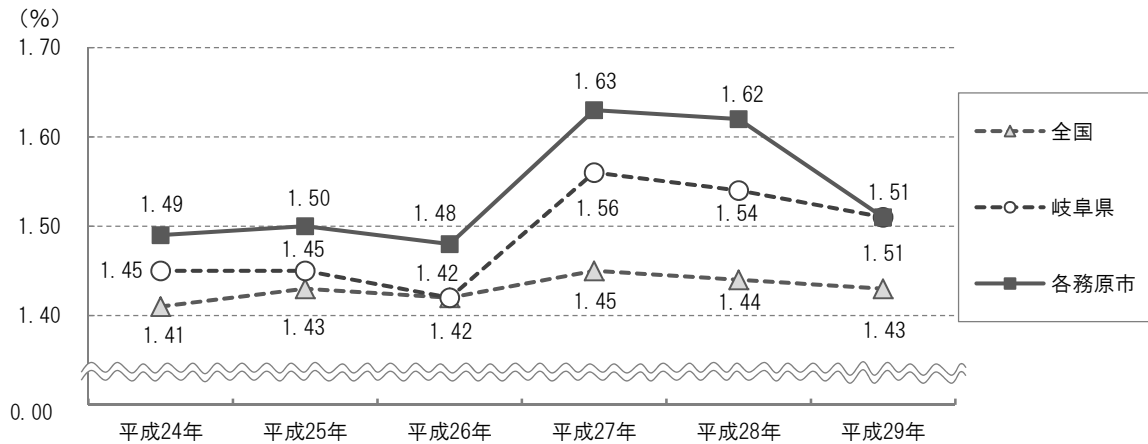


出典：各務原市「住民基本台帳」各年4月1日現在

(3) 合計特殊出生率¹の推移

本市の合計特殊出生率は、平成 26 年に 1.48 まで低下しましたが、平成 27 年、平成 28 年に増加しています。平成 24 年以降、国・県と比較すると高い数値となっていました。平成 29 年では県と同様の数値となっています。

【合計特殊出生率の推移】

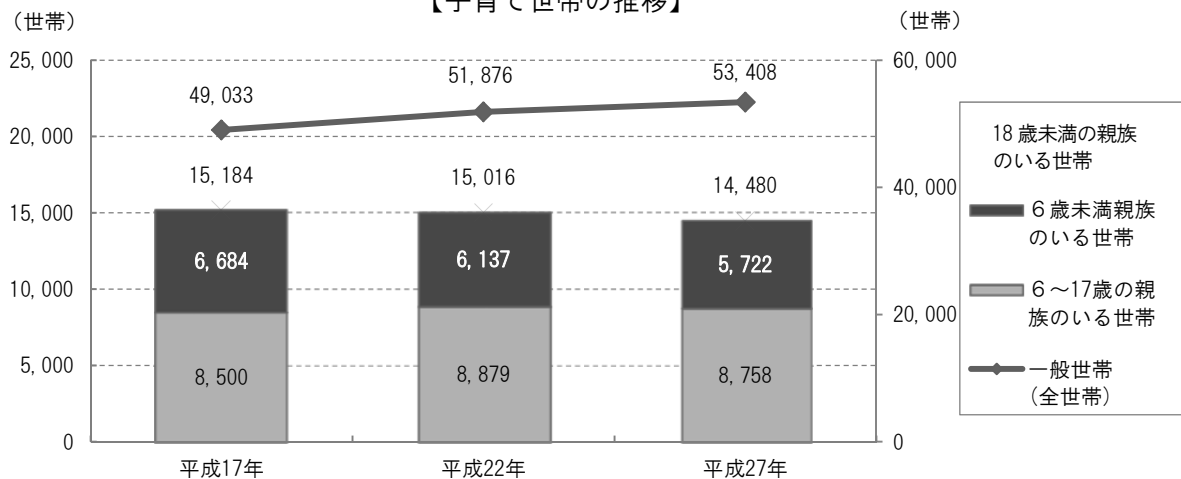


出典：岐阜県「岐阜地域の公衆衛生（2013～2018）」各年 10 月 1 日現在

(4) 子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加していますが、18 歳未満の親族のいる世帯は減少しています。

【子育て世帯の推移】

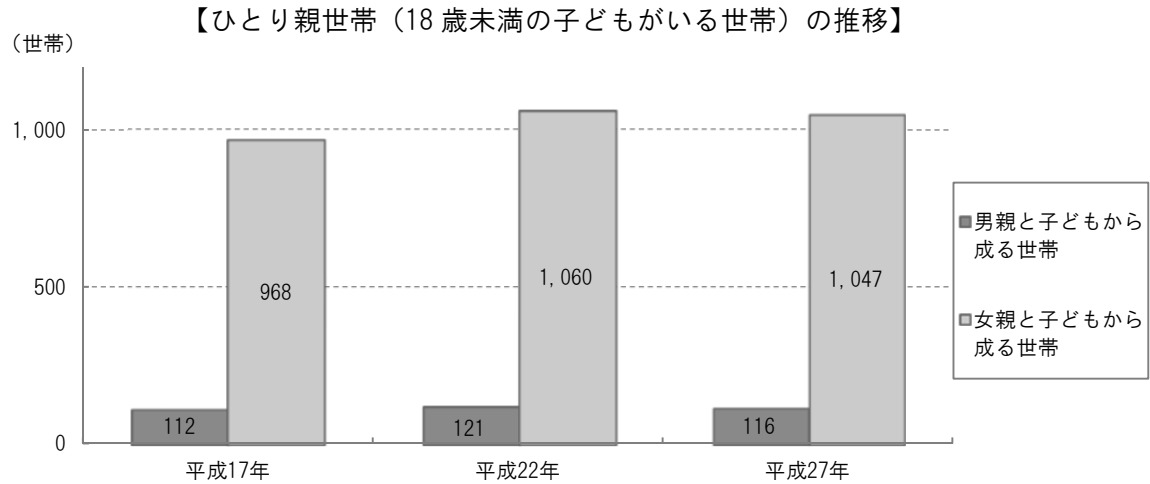


出典：総務省統計局「平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年国勢調査結果」

¹ 合計特殊出生率：一人の女性（15～49 歳）が一生の間に産む子どもの平均人数。

（5）ひとり親世帯の推移

18 歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯ともに、平成 22 年に増加しましたが、平成 27 年には微減しています。



出典：総務省統計局「平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年国勢調査結果」

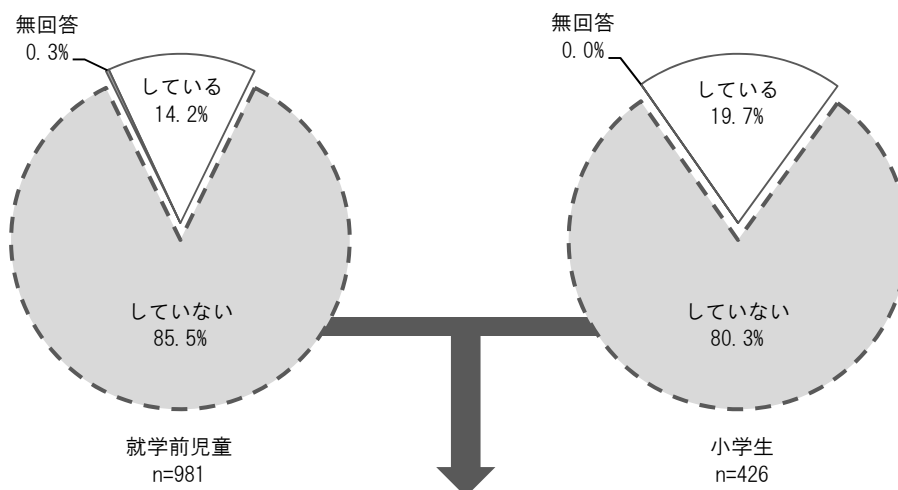
2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯を取り巻く状況

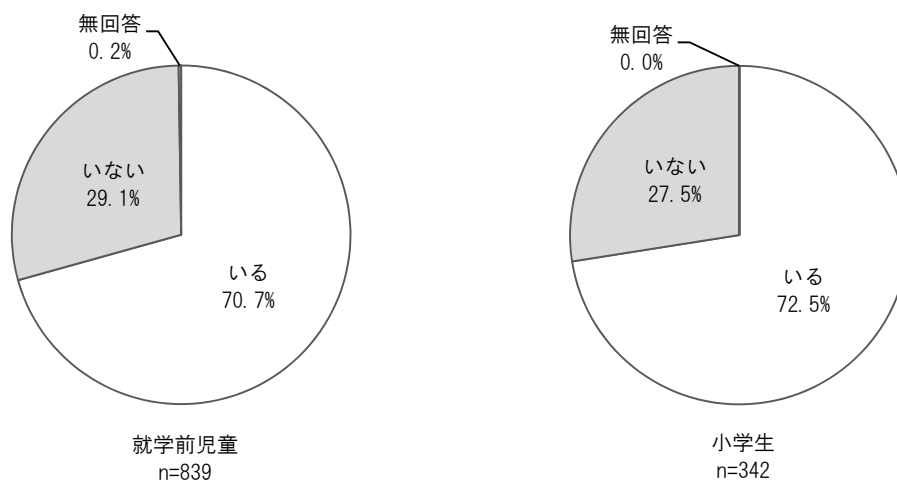
① 親族の同居等の状況

祖父母等との同居の有無をみると、就学前児童・小学生の保護者いずれも同居していない世帯が8割以上となっているものの、近居している祖父母等親戚の有無をみると「いる」と回答した方が7割を超えています。

【祖父母との同居の有無】



【近居している祖父母等の親戚の有無】

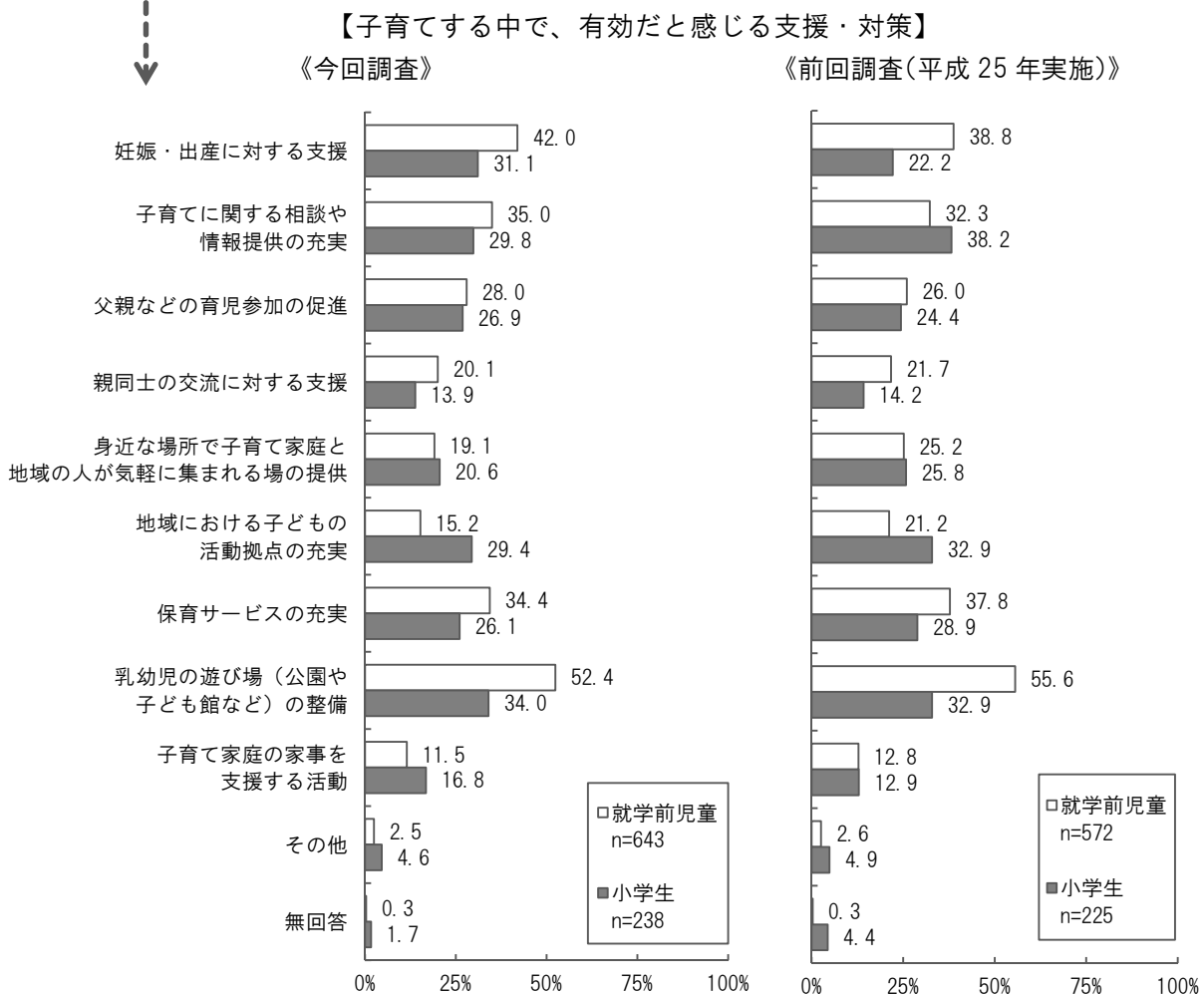
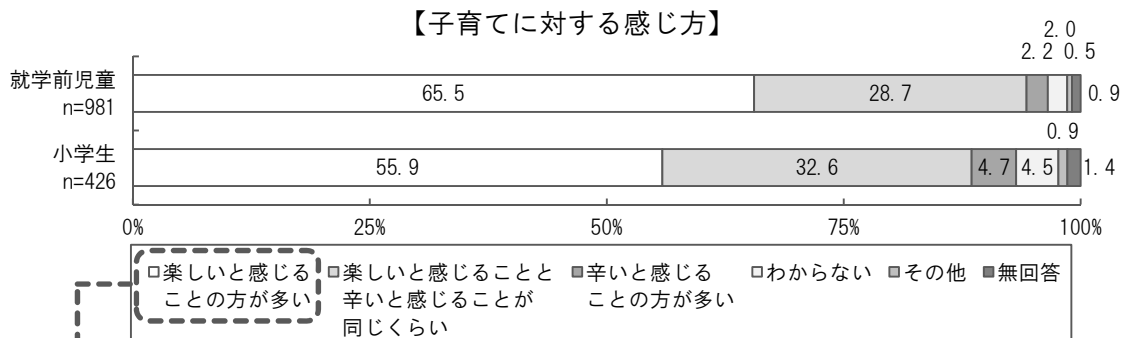


出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

② 子育て環境について

子育てに対する感じ方をみると、就学前児童・小学生の保護者いずれも「楽しいと感じることの方が多い」と回答した割合は半数を超えています。

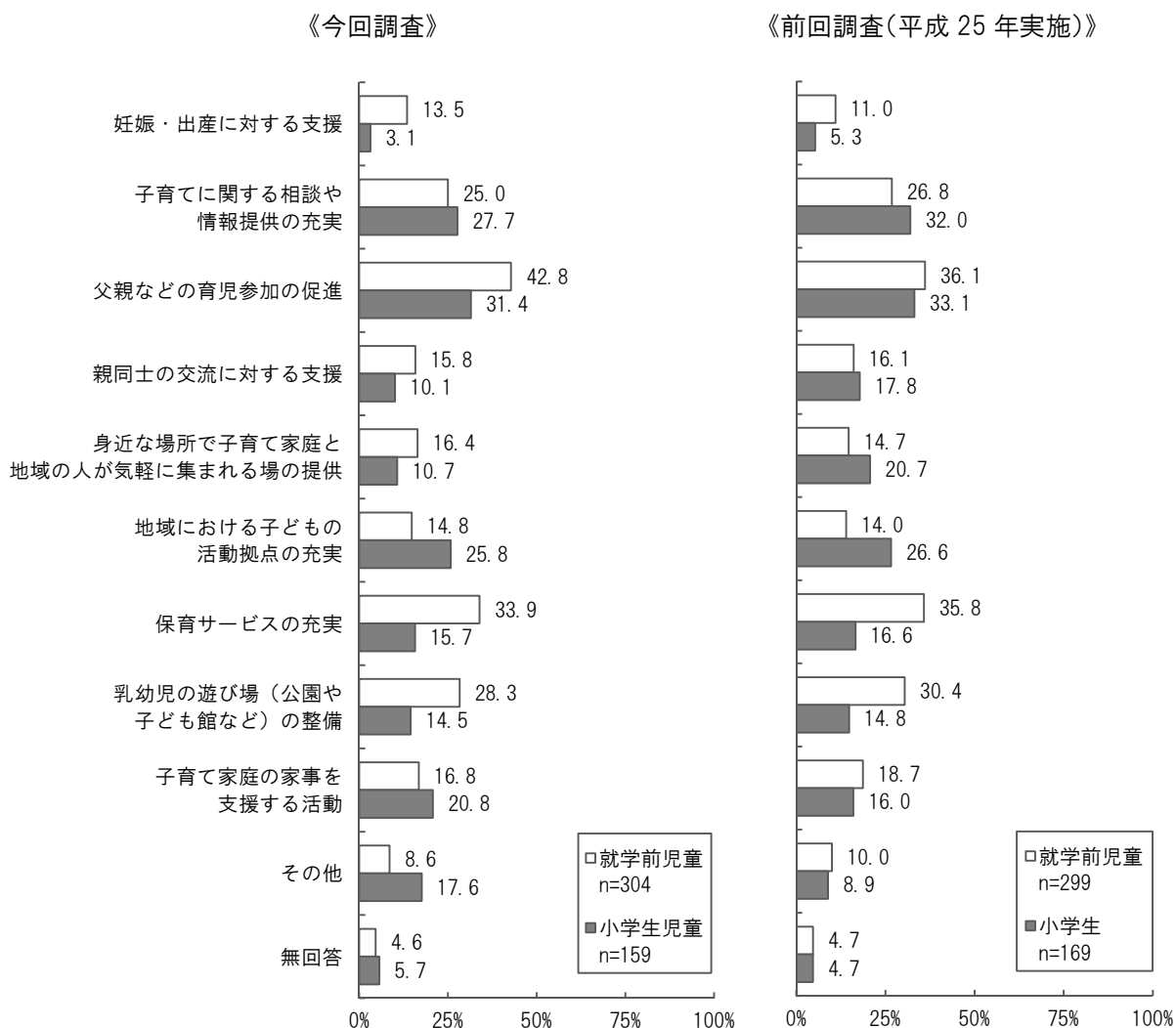
子育てを楽しいと感じることが多い保護者が有効だと思う支援・対策のうち、最も回答割合が高いのは、「乳幼児の遊び場（公園や子ども館など）の整備」（就学前52.4%・小学生34.0%）でした。次いで「妊娠・出産に対する支援」（就学前42.0%・小学生31.1%）、「子育てに関する相談や情報提供の充実」（就学前35.0%・小学生29.8%）をあげています。



出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

一方、子育てを楽しいと辛いが同じくらいと回答した保護者も合わせ、子育ての辛さを解消するために必要なことを聞くと、「父親などの育児参加の促進」（就学前42.8％・小学生31.4％）と回答した割合が最も高くなっています。次いで、「保育サービスの充実」（就学前33.9％）、「乳幼児の遊び場（公園や子ども館など）の整備」（就学前28.3％）、「子育てに関する相談や情報提供の充実」（小学生27.7％）、「地域における子どもの活動拠点の充実」（小学生25.8％）をあげています。

【子育ての辛さを解消する為に必要なこと（経年比較）（複数回答）】



出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

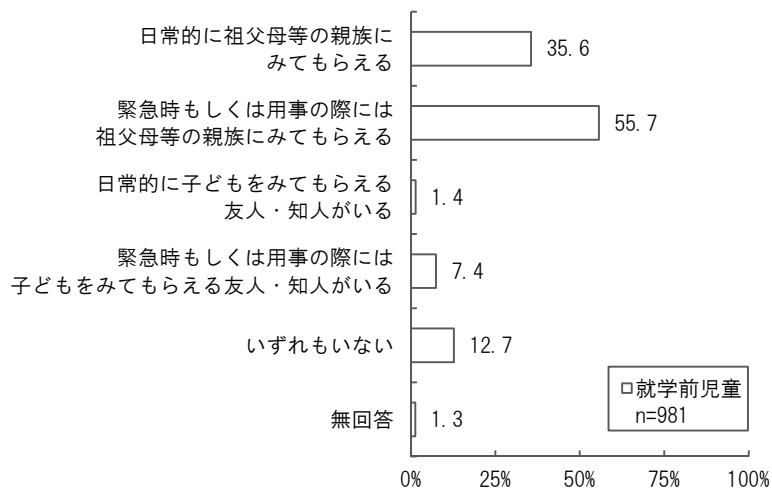
＊課題＊

子どもの居場所づくりや子育てに関する情報、保育サービスの提供体制の強化、父親などの育児参加を促すような対策が求められています。

③ 親族・知人等の協力状況

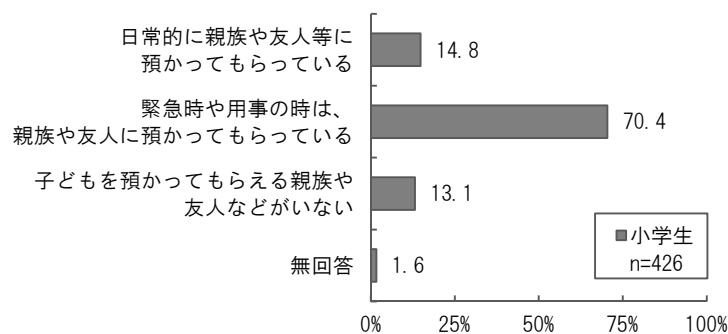
就学前児童・小学生保護者の多くは、親族・知人等からの協力を得られています。また、子育てに関して気軽に相談できる人がいる就学前児童の保護者は9割を超えており、大半の子育て家庭は、周囲の支援が得られている状況が伺えます。相談窓口の役割を担う「子ども館」（就学前11.2％・小学生0.7％）、「市役所の健康管理課」（就学前3.2％・小学生1.2％）、「市役所の子育て関連窓口」（就学前2.1％・小学生0.9％）の利用率は低い状況です。

【親族・知人等協力者の状況】



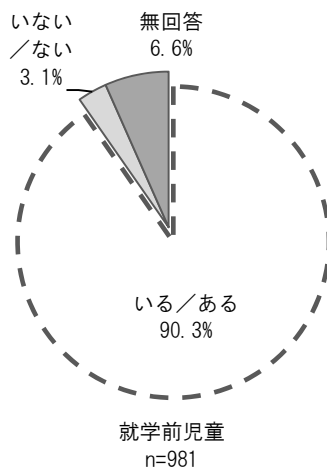
出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

【祖父母等の親族や友人・知人の子育て協力者の状況】

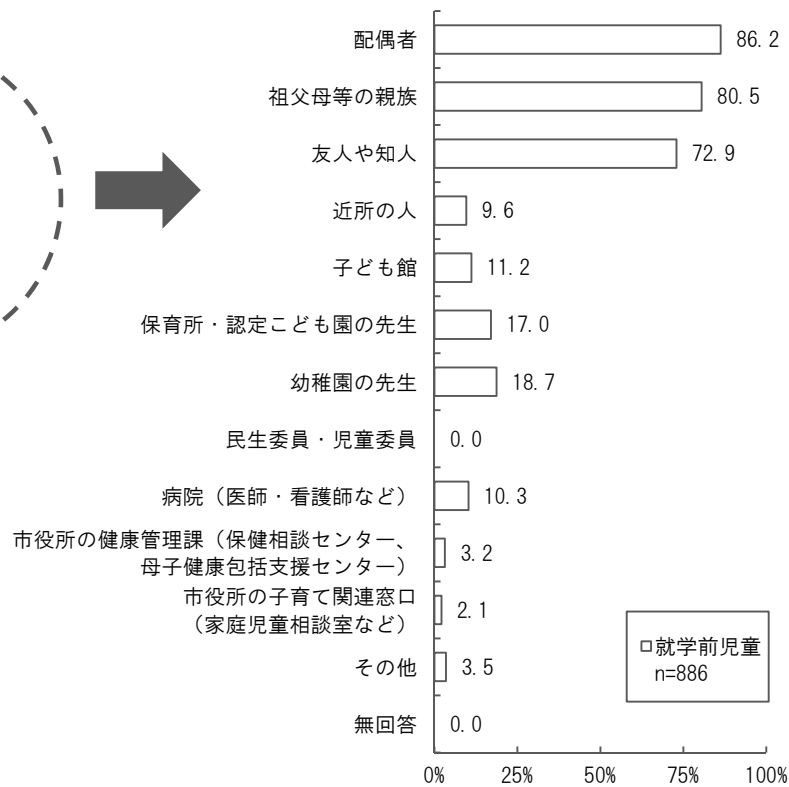


出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

【子育てに関して気軽に相談できる人の有無】

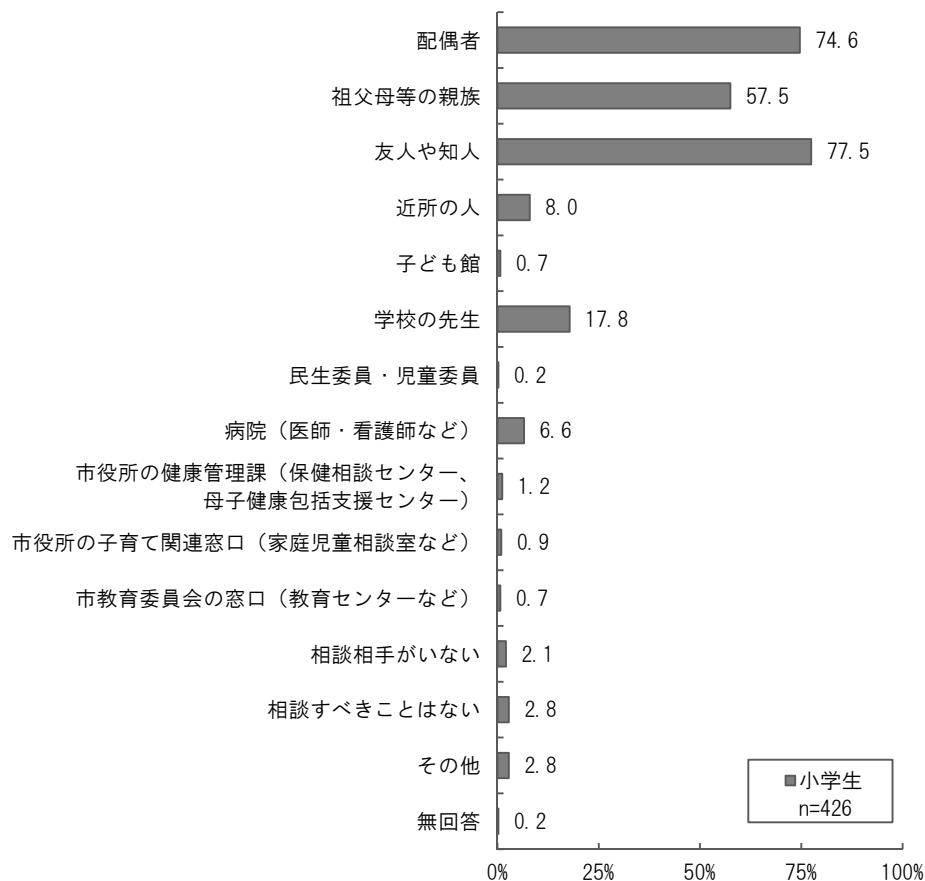


【気軽に相談できる相手（複数回答）】



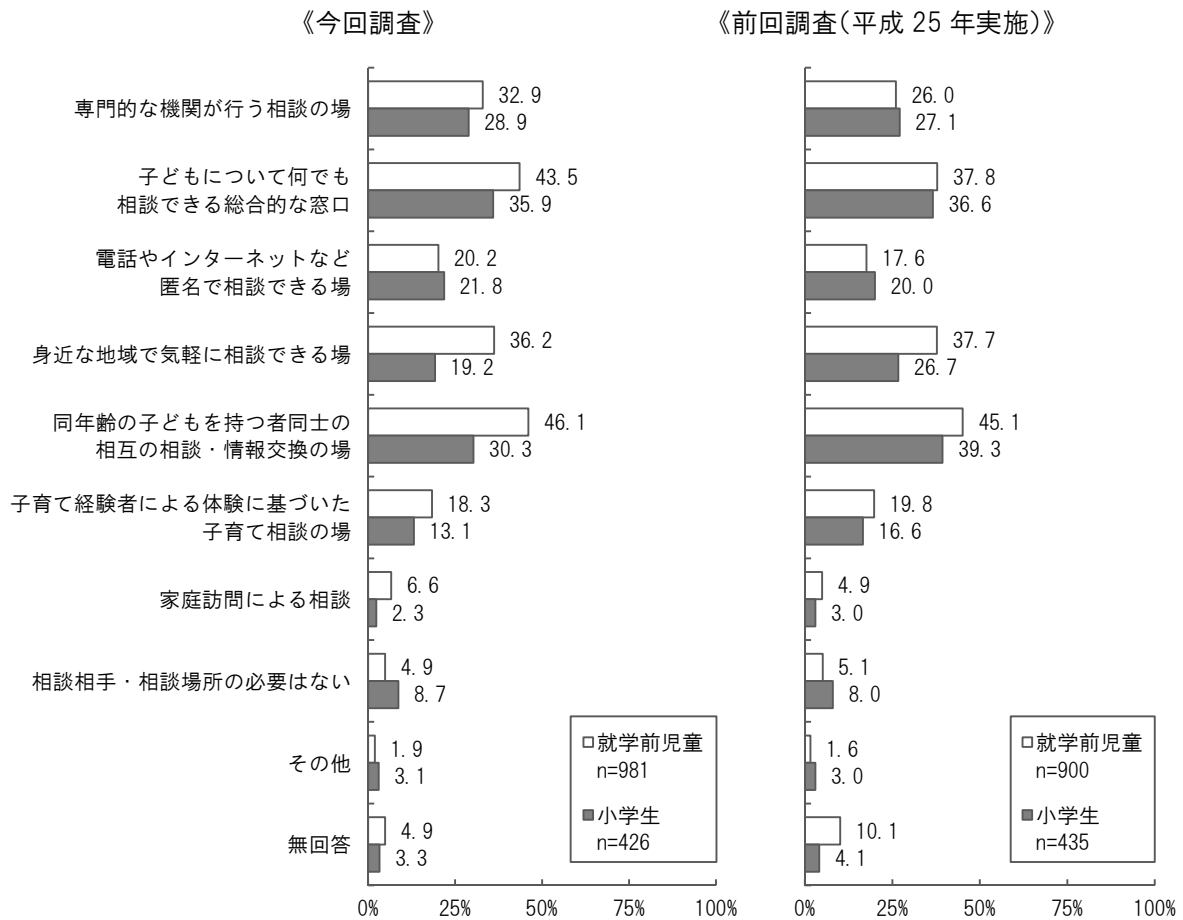
出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

【子育てに関する悩みや不安を相談する相手（複数回答）】



出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

【今後希望する子育てについての相談先（経年比較）（複数回答）】



出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

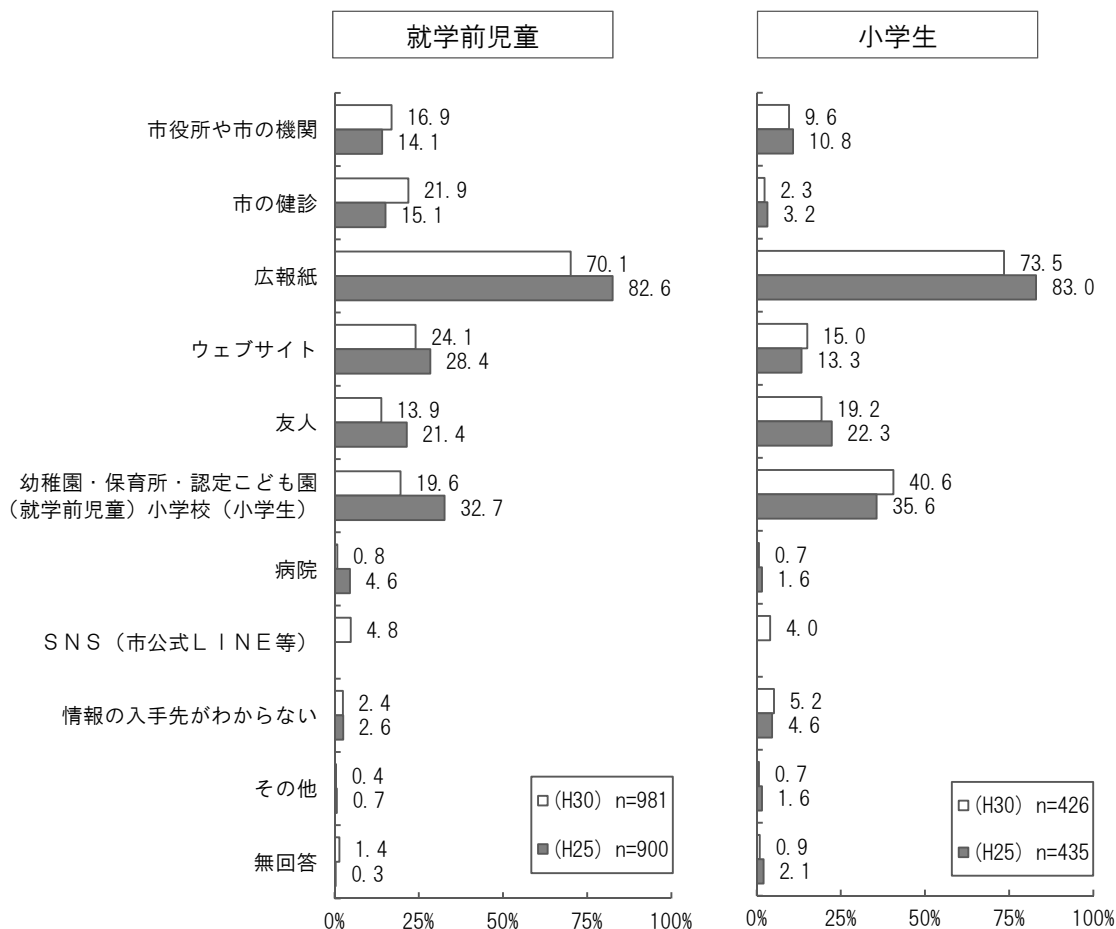
＊課題＊

既存の相談窓口の周知等の充実が求められています。

④ 子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先をみると、「広報紙」（就学前70.1％・小学生73.5％）の割合が最も高く、次いで、就学前児童の保護者では「ウェブサイト」（24.1％）、「市の健診」（21.9％）、小学生の保護者では、「小学校」（40.6％）、「友人」（19.2％）の順となっています。また、前回調査と比較すると、「広報紙」の割合が低下しており（就学前12.5ポイント・小学生9.5ポイントの減少）、他の入手先にもばらつきがみられることから、情報の入手先が多様化していることが伺えます。

【市の子育てに関する情報の入手先】



※H25年調査には「SNS（市公式LINE等）」の選択肢がありません。

出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

課題

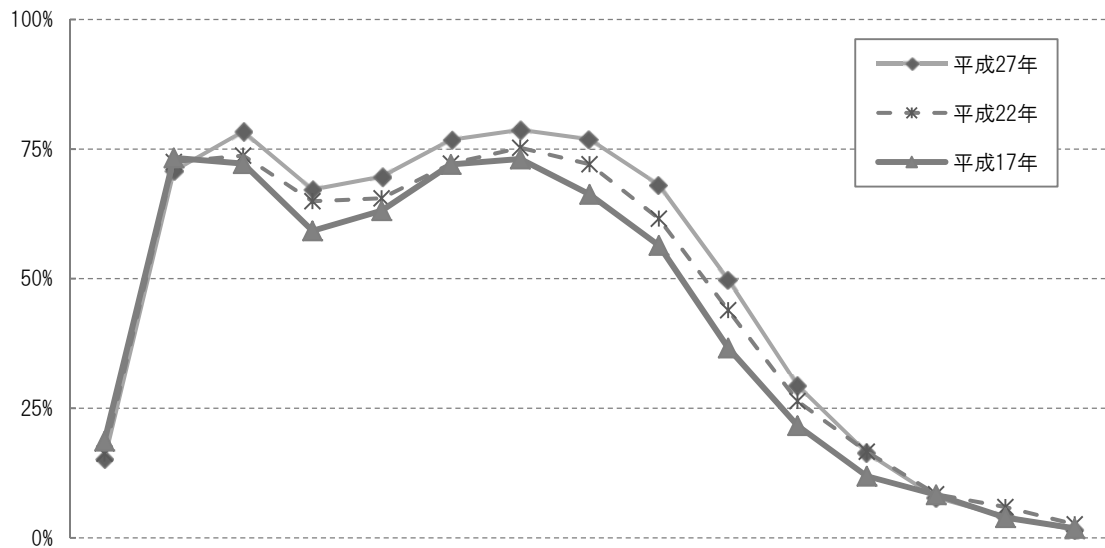
「広報紙」による情報収集が多くを占めているが、入手先の多様化を受け、紙媒体に加え、ウェブサイトやSNS等を活用した情報提供も充実していく必要性が考えられます。

3 就労状況について

(1) 女性の就労状況

① 女性の年齢別労働力率

女性の年齢別労働率の子育て世代と考えられる30～34歳が最も低くなるM字型となっており、平成17年・22年と比較して労働力率は増加しているものの、依然他の年代と比べ低くなっています。



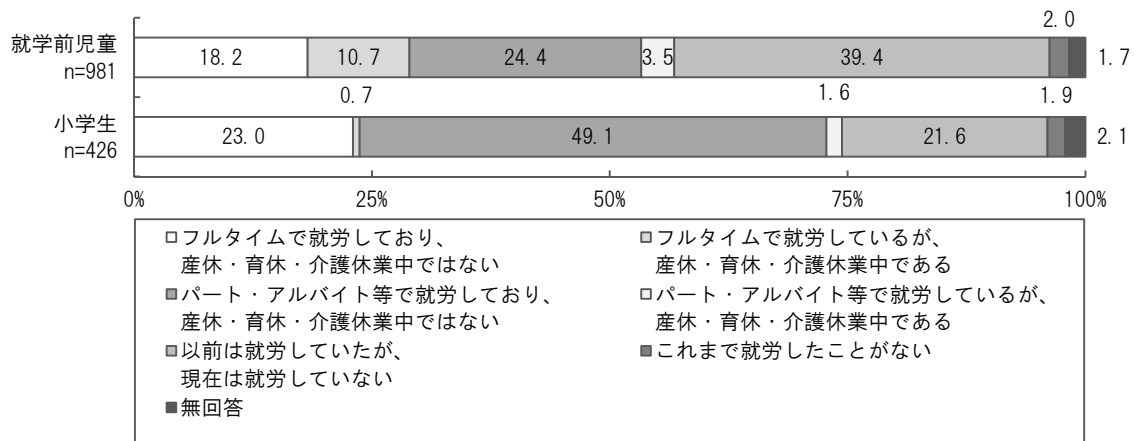
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成17年	18.7	73.3	72.2	59.2	63.1	72.0	73.1	66.3	56.4	36.6	21.7	11.9	8.3	3.9	1.8
平成22年	16.3	72.5	73.7	65.0	65.5	72.2	75.2	72.1	61.6	43.9	26.4	16.6	8.4	5.9	2.6
平成27年	15.2	70.8	78.4	67.2	69.7	76.8	78.7	76.9	68.1	49.8	29.4	16.4	7.8	4.1	1.6

出典：総務省統計局「平成17年、平成22年、平成27年国勢調査結果」

② 母親の就労状況

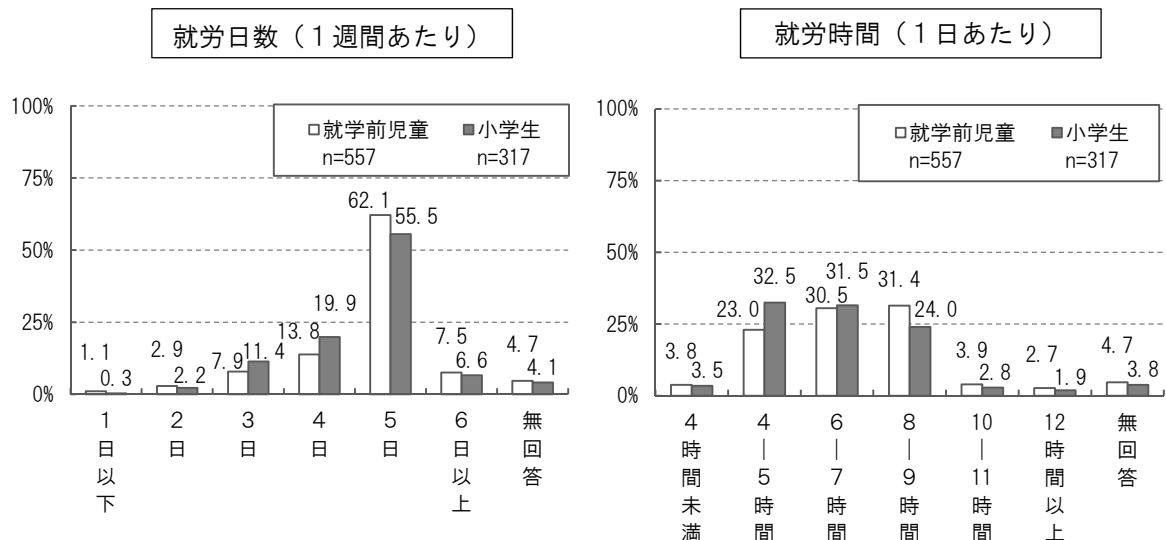
母親の就労状況をみると、就学前児童56.8%・小学生74.4%が就労しています（産休・育休・介護休業中含む）。また、就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに1週間あたり5日が最も高くなっています。

【母親の就労状況】



出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

【母親の就労日数・就労時間】



出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

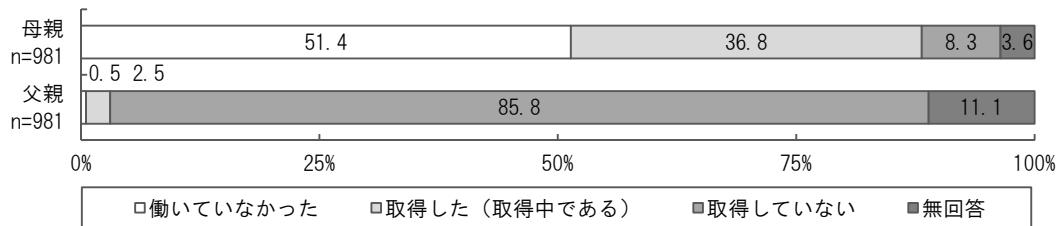
課題

子育て中の母親が就労しやすい環境を整備していく必要性が考えられます。

(2) 育児休業制度の取得率

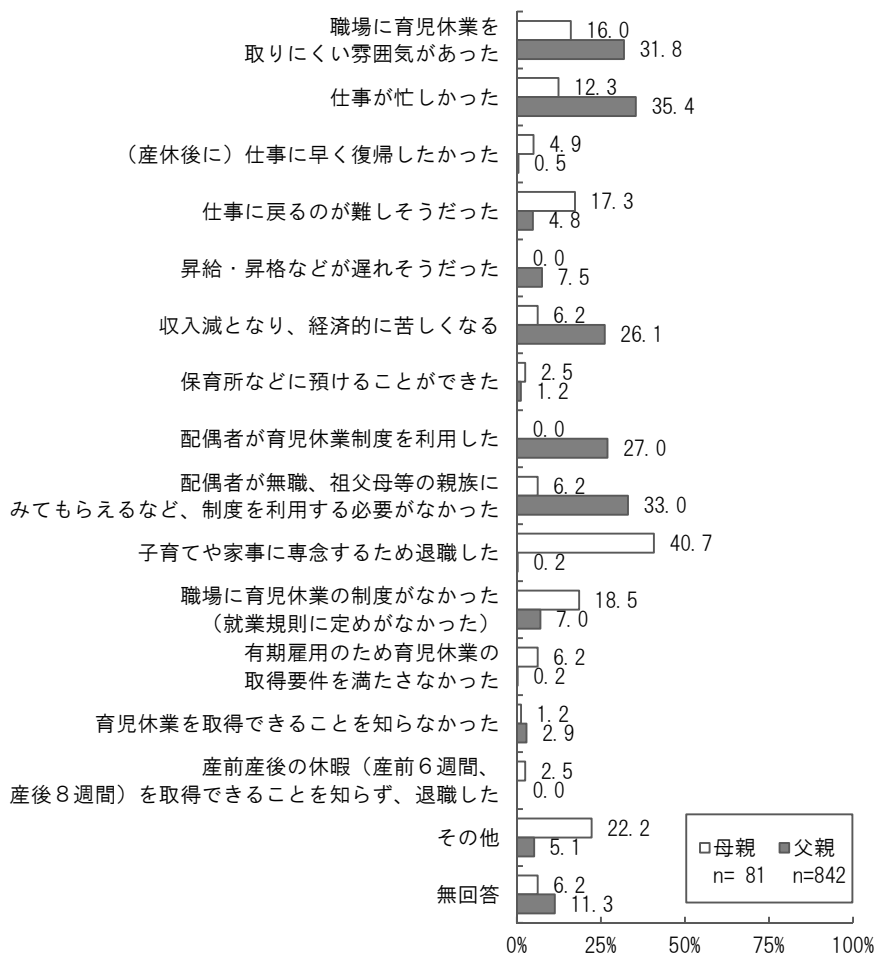
育児休業制度の取得率(「働いていなかった」を除く取得割合)をみると、母親は 75.7%、父親は 2.6%となっています。父親の取得率が低い理由として、「仕事が忙しかった」(35.4%)、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(33.0%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(31.8%)があげられます。

【育児休業制度の利用状況】



出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

【育児休業を取得していない理由(複数回答)】



出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

課題

父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりをはじめ、父親の育児参加への意識の醸成について進めていく必要性が考えられます。

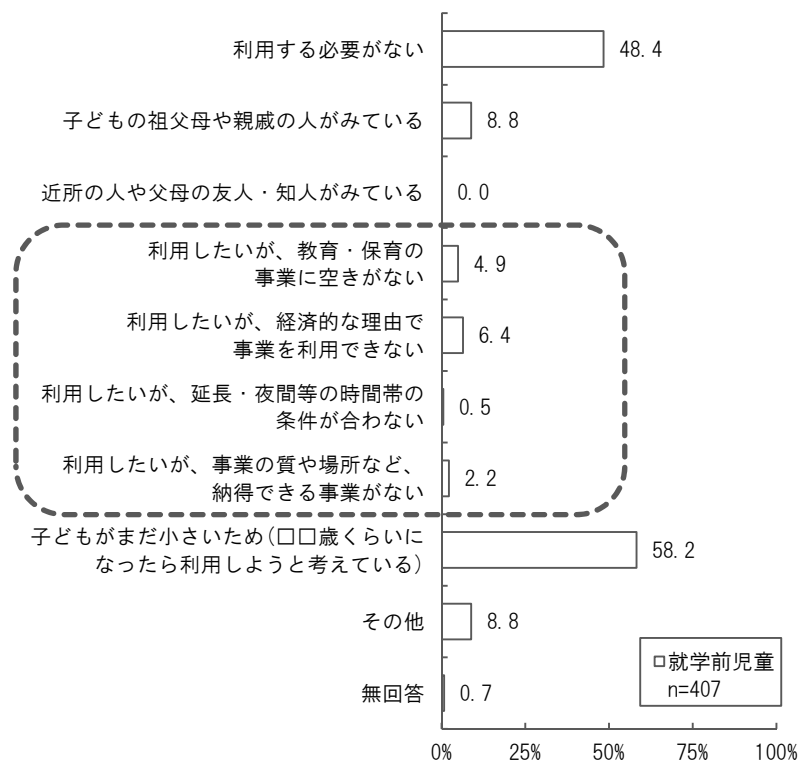
4 定期的な教育・保育事業について

(1) 定期的な教育・保育事業の状況

① 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用する必要がある」ため、利用していない方は、48.4%となっています。「利用意向はあるが、利用していない」理由としては、「経済的な理由」「教育・保育の事業に空きがない」「事業の質や場所など納得できる事業がない」「延長・夜間等の時間帯の条件が合わない」をあげており、合わせると14.0%となっています。

【教育・保育事業を利用していない理由（複数回答）】



出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

課題

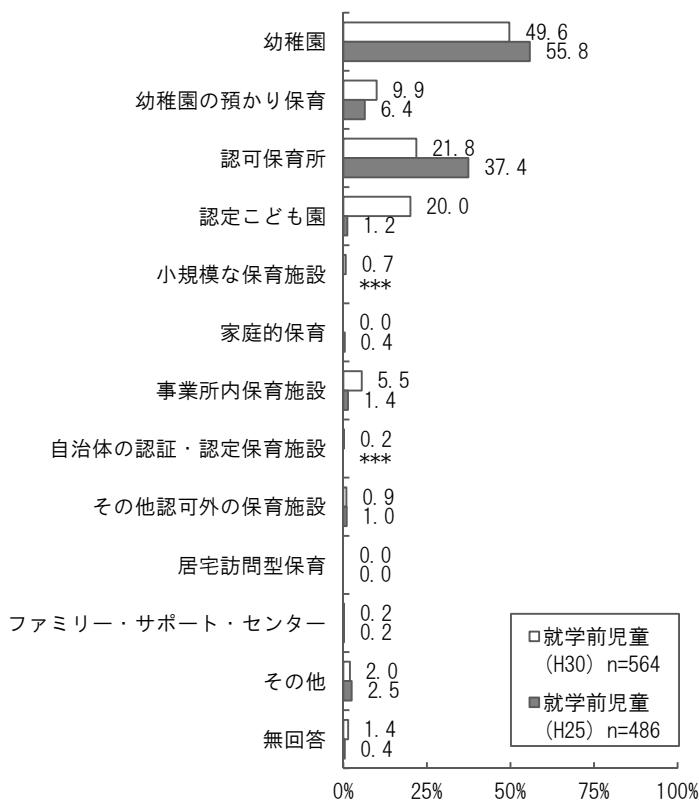
地域ごとの教育・保育ニーズに対応した定員数等を確保し、教育・保育事業の利用につなげることが求められています。

② 定期的な教育・保育事業の利用希望

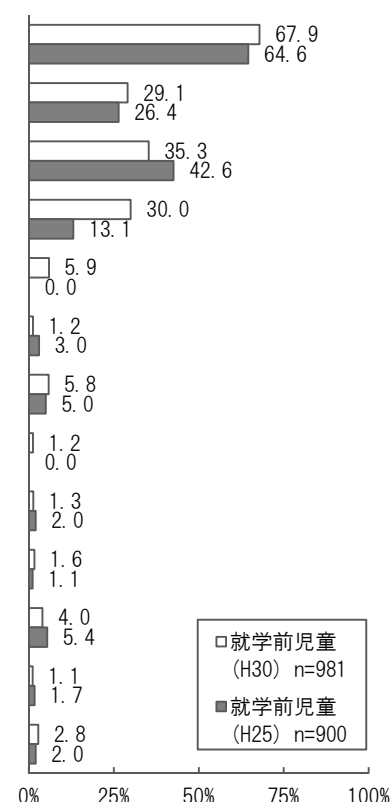
定期的な教育・保育事業について、利用希望が利用実態を上回る事業は、「幼稚園の預かり保育」（19.2ポイント）、「幼稚園」（18.3ポイント）、「認可保育所」（13.5ポイント）、「認定こども園」（10.0ポイント）となっています。

また上記の事業のみでなく、その他事業の利用希望についても、わずかですが利用実態を上回っており、定期的な教育・保育事業の選択肢が多様化している現状が伺えます。

【定期的な教育・保育事業の利用状況
（複数回答）】



【希望する定期的な教育・保育事業
（複数回答）】

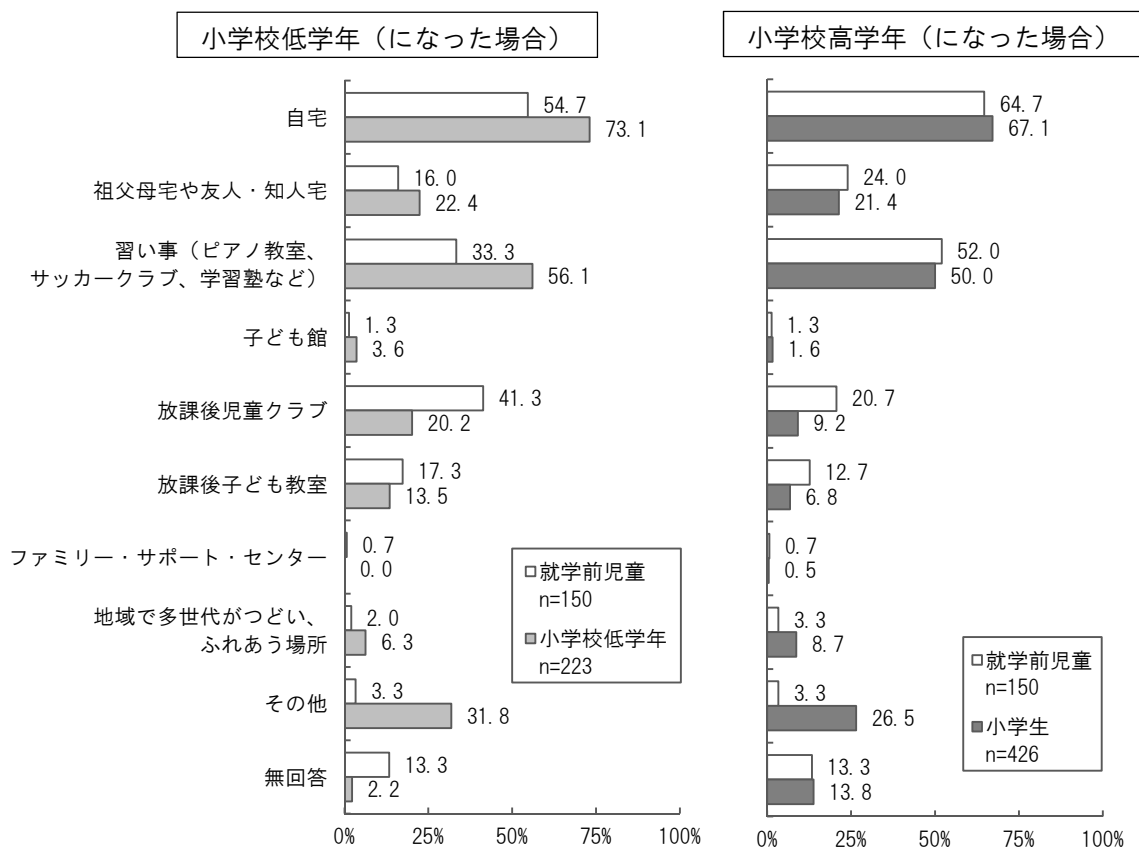


出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

③ 就学前児童の放課後児童クラブの利用希望について

放課後の時間を子どもにどのように過ごさせたいかについて、「放課後児童クラブ」の利用希望をみると、小学校低学年のうちは「放課後児童クラブ」（就学前41.3％・小学校低学年20.2％）となっています。一方、小学校高学年になると「放課後児童クラブ」（就学前20.7％・小学生9.2％）となり、低学年と比べ利用希望は大きく減少しますが、「自宅」（就学前64.7％・小学生67.1％）や「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（就学前52.0％・小学生50.0％）と、ニーズの変化が伺えます。

【放課後に過ごさせたい場所（複数回答）】



※「就学前児童」は5歳児のみ対象です

出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

5 地域の子育て支援事業について

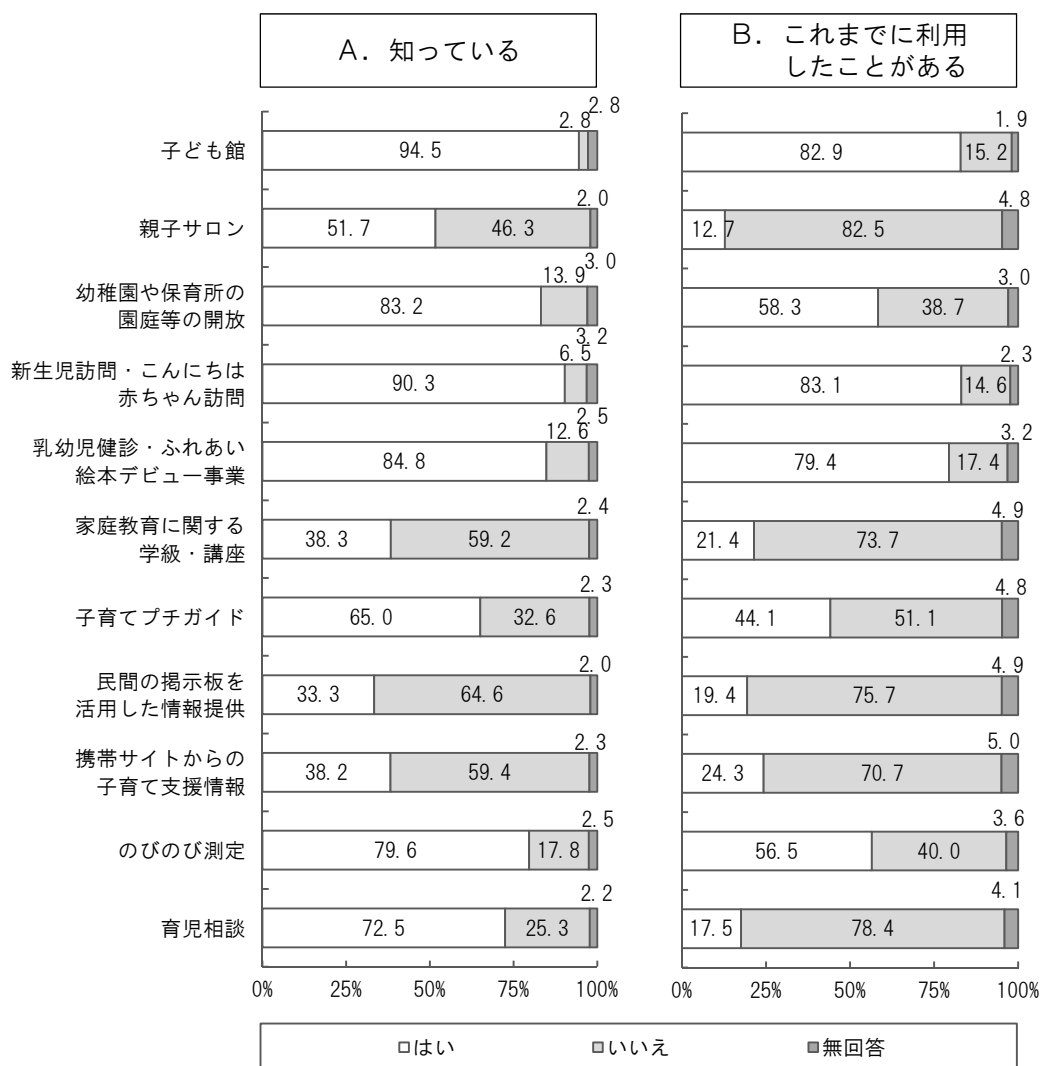
(1) 子育て支援事業の状況

① 子育て支援サービスに関する利用状況等

子育て支援事業の周知度をみると、「子ども館」(94.5%)、「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」(90.3%)、「乳幼児健診・ふれあい絵本デビュー事業」(84.8%)が上位を占めているものの、「民間の掲示板を活用した情報提供」(33.3%)、「携帯サイトからの子育て支援情報」(38.2%)の周知度は低くなっています。

周知度が高くて利用が少ない事業は、「育児相談」(17.5%)、があげられます。

【地域子育て支援事業の利用状況】



出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

(2) 地域活動への参加意向

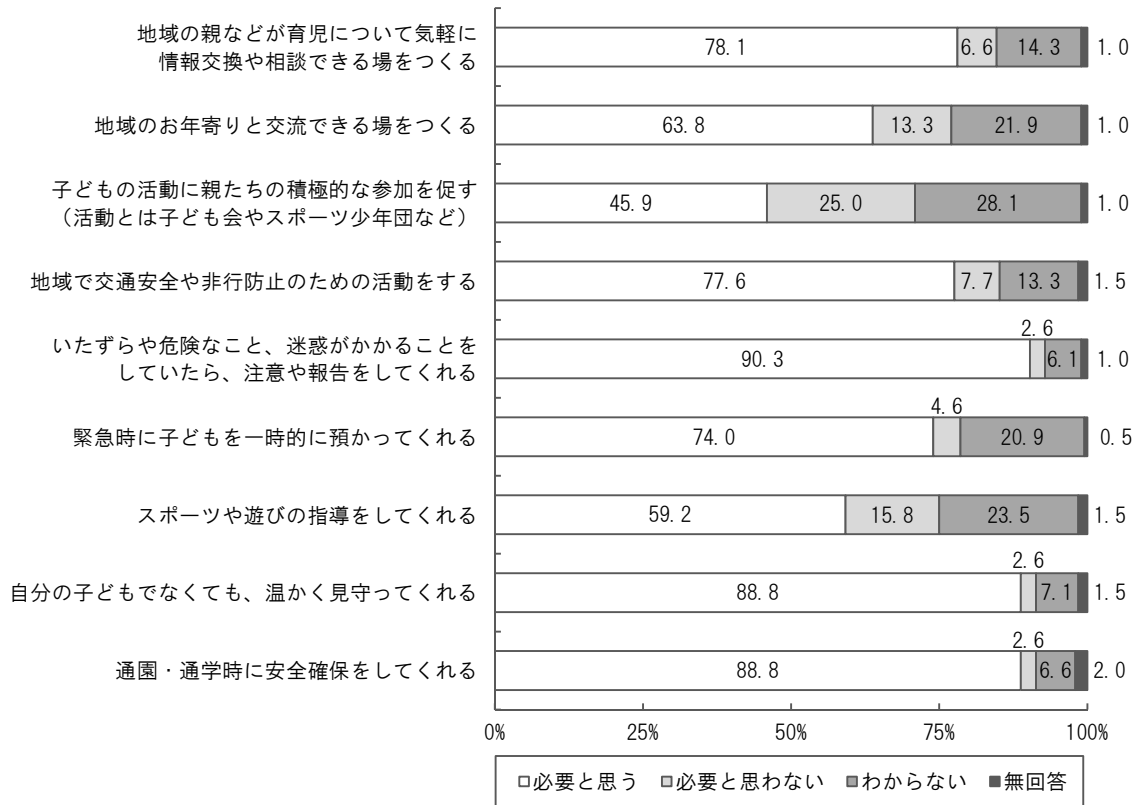
安心して子育てするために地域に必要な取り組みとして、「いたずらや危険なこと、迷惑がかかることをしていたら、注意や報告をしてくれる」(90.3%)、「自分の子どもでなくても、温かく見守ってくれる」「通園・通学時に安全確保をしてくれる」(各 88.8%)などをあげています。

これらの地域活動への参加意向をみると、20.4%が「おそらく断る」と答えています。

また、子育て中の親を支える事業について、今後の参加意向を前回調査と比べると、すべての事業でその割合は下回っています。理由として、「自分の生活で精いっぱい」と考えている人が多く、ボランティアをするには時間的・精神的な余裕がないことが考えられます。また、『「こんな事業があって、今ボランティアを何人募集している」ということが、今ひとつ市民に広がっていない気がする」という意見もありました。

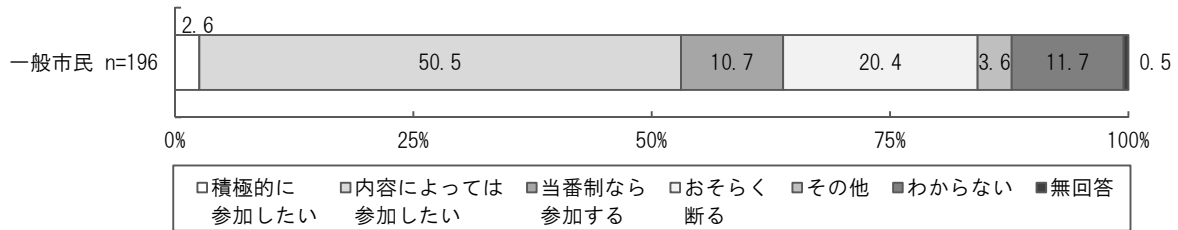
【子育てするために地域で必要だと思う取り組み】

一般市民 n=196



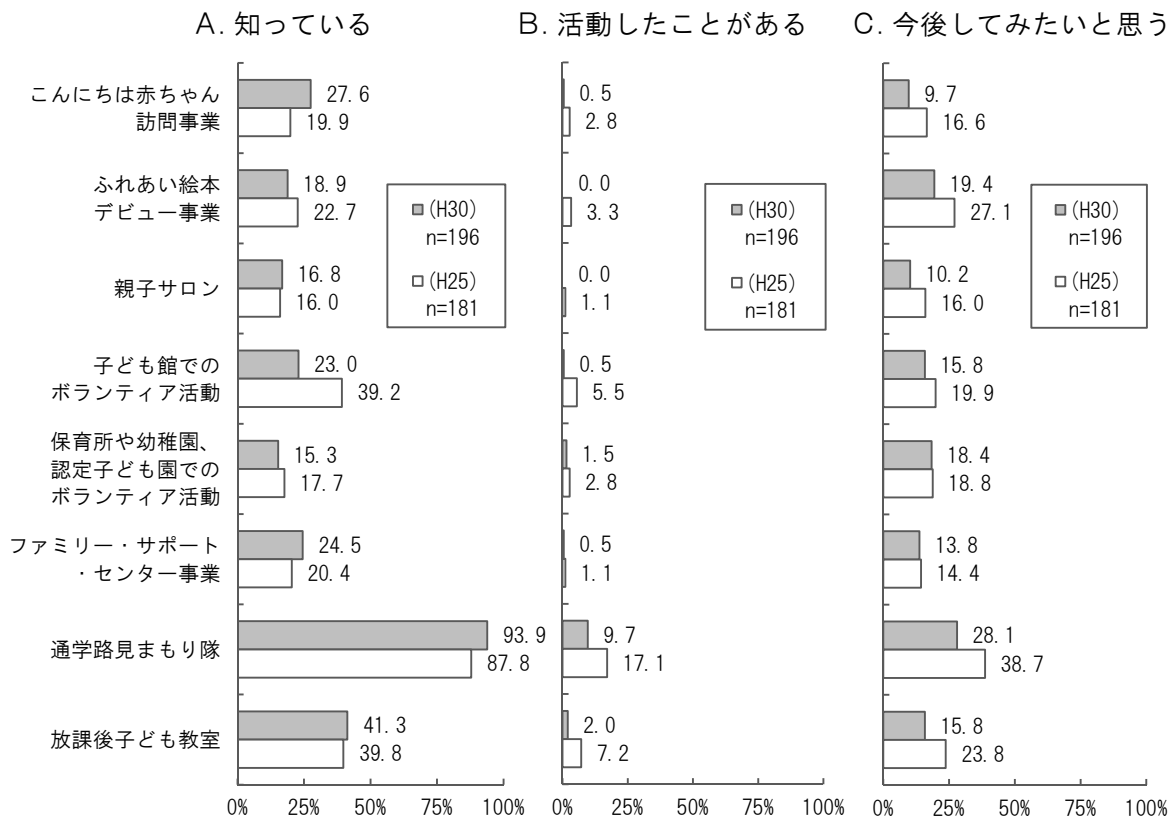
出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

【地域活動への参加意向】



出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

【子育て中の親を支える事業について】



出典：H30 各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

＊課題＊

地域活動への参加のきっかけづくりとなる情報提供の充実が求められています。

6 第1期各務原市子ども・子育て支援事業計画の総括

(1) 取り組んだ主な施策

令和元年度を見据え、施策展開を図った「第1期各務原市子ども・子育て支援事業計画」においては、「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち」を基本理念として掲げ、「子育て家庭を支える環境づくり」をはじめとする5つの基本目標のもと個別の事業や取り組みなど総合的な施策を展開し、概ね目標どおり事業を実施することができました。

【基本目標Ⅰ：子育て家庭を支える環境づくり】

「通常保育事業」「乳児保育事業」をはじめとする、多様な保育サービスの充実や6年生までの受け入れ、冬休み・春休みのみの受け入れなど、ニーズに応じてよりきめ細かい支援となるよう、「放課後児童健全育成事業」の拡充を図りました。また、新たに東保健センターや母子健康包括支援センター「クローバー」が開設したことにより、「乳幼児健診事業」や「妊婦相談」をはじめとする妊産婦や乳幼児の健康保持と増進等、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進しました。

【基本目標Ⅱ：地域の子育て支援力の向上】

「親子サロン」運営支援や、「まちづくり活動助成事業」など地域市民による自主的な活動の輪を広げたほか、「子育てヘルパー養成講座」を開催するなど、子育て家庭を地域全体で支えるためのボランティアの養成を図りました。

【基本目標Ⅲ：育児力向上のための支援】

「子育てに関する講座」の開催や「インターネットを使用した子育て支援情報の提供」、スーパーや医療機関へ「子育て支援に関する情報提供」をするなど、保護者が子どもの成長に応じた育児を学ぶための支援や子育て家庭に必要な支援情報の提供を行いました。また、「両親学級」や「子育て講演会」の開催など、父親が子育てへの理解を深める意識の啓発に努めました。

【基本目標Ⅳ：すべての子どもと家庭への支援の充実】

「寺子屋事業」の実施やライフデザインセンターの講座など、子どもの学びや体験の場の充実を図りました。また、全小・中学校に冷暖房設備を設置したり、学校のトイレ環境や公園・子ども広場の整備を行ったりするなど、子どもが安心して過ごすことのできる環境の整備に努めました。さらに、「要保護児童の適切な把握」や「養育支援訪問事業」を実施するなど、配慮を必要とする子どもと家庭への支援の充実を図りました。

【基本目標Ⅴ：ワーク・ライフ・バランスの充実】

女性の働き方の選択肢を増やすための合同企業説明会の実施や、女性求人に特化した「マザーズコーナー」の求人情報を子ども館に設置するなどの取り組みを行いました。また、男女共同参画講座を開催し、性別による固定的な役割分担意識の改善に取り組みしました。

(2) 第2期に向けた主な課題

【基本目標Ⅰ：子育て家庭を支える環境づくり】

「通常保育事業」については、目標どおり利用定員の確保ができていますが、希望する園が空いておらず、入所を辞退される方がおり、このような事態を解消する必要があります。

【基本目標Ⅱ：地域の子育て支援力の向上】

「親子サロン」運営事業は、地域によってサロンがなく、利用者が遠くのサロンを利用しているという現状があります。子ども館が近くにない地域に親子サロンができるようにする必要があります。

【基本目標Ⅲ：育児力向上のための支援】

子育て支援情報の提供について、スーパーや医療機関などで情報紙を掲示したり、ウェブサイト等で情報提供したりしていますが、その情報の存在を知らない市民の方がいます。発信した情報が必要な方に適切に届くよう、情報提供の工夫が必要です。

【基本目標Ⅳ：すべての子どもと家庭への支援の充実】

「要保護児童の適切な把握」や「養育支援訪問事業」を実施するなど、配慮を必要とする子どもと家庭への支援の充実を図っていますが、新たな社会問題である「子どもの貧困」についての対応が必要です。

【基本目標Ⅴ：ワーク・ライフ・バランスの充実】

仕事と家庭の両立支援に取り組む子育て支援企業を市ウェブサイトで紹介することで、その他の企業への意識啓発に取り組んでいます。子育てしやすい就労環境づくりが推進されるよう企業に対する一層のPRが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもと親が幸せを実感できるまち
～子どもと家族の笑顔を地域全体で育むために～

基本理念の考え方

次世代を担う子どもが健やかに育つためには、子育てに最も重要な責任を担う家庭の幸せを、地域社会全体で支えていくという認識が必要です。

さらに、よりきめ細かく温かい子育て支援の充実を図るため、市民や地域の団体、企業や行政等がそれぞれの特性を活かしながら、連携・協働の取り組みを進めていくことが必要です。このような考え方から本市では、第1期各務原市子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち～子どもと家族の笑顔を地域全体で育むために～」を基本理念とし、地域全体と連携して各種施策を推進していきます。

2 各務原市の子育て支援における特徴

「きずな ～人と人とのつながり～」

子どもの健やかな成長には、より多くの市民からの温かい応援がとても大切です。そして、人と人とのつながりの中で「きずな」を築き、「きずな」が深まるよう支援していきます。

(1) 親と子、子と子、親と親、家族と家族の「きずな」づくり

親子が遊びを通じた関わりの中で、子どもや親同士のつながりを深め、育児の楽しさや悩みを共有できる仲間づくりを支援します。

- 子ども館運営事業
- 幼稚園の子育て支援事業
- すくすく子育て広場



＜みんなであそぼ（子ども館）＞



＜すくすく子育て広場＞

(2) 子育て家庭と地域の「きずな」づくり

育児の応援活動を推進し、市民の見まもりや応援を充実することで、より安心な育児につなげます。

- 「親子サロン」運営支援
- 子育てボランティア「ばあば・じいじとあそぼう」
- こんにちは赤ちゃん訪問事業



＜親子サロン「プチトマト」＞



＜ばあば・じいじとあそぼう（子ども館）＞

（３）子どもと地域の「きずな」づくり

子どもの安全や、さまざまな体験活動を地域の自主的な活動で支え、地域市民が子どもとの関わりに喜びを感じるとともに、子どもや子育て家庭が地域に見まもられていることを感じる環境をつくります。

- 通学路ふれあい活動事業の支援
- 放課後子ども教室事業
- 寺子屋事業



＜通学路ふれあい活動事業＞



＜寺子屋事業（ものづくり見学事業）＞

（４）親の学びによる親子の「きずな」づくり

親が子どもの成長に応じた育児を学ぶ機会や内容を充実することにより、育児不安を減らし、より楽しい育児につなげます。

- 子育てに関する講座・講演会
- 子育て広場事業



＜食育講座（子ども館）＞



＜子育て広場事業＞

3 基本目標

第1期各務原市子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、基本理念を実現するために必要となる視点を基本目標として定めました。



基本目標1 子育て家庭を支える環境づくり

子どもの健やかな成長と、子育て家庭の楽しい育児を支援するため、保育サービスを充実するとともに、よりきめ細かい支援となるよう、市民との協働という考え方のもとに、まちぐるみで育児を応援する事業の充実を図ります。

また、妊産婦や乳幼児の健康保持と増進を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。



基本目標2 地域の子育て支援力の向上

次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支えるための意識啓発を図るとともに、地域市民による自主的な活動の輪を広げます。

また、地域における多様な子育て支援活動を推進するため、子育て支援ボランティアの養成やNPO法人等とのネットワークの形成を図ります。



基本目標3 育児力向上のための支援

親が子どもの成長に応じた育児を学ぶことにより、家庭での育児が安心して楽しいものになるよう支援するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談の充実に努めます。

また、父親が育児の楽しさを実感できる事業や、子育てへの理解を深める意識の啓発により、夫婦、家族で協力して子育てをする喜びにつなげます。



基本目標4 すべての子どもと家庭への支援の充実

子ども一人ひとりの個性が尊重され、いきいきと健やかに成長できるよう学びや体験の場の充実を図るとともに、安心して過ごすことができる環境の整備に努めます。また、子どもの貧困・虐待など配慮を必要とする家庭に対する支援を充実し、気軽に相談ができ、適切なサービスが利用できる環境をつくります。



基本目標5 子育てと仕事の両立のための支援

安心して仕事ができるよう、子育て支援事業の充実を図るとともに、育児と仕事を両立しやすい環境の整備と意識啓発に努めます。

第4章

施策の体系と展開

第4章 施策の体系と展開

1 施策の体系

《基本理念》

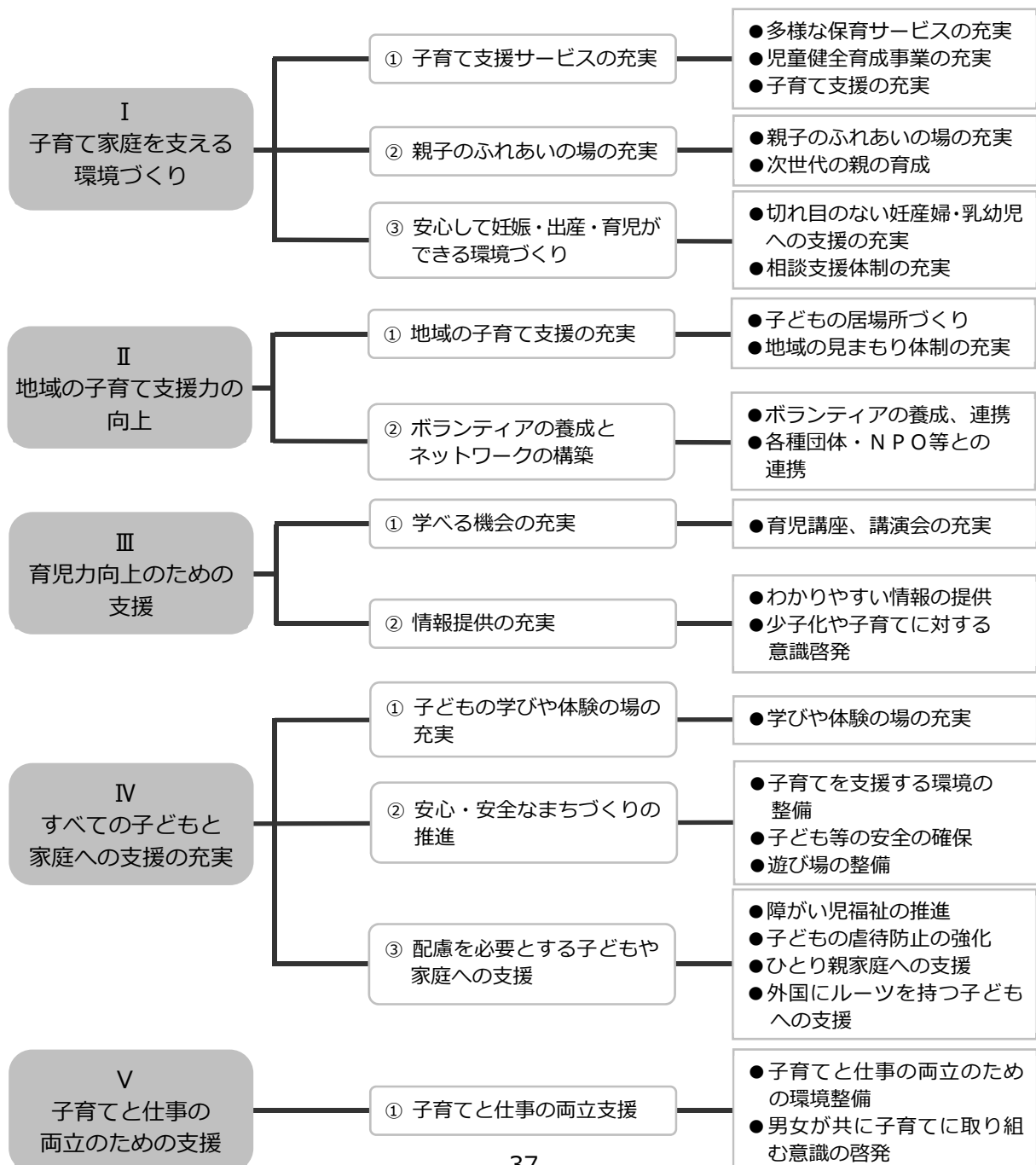
すべての子どもと親が幸せを実感できるまち

～子どもと家族の笑顔を地域全体で育むために～

《基本目標》

《施策目標》

《重点施策》



2 施策の展開

5つの基本目標に基づく11の施策目標のもと、事業を展開します。

基本目標Ⅰ 子育て家庭を支える環境づくり

核家族化等で近くに頼れる祖父母や親戚がおらず、子育てが孤立し、出産や子育てに対する不安や負担感を持つ人が増加しています。同時に、共働き家庭やひとり親家庭が増加するとともに、個人のライフスタイルや就労形態も大きく変化しており、それぞれのニーズに応じたきめ細かな子育て支援が求められています。

こうした中で子どもを安心して生み育てるためには、妊娠・出産期から親子の健康を確保するための母子保健に関する取り組みをはじめ、子どもの成長段階に合わせ、多様な保育サービスの提供や地域における支援体制の整備など、きめ細かな支援の手を差し伸べる必要があります。さらに、「子どもの視点」に立ち、子どもが夢を持って健やかに成長できるよう、「子どもの最善の利益」を考慮した子育て環境を整備する必要があると考えます。

本市では、子育て家庭・地域・企業・行政などが連携・協働し、まちぐるみで子育て家庭を温かく見まもり、子育てに対する不安や負担を和らげ、子育ての喜びを感じることができるよう環境づくりを進めます。

施策目標Ⅰ-① 子育て支援サービスの充実

市民の声・会議の意見

- ・放課後子ども教室はとても良かった。3年生以降もあるといい。
- ・幼児教育・保育の無償化により入所児童が増加し、そのしわ寄せが保育士に来てしまうと、保育士の質の確保ができるか、労働環境が悪化してしまわないか心配。
- ・放課後児童クラブに求められるのは、子どもの見まもりだけではない。これからは、いかに子どもが主体的に施設に集まるか、異年齢の子と関わる力を持つことがどれほど大きな社会性を身につけることなのかを考え、支援を進めていく必要がある。

《重点施策》●多様な保育サービスの充実

・施策の方向性

多様化する保育ニーズに対応するため、地域ニーズを踏まえながら、子どもや保護者の視点に立った教育・保育環境の安定的な提供に努めます。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業 ★：利用量の見込み等の見直しが必要な事業（第5章掲載）

事業名		事業内容
1	通常保育事業 【子育て支援課】	保護者の就労・就学・疾病等の理由により、家庭で保育できない児童を保育所等において保育します。
2	乳児保育事業 【子育て支援課】	産前産後や育児休業終了後の就労等に対応するため、0歳児から保育します。
★3	延長保育事業 【子育て支援課】	多様化する保育ニーズに対応するため、保育所等において、通常の保育時間から延長して保育を実施します。
★4	一時預かり事業 【子育て支援課】	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ等の理由により、児童の保育が困難になったときに、一時的に保育所等において児童を預かります。
★5	病児・病後児保育事業 【子育て支援課】	病院敷地内にある病児・病後児保育室において、病気中や病気回復期であり、家庭で保育できない児童を一時的に預かります。
◎6	障がい児保育事業 【子育て支援課】	集団保育が可能な障がい児を受け入れ、保育所等の生活を通して発達の促進と生活習慣の自立を支援します。
◎7	保育内容の充実 【子育て支援課】	一人ひとりの主体性を大切にしながら、保育の質の確保と向上を図ります。また、小学校との連携を計画的かつ継続的に行い、円滑な接続をしていきます。
8	幼稚園や保育所における安全・安心な給食の提供 【子育て支援課】	乳幼児の体調やアレルギーに配慮した安全・安心な給食を提供します。
9	保育所の整備 【子育て支援課】	老朽化した施設を整備し、児童に安全で快適な保育環境を提供していきます。
10	施設改修費補助事業 【子育て支援課】	私立保育所等が老朽化のために行う改修工事や、定員を増員するために行う増築工事等に必要な費用の一部を助成します。
★11	適正な教育・保育の量の確保 【子育て支援課】	多様化・複雑化する保護者の保育ニーズに対応するため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、さまざまな方策により、保育の質を損なうことなく、適正に教育・保育定員を確保していきます。また、幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合は、必要な体制づくりを支援します。
12	民間企業内保育所開設支援事業 【子育て支援課】	事業所内で保育所を設置する企業に対し、開設するための施設・設備等の一部を援助します。
★13	ファミリー・サポート・センター事業 産後お助け隊 【社会福祉協議会（子育て支援課）】	子どもたちの健やかな成長を見まもり、子どもを安心して生み育てることができる環境をつくることを目的として、育児に関する相互援助活動事業を実施します。また、産後の安静が必要な時期に、家事や育児の援助を行い、保護者の負担を軽減し、出産後の安心な環境をつくります。
14	幼児教育・保育の無償化 【子育て支援課】	保育所や認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等に通う市民税非課税世帯等の0歳から2歳までの児童と3歳以上（保育を受ける児童は年少以上）のすべての児童に対し、保護者の経済的負担の軽減等を目的に利用料の無償化を行います。幼稚園や認可外保育施設等に通う児童の無償化のために保護者に給付する施設等利用給付については、保護者の利便性を考慮し可能な限り「現物給付※1」と「償還払い※2」を実施します。また、幼児教育・保育の質を担保するため、県と連携しながら進めていきます。 ※1 現物給付…保護者は施設に利用料を支払わず、市が利用料にあたる施設等利用給付を施設に支払うこと。 ※2 償還払い…保護者が施設に利用料を一時的に支払い、その後申請を行い、市から費用の払い戻しを受けること。

事業名		事業内容
16	多子世帯の病児・病後児 保育の利用料の免除 【子育て支援課】	18 歳までの児童を 3 人以上扶養する世帯について、子どもの病児・病後児保育の利用料を免除します。
17	ワールドカフェ事業 【子育て支援課】	幼児教育を専攻する者や関心を持つ高校生、大学生及び保育士を対象に幼児教育を主テーマとした研修会を開催します。保育への関心・理解を深め、将来の保育士確保へとつなげていきます。

＜重点事業＞

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和 6 年度に 向けての取り組み
6	障がい児保育事業	公・私立保育所 17 園で集団保育が可能な障がい児の受け入れを行いました。	今後も継続して実施し、集団保育が可能な障がい児の受け入れ体制を整えていくとともに、児童発達支援事業所に通所中の児童と積極的に交流する機会を提供します。
7	保育内容の充実	公・私立保育所等で公開保育や保育士研修会を実施するとともに、小学校や幼稚園とも連携した研修を実施しました。 ・公開保育の実施 ・保育士研修会の実施（1 回/月） ・幼稚園・保育所・小学校の 合同研修会 （指導者研修会の実施：4 回）	今後も幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等が連携し、保育士等研修会や公開保育等により、幼児教育・保育の充実を図っていきます。また、幼保小の連携がさらに深まるよう研修会等を行います。

《重点施策》 ● 児童健全育成事業の充実

・施策の方向性

地域で子ども同士が安全・安心に交流を行い、多様な経験や活動ができるよう、放課後の居場所の提供をはじめ、道徳教育や健康づくりの充実、読書活動等を推進します。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業 ★：利用量の見込み等の見直しが必要な事業（第 5 章掲載）

事業名		事業内容
★ 1	放課後児童健全育成事業 【教育委員会総務課】	仕事等の都合により子どもだけになる家庭の児童を放課後等に見まもりします。
◎ 2	放課後子ども教室事業 【青少年教育課】	放課後を活用し、遊びや物づくりなどを通して、子どもと地域の大人がふれあえる場をつくりします。
3	道徳教育の充実 【学校教育課】	「特別の教科 道徳」の時間を要とした「豊かな心の育成を目指した道徳教育」の一層の充実を図ります。
◎ 4	地域とともにある 学校づくりの推進 【学校教育課】	コミュニティ・スクールの推進を通して、学校、家庭、地域が子どもたちに願う姿を共有し、地域全体で子どもたちを育む取り組みの充実を図ります。

事業名		事業内容
5	『各務原市子どもの読書活動推進計画』に基づく事業の実施 【中央図書館】	子どもたちが読書によって自ら学ぶ楽しさを知り、自立して、人生をより深く生きる力を身につけることができるよう、子どもたちの幸せを願って策定した計画に基づき、子どもの読書活動推進のための啓発を行います。
6	指導計画の改善・充実 【学校教育課】	基礎的・基本的な学力の確実な定着のための指導方法の工夫・改善のほか、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行います。
7	保健体育の授業と体力づくりの充実 【学校教育課】	運動に親しむ資質や能力を育て、健康の保持増進を図るよう、指導計画・方法を工夫します。
8	小児生活習慣病予防対策事業 【学校教育課】	肥満傾向（肥満度 20%以上）の児童・生徒と保護者に呼びかけ、夏休み健康教室を開催し、運動する楽しさや食事の大切さを学びます。また、小4・中2の児童・生徒に脂質検査や学校医による講話を実施し、検査結果に基づき、指導が必要な児童・生徒に対する生活習慣病予防のための指導をします。その他、小・中学校保護者を対象とした「健康講話」を実施します。
9	喫煙防止教育事業 【健康管理課】	喫煙防止教育を希望する中学校に対して、生徒を対象とした喫煙防止の健康講話を実施します。

＜重点事業＞

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に向けての取り組み
2	放課後子ども教室事業	地域の方々の特技などを活かした活動を通じて、多くの児童と大人が楽しくふれあう時間をつくりました。また、放課後児童クラブに在籍する児童で希望者は放課後子ども教室に参加できるよう、連携を図りました。	全小学校での活動を継続していき、子ども達が地域の方々とふれあえる環境の充実に努めていきます。
4	地域とともにある学校づくりの推進	各小・中学校では、年間を通じて計画的に、授業参観、各行事等を実施し、保護者等に学校を開放することに努めました。	計画的に授業参観や各行事を実施し、学校開放に努めるとともに、「学校運営協議会」等の評価をもとに、各学校の実態に応じた改善等に努めていきます。

《重点施策》●子育て支援の充実

・施策の方向性

シルバー人材センターや幼稚園での預かり等、地域資源を生かし、保護者の育児負担の軽減を図ります。また、子育て家庭の経済的な生活の安定を通して、豊かな子育てが実現できるよう、手当や助成事業などの適切な運営や制度の普及を図ります。

＜事業一覧＞

事業名		事業内容
1	シルバー人材センターの子育て支援事業 【シルバー人材センター】	センター内の託児ルームでの預かりや、行事等での託児、掃除・洗濯等の家事援助を行います。

事業名		事業内容
2	幼稚園預かり保育事業 【幼稚園（子育て支援課）】	教育時間（標準の預かり時間）終了後に園児を幼稚園内で預かります。子育て家庭に、時間的余裕を持ってもらうことで、子育てを支援します。
3	こども医療費の助成 【医療保険課】	中学生までの入院・通院分の保険診療自己負担額を助成します。
4	児童手当の支給 【子育て支援課】	「児童手当法」に基づき手当を支給し、家庭生活の安定と児童の健全育成を図ります。
5	就学援助費の支給 【学校教育課】	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、法律に基づき就学援助費を支給します。（学用品費・給食費・修学旅行費等の助成）
6	各務原市児童育成福祉 助成金の支給 【社会福祉課】	生活保護法による保護を受けている児童、各務原市準保護世帯福祉医療費助成に関する条例の規定による登録台帳に登録されている児童を対象に修学旅行費や課外活動費等の一部を助成します。

施策目標Ⅰ-② 親子のふれあいの場の充実

市民の声・会議の意見

- ・子育て広場のように、親子で楽しめるイベントがあるとうれしい（土日で開催してほしい）。
- ・母1人でも2、3人の子を連れて気軽に行ける遊び場があるとうれしい。
- ・各務原市は子ども館も多く、小さい子を育てる人達にとって、とても住みやすい環境だと思う。

《重点施策》●親子のふれあいの場の充実

・施策の方向性

親子が気軽にふれあえる場を提供し、親子の絆づくりや楽しい子育てを支援するほか、子どもと子ども、親と親、家族と家族のつながりを深めていきます。また、同世代や多世代が交流できる場を提供し、育児ネットワークの構築に努めます。

<事業一覧> ◎：重点事業 ★：利用量の見込み等の見直しが必要な事業（第5章掲載）

事業名		事業内容
★ 1	子ども館運営事業 【子育て支援課】	遊びを通して子育て親子をサポートするほか、親子のつどいの場の提供や育児相談、講座・講演会の開催、子育てに関する情報提供等を行います。
◎ 2	ふれあい絵本デビュー事業 【子育て支援課】	育児の中に絵本を取り入れ、親子のふれあいの時間を大切にし、親子の絆を深め、より楽しい育児につなげます。
3	幼稚園の子育て支援事業 【子育て支援課】	幼稚園で地域の乳幼児親子等が集える場を提供します。

事業名		事業内容
4	すくすく子育て広場 (保育所) 【子育て支援課】	未就園の親子がふれあう場、地域の育児ボランティアとの交流の場を設定し、より楽しい育児環境を提供します。
5	保育所地域活動の推進 【子育て支援課】	保育所や地域において、世代間交流や異年齢児交流、子育て講座等を実施し、地域とふれあう機会を提供します。
6	那加保育園「たんぽぽ」 【子育て支援課】	未就園の親子がふれあう場の設定や育児相談、子育てセミナー等を開催し、保護者がリフレッシュできる場を提供するなど、子育て親子をサポートします。
7	ラ・ルーラ（子ども家庭 支援センター） 【中部学院大学 (子育て支援課)】	親子のつどいの場を提供し、子育ての仲間づくりの支援や子育てに関する相談に応じています。
8	東海えほんの森 【東海学院大学 (子育て支援課)】	地域の乳幼児や保護者、近隣幼稚園や保育所（園）の園児に「絵本に親しむ場」「交流の場」を提供しています。

<重点事業>

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に 向けての取り組み
2	ふれあい絵本デビュー 事業	4か月児健診時（月3回）に、絵本ボランティアが読み聞かせを実践したり、母親と会話をしたりしながら、絵本と子育て支援情報を配布しました。また、11か月児健診時（月2回）に乳幼児の保護者のサポートを行いました。	継続して実施し、絵本を介した親子のふれあいの大切さを伝えていきます。

《重点施策》●次世代の親の育成

・施策の方向性

これから親になる世代が、命の大切さの理解や思いやりの心と親になる喜びを育むため、学習の機会の充実や乳幼児とのふれあいの場を提供します。また、職場体験を通じて、働くことへの意識啓発や社会の仕組みについて学ぶ機会を提供します。

<事業一覧>

事業名		事業内容
1	赤ちゃんとのふれあい体験活動の充実（子ども館） 【子育て支援課】	各子ども館のふれあい広場を活用し、小・中学生等が、赤ちゃんとのふれあいを体験することで、命の大切さを学び、親と子の関係を考えるきっかけとなる場を提供します。
2	多様な体験活動の機会の充実 【学校教育課】	小学校における福祉体験活動や、中学校における職場体験活動等の実施により、望ましい職業観・勤労観と生きる力を育みます。

施策目標Ⅰ-③ 安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり

市民の声・会議の意見

- ・ のびのび測定はこれからも継続してほしい。初めての子育てのときには気軽に相談でき不安も解消できた。
- ・ 1歳になるまでは、何かと不安なので、話をきいてくれるサポートがあると、とてもうれしい。
- ・ 子育てをしていくうえで、悩みを共有できる場があれば参加したい。

《重点施策》●切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援の充実

・ 施策の方向性

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて子どもや母親の健康が保持されるように、健康診査や訪問事業、各種健診等の充実を図ります。また、親の育児不安の解消を図るため、妊娠期から相談指導を実施し、乳幼児期まで継続した支援を実施します。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業 ★：利用量の見込み等の見直しが必要な事業（第5章掲載）

事業名		事業内容
1	一般不妊治療助成事業 特定不妊治療助成事業 【健康管理課】	保険適応外の一般不妊治療（人工授精）及び特定不妊治療（体外受精及び顕微授精、男性不妊治療）の費用を助成します。
◎ 2	マタニティ広場事業 【健康管理課】	妊娠・出産・育児について情報提供を行い、安心して妊娠中を過ごせるよう不安や悩みについて相談・助言を行います。また、妊婦同士が交流できる場を提供し、仲間づくりの機会とします。一部の講座では両親で参加し、夫婦で協力して子育てができるよう、妊婦体験や参加者同士の交流を行います。
★ 3	妊婦健康診査事業 【健康管理課】	母子健康手帳交付時に、妊娠中の異常を早期に発見し、妊婦の健康管理を図ることを目的に妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査の定期的な受診を勧めます。
4	新生児聴覚検査助成事業 【健康管理課】	新生児の聴覚障がい早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査費用を助成します。
5	産後のケア事業 【健康管理課】	母乳での育児を支援するため、母乳育児相談助成や母体や新生児の健康確保を図るため産後1か月健康診査を助成します。また、産後ケアを必要とする産婦・乳児に対して、心身のケアや育児のサポート（産後ケア）を行います。
★ 6	新生児第1子全戸訪問事業 【健康管理課】	生後1～2か月頃に訪問して、体重測定や育児、産後の体調、母乳などの相談を行います。
7	乳幼児健診事業 （母子保健事業） 【健康管理課】	乳幼児の発育・発達を確認するとともに、病気や発達の遅れを早期に発見し、医療機関等につなげます。また、健やかな成長のために必要な指導を行い、育児の相談や助言を行います。
8	予防接種事業 【健康管理課】	予防接種法に基づき、感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を実施します。

事業名		事業内容
9	2歳児歯科教室 (歯科保健事業) 【健康管理課】	乳歯のむし歯が急増する2歳児の親子に対して歯や口の健康についての話や歯みがき状態を確認し、必要に応じて相談を行います。その他、食事や育児に関する相談も行います。
10	のびのび測定 (母子保健事業) 【健康管理課】	子どもの成長を親自身が確認できるよう、自由に身体測定ができる機会をつくります。また、希望者には健康相談を行います。
11	幼児フッ素塗布 (母子保健事業) 【健康管理課】	幼児期からかかりつけ歯科医を持ち、歯や口腔の健康管理を推進するため、指定歯科医療機関でのフッ化物塗布等(検診・ブラッシング指導含む)を実施します。

＜重点事業＞

事業名		令和元(2019)年度の実施状況	令和6年度に向けての取り組み
2	マタニティ広場事業	受講希望者すべてに対応しています。 ・マタニティ広場…計20回開催	継続して実施し、安心して妊娠中を過ごせるよう不安や悩みについて相談・助言を行います。

《重点施策》●相談支援体制の充実

・施策の方向性

安心して育児ができるよう、保健師による訪問や相談体制の充実を図ります。また、発達支援員、家庭児童相談員、母子自立支援員等の各種相談員が各家庭の状況に合わせて相談に応じ、必要な支援につなげていきます。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業 ★：利用量の見込み等が見直しが必要な事業（第5章掲載）

事業名		事業内容
1	妊婦相談 (妊婦の健康相談事業) 【健康管理課】	母子健康手帳交付時に、妊娠中の身体の変化や過ごし方について指導・助言し、不安や心配ごとについて相談を行います。
2	歯科健診事業 (妊婦の健康相談事業) 【健康管理課】	妊娠中から8020(80歳まで自分の歯を20本)推進を啓発するため、情報提供・相談を行います。妊娠中に罹患しやすい歯周疾患等を予防するため、妊婦歯科健康診査(口腔内診査・歯科保健指導)を実施します。
3	母と子の健康相談 (保健、栄養、発達の各種相談事業) 【健康管理課】	女性の健康や子育て等についての相談を、電話や面接により随時行います。
4	訪問指導事業 【健康管理課】	乳幼児健診後の継続的な支援や保護者の希望により、支援が必要な家庭を訪問し、相談・助言・指導を行います。
★5	母子健康包括支援 センター事業 (クローバー) 【健康管理課】	すべての妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象に、予防的な観点から母子保健施策と子育て施策を一体的に提供することを通じて、妊産婦等の健康の保持増進に関する包括的な支援を実施します。
6	母子保健推進員活動の 充実 【健康管理課】	子育て家庭に母子保健事業を広めるとともに、地域の身近な相談相手として活動する『母子保健推進員』を育成します。また、乳幼児健康診査の未受診者を訪問し、受診勧奨を行います。

事業名		事業内容
◎ 7	家庭児童相談事業 【子育て支援課】	育児における悩み等の相談や、児童虐待に関する相談を家庭児童相談員が行います。
◎ 8	ひとり親家庭相談事業 【子育て支援課】	ひとり親家庭の抱える諸問題に対して、母子自立支援員が相談・助言・指導を行います。
◎ 9	障がい者相談支援事業 「基幹相談支援センター」 (すまいる) 【社会福祉課】	総合的・専門的な相談支援業務及び成年後見制度に関する普及啓発、虐待の防止などを実施し、地域における相談支援の中核的な役割を担います。
10	相談体制の充実 (すてっぷ) 【教育センター】	近年の子どもたちを取り巻く地域や家庭環境の変化を踏まえ、子育てに戸惑う保護者や児童・生徒のために電話や来所、訪問で随時相談を受けサポートします。
11	心の教室 (相談体制の充実) 【学校教育課】	各中学校の悩みや問題を抱えた生徒に対して、心の教室相談員が随時相談を行います。
12	不登校相談 (相談体制の充実) 【教育センター】	小・中学校で不登校もしくは登校をしぶりがちな児童・生徒の保護者を対象に相談を行います。不登校児童・生徒の家庭へ、発達支援員や相談員が定期的に訪問しサポートしたり、不登校の児童生徒や保護者とのカウンセリングを行ったりします。また、月1回、保護者会を開催します。
13	「あすなる教室」での 相談及び適応指導の実施 【学校教育課】	不登校及び登校をしぶりがちな児童・生徒を対象に保護者・学校職員も含めて相談及び適応指導を行い、児童・生徒の登校を促します。
14	非行防止活動活性化事業 (少年センターでの電話 相談、面接相談) 【青少年教育課】	教育や子育てをはじめとする、さまざまな悩みを持つ家庭を支援するために、気軽に相談できる「親と子のための相談」活動を実施します。

＜重点事業＞

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に 向けての取り組み
7	家庭児童相談事業	相談は、増加傾向であるが、きめ細かな相談・対応を行いました。	きめ細かな相談・対応を今後も継続していき、虐待等がなく子どもたちが健康的で安心した生活ができる社会環境を目指します。
8	ひとり親家庭相談事業	きめ細かな相談・対応を行いました。母子家庭の減少に伴い、相談件数も減少傾向にありますが、相談内容は複雑になっています。	きめ細かな相談・助言・指導を今後も継続していき、ひとり親家庭等の親子が健康的で安心した生活ができる社会環境を目指します。
9	障がい者相談支援事業 「基幹相談支援センター」 (すまいる)	総合的・専門的な相談等を適正に実施しました。	相談実人数のうち、障がい福祉サービスの利用につながった方の割合増加を目指します。

基本目標Ⅱ 地域の子育て支援力の向上

近年、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育てへの不安や悩み・孤立感を抱える家庭の増加とともに、家庭や地域における子育て力の低下が指摘されています。

地域で子どもの成長を温かく見まもり、子育て家庭を支える環境を整えるためには、地域で活躍する人材や団体などの社会資源を生かし、世代を超えたさまざまな交流を充実させていく必要があります。

地域の子育て支援活動をより一層活性化するために、関係機関や地域等とのネットワークを強化し、子育て家庭を地域全体で支援していく機運の醸成を図っていきます。

施策目標Ⅱ-① 地域の子育て支援の充実

市民の声・会議の意見

- ・土日等休みの際に地域で子育て世代の方々と交流できる場があれば、積極的に参加したい。
- ・子の成長を見まもってくれる温かい眼差しをもっていただけていたらうれしい。
- ・見まもり隊は、引き続きやってほしい。
- ・子育ては1人でするものではなく、皆ですると、子ども達の健全育成につながると思う。
- ・高齢者と子育て世帯は結びついていない気がする。子育てによって人と人を結びつける様な事業があるといいと感じる。

《重点施策》 ● 子どもの居場所づくり

・ 施策の方向性

身近な地域において気軽に集い、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、親子サロンや子ども食堂を運営する団体を支援します。また、児童の健全育成を図るため、子ども会活動やスポーツ少年団の育成等、地域活動を支援します。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業

事業名	事業内容
◎ 1 「親子サロン」運営支援 【子育て支援課】	地域の社会資源を活用し、乳幼児親子が集える場「親子サロン」を運営できるよう支援します。
◎ 2 子ども食堂支援事業 【子育て支援課】	地域の子どもやその保護者、高齢者等が集まって食事や交流をする場「子ども食堂」を市内で運営・開設する団体に対して、運営や開設に係る経費の一部を助成します。
◎ 3 子ども会等地域活動の支援 【青少年教育課】	地域や関係機関等の協力による子どもたちの地域活動を支援します。（子ども会活動・ふれコミ隊活動など）
4 スポーツ少年団の育成 【スポーツ課】	指導者認定員の講習会や、交流会の開催、卒団文集「あゆみ」の発行等、市内スポーツ少年団の健全育成を図ります。

＜重点事業＞

事業名	令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に向けての取り組み
1 「親子サロン」運営支援	地域の公民館等を利用して「親子サロン」を運営する団体に施設利用料等を支援しました。 ・親子サロン：6か所	子ども館が近くにない地域に親子サロンができるよう、親子サロン運営団体への支援を充実させます。
2 子ども食堂支援事業	市内で子ども食堂を開設・運営する団体に、開設費・運営費の一部を補助しました。 ・補助団体：1か所	子ども食堂が市内に広がるよう、子ども食堂を開設・運営する団体を支援します。
3 子ども会等地域活動の支援	子ども会やふれコミ隊が自治会、シニアクラブ等地域の団体と連携し、校区や町内の活動に積極的に参加しました。	地域の大人と子どもたちが関わる場面を多く作っていくため、引き続き地域、学校、家庭が連携し積極的な活動が行われるよう支援します。

《重点施策》 ● 地域の見まもり体制の充実

・ 施策の方向性

通学時等の子どもの安全確保のため、地域で子どもを守ることができるよう支援します。また、地域のボランティアによる家庭訪問やふれあい事業等を実施することで、地域住民の交流を深め、子育て世帯の孤立防止に努めます。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業 ★：利用量の見込み等の見直しが必要な事業（第5章掲載）

事業名		事業内容
◎ 1	通学路ふれあい活動事業の支援 【青少年教育課】	主に登下校時における小・中学生の安全を確保し、地域でのふれあいや語らいを広げるために、「通学路見まもり隊」による見まもり活動や「通学路ふれあい交流」等の活動を支援します。
★ 2	こんにちは赤ちゃん訪問事業 【子育て支援課】	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、「おめでとう」の気持ちとともに子育て支援情報を手渡します。乳児を持つ家庭と地域及び行政のつながりを強め、子育ての孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境を図ります。第1子は新生児訪問と兼ね、第2子以降はボランティアスタッフが訪問します。
3	子育てボランティア「ばあば・じいじとあそぼう」 【子育て支援課】	地域の子育てボランティアと子育て家庭が月に1回、季節の行事などを取り入れた催しを通じて交流を深めるふれあい事業を行います。
4	「子ども110番の家」の充実 【学校教育課】	子どもたちが、通学途中や地域で、つきまとい行為等の危険な思いをしたとき、安心して避難できる「家」として依頼します。保護と同時に警察・学校・家庭へ連絡してもらえます。

＜重点事業＞

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に向けての取り組み
1	通学路ふれあい活動事業の支援	地域の方々の協力により、継続した活動が根付いています。登下校中の児童を見まもり、子どもたちに安心感を生み出しました。また、見まもり隊と児童生徒のふれあいを生み出しました。	シニアから保護者まで、幅広い世代の方に見まもり隊に登録していただき、多くの大人の目で子どもを見まもる風土を広げていきます。

施策目標Ⅱ-② ボランティアの養成とネットワークの構築

市民の声・会議の意見

- ・子育ての悩み等をきいて、情報を提供することはできる。
- ・自分が子育て中に、防災について試行錯誤で学んできているので、役に立てることがあるのではと思う。
- ・同じ兼業主婦で大変な方のサポートならできる。親族の方が近所にみえない方の子どもの預かり、助け合えたらすごくいいと思う。
- ・子育ての支援をするにあたり、行政で講習会等を開催していただき、勉強する機会があれば良いと思う。

《重点施策》●ボランティアの養成、連携

・施策の方向性

子育てを地域ぐるみで支えることができるよう、講座や研修会を通し、人材育成に努めます。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業

事業名		事業内容
◎ 1	地域の子育て支援力の発掘と養成（子ども館） 【子育て支援課】	「子育て支援講座」を開催し、地域の子育て支援力の発掘と養成を行うとともに活躍の場を提供します。
◎ 2	サポーター研修会（ファミリー・サポート・センター事業） 【子育て支援課】	ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員等の発掘や質の向上のために、子どもの発達や救急救命講習等の研修会を実施します。

＜重点事業＞

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に向けての取り組み
1	地域の子育て支援力の発掘と養成（子ども館）	「子育て支援講座」を3日間（各2時間）開催、子ども館での実習を含め、子どもの発達や手遊び等を学びました。	より多くの人の受講を目指します。また、講座参加後、子育てに関連するボランティアとして活躍していただけるよう情報提供していきます。
2	サポーター研修会（ファミリー・サポート・センター事業）	研修会を3日間（計10時間）開催しました。	受講者のニーズに合わせ、内容を見直しながら、継続して実施します。

《重点施策》●各種団体・NPO等との連携

・施策の方向性

NPO法人等が行う子育て活動等の事業に対し、活動経費の一部を助成します。また、子育て世帯の多様なニーズに対応するため、市ウェブサイト等を通じて活動内容を周知するなど、各種団体・NPO法人等との連携を図ります。

＜事業一覧＞

事業名		事業内容
1	まちづくり活動助成事業 【まちづくり推進課】	NPO法人等との連携を進めながら、市民や地域の担い手が自由な発想で主体的・積極的にまちづくりに取り組める環境をつくるため、NPO法人等が行う活動や事業に要する経費の一部を助成します。
2	NPO法人等への支援 【子育て支援課】 【まちづくり推進課】	多様な子育て支援へのニーズに対応できるよう、NPO法人等に対する相談窓口を設置したり、NPO法人等の事業内容について市ウェブサイト等を活用して周知したりします。

基本目標Ⅲ 育児力向上のための支援

家庭は子どもにとって生活の場であり、基本的な生活習慣や倫理観などを身につける場のひとつです。子どもの発達や成長に最も影響を与える家庭で、子どもの育ちをしっかりと支えていくためには、保護者が子どもの成長に応じた育児を学び、「親自身の成長」を促進することが大切です。

子育て家庭の育児力の向上に向け、子育てに関わる知識について学ぶ機会の提供を図るとともに、さまざまな媒体を活用した情報提供に努めます。

施策目標Ⅲ-① 学べる機会の充実

市民の声・会議の意見

- ・ 託児所がある講座やセミナーなど、育児中でも親が学べるものがあるとうれしい。
- ・ 親が子どもとの関わり方を学ぶことができる場が必要だと思う。

《重点施策》● 育児講座、講演会の充実

- ・ 施策の方向性

子どもの育ちの段階に応じて、家庭における育児が適切に行われるよう、各種講座などの学習機会を提供し、子育て家庭の育児力の向上を応援します。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業

事業名		事業内容
1	子育て広場事業 【青少年教育課】	保護者の方々の企画運営により、家庭教育をテーマとした親の学びの場を、計画的・継続的かつ集団的に行います。
◎ 2	子育てに関する講座・講演会（子ども館） 【子育て支援課】	子育ての基礎知識等を学ぶ場を提供し、親の成長を支援するとともに、家庭での楽しい育児につなげます。
3	保育所給食試食会 【子育て支援課】	乳幼児期の食事についての講話・給食の試食により、保護者に給食への興味と食事の大切さを伝えます。
4	親子対象講座 【いきいき楽習課】	乳幼児と保護者が一緒に参加することで、親子の絆が深まる講座を開催します。
5	子育て世代対象講座 【いきいき楽習課】	子育て中の保護者を対象に、子育てに関する知識の取得や、子育て世代の交流を図る機会を提供します。

＜重点事業＞

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に向けての取り組み
2	子育てに関する講座・講演会（子ども館）	救急法講座、食育講座等受講者のニーズに応じた講座・講演会を実施しました。	受講者のニーズに応じた内容を継続して実施し、家庭での楽しい育児につなげていきます。

施策目標Ⅲ-② 情報提供の充実

市民の声・会議の意見

- ・LINEやウェブから情報を入手できるのはありがたい。
- ・いろいろな情報がある中で、自分にとってどれが一番いいのか、取舍選択していく難しさを感じる。
- ・家にいなくてはいけない乳児の親へもっと情報提供があるといい。ドラッグストアやスーパーなど、よく子育て世代が出向く場所も利用し情報を提供してほしい。

《重点施策》●わかりやすい情報の提供

・施策の方向性

各種健診や、子育て支援に関する情報を、必要な方に適切に届けられることができるよう、広報紙やインターネット等を活用し、積極的に提供します。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業

事業名		事業内容
◎1	子育て支援に関する情報提供 【子育て支援課】	健診日程や子育てに関するイベント等、タイムリーな情報を医療機関等の掲示板を活用して提供します。
2	子育てプチガイドの作成 【子育て支援課】	子育て支援情報を総合的にまとめた子育てプチガイドを作成し、配布します。
◎3	インターネットを活用した子育て支援情報の提供 【広報課】	市ウェブサイト（PC・携帯電話用）上に子育て中の保護者を対象とした子育て関連情報「子育て応援サイト ポケット」を掲載し、情報提供しています。また、メール配信希望者に情報メールを、公式LINEやツイッターでも子育て関連情報を随時配信します。
4	民間の生活情報誌への情報提供 【子育て支援課】	地域に密着した民間の生活情報誌へ、子育て関連情報を提供します。

<重点事業>

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に向けての取り組み
1	子育て支援に関する情報提供	毎月情報を1枚の紙にまとめ、医療機関等に掲示しました。	今後も継続してタイムリーな情報を届けるとともに、掲示箇所の増加に努めます。
3	インターネットを活用した子育て支援情報の提供	広報紙での周知やライフデザインセンター等で携帯情報メール「ポケメール」の登録の啓発を行いました。	SNSは、災害に関する情報発信に有効であるため、防災情報の入手に利点があることなどを強調するほか、子育て世代が集まる場に呼びかけを行い、市公式LINEやツイッター等の登録を促します。

《重点施策》 ● 少子化や子育てに対する意識啓発

・ 施策の方向性

各務原市子ども・子育て会議で施策の進捗状況を公表し、委員からの意見を取り入れ、計画の見直しや施策の改善に努めます。

<事業一覧>

事業名	事業内容
1 「各務原市子ども・子育て支援事業計画」の公表 【子育て支援課】	計画の策定内容、会議の実施状況等をウェブサイトで公表します。また、委員からの意見を取り入れ、計画の見直しに反映させます。

基本目標Ⅳ すべての子どもと家庭への支援の充実

子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されることが、すべての子どもと家庭への支援のために最も大切です。しかし近年、児童虐待に関する相談件数が増加傾向にあるなど、社会環境や家庭環境の変化、養育力の低下により、子どもを取り巻く状況は大きく変わってきています。また、子どもの交通事故や子どもが被害にあう犯罪が依然として発生しています。

そのため、虐待・貧困・ひとり親など困難な環境にあって支援が必要な子育て家庭に対しては、関係機関との連携強化を図ることによって、すべての子育て家庭が安心し、心も身体も健やかに成長していくことができるよう、支援体制の充実を進めていきます。

さらに、子どもの安心・安全を図る対策として、地域や学校、警察などの関係機関・団体と連携し、交通事故の減少や犯罪防止に向けた取り組みを強化し、子どもたちを守るため、通学路の安全点検や地域の防犯活動に取り組みます。

一方、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもの豊かな心や主体的に生きる力を養うことが求められています。子どものころに、さまざまな人とのふれあいの中で、経験や体験を重ねていくことは、自立心や創造性やコミュニケーション力といった「生きる力」を育むために大切です。地域に根付いた体験活動を通じて郷土愛や職業観を育むとともに、体験学習の充実を図ります。

施策目標Ⅳ-① 子どもの学びや体験の場の充実

市民の声・会議の意見

- ・寺子屋事業で地域の方とふれあえることで、つながりが増えた。もっと充実、継続してほしい。
- ・高学年にもなると、預かって欲しいというより、生活にプラスになる体験をさせたいと思う。
- ・子どもたちが少しでも安心した世の中で暮らせるよう、心の勉強、道徳の勉強をしてほしい。
- ・いろんな立場や年代の人と交流する機会を増やし、思いやりや、その人の立場でモノを考え、実際に行動できる人格を育てていく施策を進めてほしい。

《重点施策》● 学びや体験の場の充実

・ 施策の方向性

子どもの生きる力のほか、職業観、郷土愛等を育むため、自然体験をはじめスポーツ、芸術・文化活動、国際交流等、子どものさまざまな関心や子どもの成長・発達段階に応じた多様な遊びや学習の機会の充実を図ります。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業

事業名		事業内容
◎ 1	寺子屋事業 (基礎学力定着事業) 【学校教育課】	地域人材を活用した「ららら学習室」を開設し、基礎的な学習に取り組む場を提供します。また、基礎基本定着問題集を作成し、小学校3年生以上の児童生徒に配付し活用してもらうことで基礎学力の定着を図ります。
◎ 2	寺子屋事業 (ものづくり見学事業) 【商工振興課】	子どもたちに本市の産業を支えるものづくりの現場を紹介し、次代を担う人材の育成を図ります。
◎ 3	寺子屋事業 (ふるさとの歴史発見事業) 【文化財課】	地域の歴史・文化を専門家から楽しく学び体験する講座を開催し、子どもたちの地域に対する誇りや愛着を醸成します。
◎ 4	寺子屋事業 (福祉体験学習事業) 【福祉総務課】	将来の各務原市を担う子どもたちが、福祉の現場で「見て、聞いて、ふれる」体験を通し、福祉について考えるきっかけとするとともに、やさしさや思いやりの心を醸成し、福祉を担う人材の育成を図ります。
5	各務野立志塾 【学校教育課】	次世代を担うリーダーの育成を図るため、岐阜県大野郡白川村のトヨタ白川郷自然学校で開催します。研修内容は産学官それぞれから優れた講師を招聘し、「養成講話」や「講師と語る会」「市長提案（毎年異なるテーマ）」をもとに、リーダーとして必要な見方や考え方を学びます。
6	部活動の支援と充実 【学校教育課】	外部指導者の導入などにより部活動の充実を図ります。
7	英語指導助手（KET） による英語教育の実施 【学校教育課】	英語指導助手（KET）を、全小・中学校等へ派遣し、標準的な正しい英語の音声にふれる機会を持ちます。
8	健やかな身体育成のための食育の推進 【学校教育課】	給食の時間や、献立表を活用し、栄養の知識や食事の大切さ等、地産地消を含め指導します。
9	親子ふれあいフェスタ 【子育て支援課】	親子が創意工夫しながら一緒に活動することで、絆を深めるイベントを開催します。また、市内の高校生・大学生にスタッフとして参加を呼びかけ、次世代の親の育成を図ります。
10	保育所における食育の推進 【子育て支援課】	作物の栽培・調理体験により、食べることへの興味と大切さを教えます。
11	子どもふれあい体験 【少年自然の家】	さまざまな野外体験を通して、困難に立ち向かうチャレンジ精神や仲間とともに課題を解決する協力の精神、責任感を培います。身近な自然にふれることで、自然にふれる楽しさ、自然環境を守ることの大切さを学びます。

事業名		事業内容
12	家族ふれあい体験 【少年自然の家】	少年自然の家に宿泊し、自然や文化にふれるさまざまな体験を家族一緒に取り組む中で、家族の絆を深めると同時に他の家族とのふれあいを通して社会性や人間性を培います。
13	自然体験塾講座 【いきいき楽習課】	各務野自然遺産の森の「自然体験塾」を活用して、ふるさとの豊かな自然にふれながら、親子が楽しんで学習できる機会を提供します。
14	子ども対象講座 【いきいき楽習課】	さまざまな体験を通して、子どもたちが楽しく活動し、地域とのつながりを大切にできるような機会をライフデザインセンターで提供します。
15	夏休み小学生歴史教室 【歴史民俗資料館 (文化財課)】	本市の歴史について毎年テーマを決め、史跡・文化財等を探訪したり、当時の生活を再現するような体験活動を行います。
16	少年少女発明クラブ 【商工振興課】	子どもたちが創造性を発揮し、アイデアを具体的に表現する技術と能力を身につけるような機会を提供します。
17	スポーツげんき祭 (「スポーツ体験教室」) 【スポーツ課】	市体育協会の協力のもと、小学生にスポーツの楽しさを知ってもらえるよう体験の場を提供します。
18	ものづくり体験教室 【商工振興課】	ものづくりを通して、子どもたちの研究心が向上する体験の場を提供します。
19	村国座子供歌舞伎 【文化財課】	各務地区において、毎年 10 月の村国神社列大祭で地元小学生による奉納歌舞伎を国指定文化財「村国座」で上演します。

<重点事業>

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和 6 年度に 向けての取り組み
1	寺子屋事業 (基礎学力定着事業)	地域の人材を活用し、放課後学習室等を 26 会場で実施しました。	基礎学力の定着のほか、地域人材の活用により、学校と地域との交流を深めます。
2	寺子屋事業 (ものづくり見学事業)	自動車産業や航空機産業等、市の産業を支えるものづくりの現場を紹介するコースを 9 コース設定して実施しました。	航空機や自動車、自然・健康・生活産業など、市を支えるさまざまなものづくりの現場を見学することと合わせ、各社の経営者の思いを子どもたちに伝えることで、郷土愛や地域への誇りを醸成し、次代を担う人材の育成を図ります。
3	寺子屋事業 (ふるさとの歴史発見事業)	発掘体験や歌舞伎化粧体験などの講座のほか、総合的な学習などで史跡や文化財の見学を実施しました。	体験講座など、文化財や歴史資料に直接ふれる機会を提供するほか、小・中学校の授業とも積極的に連携することにより、子どもたちの郷土の歴史や文化への理解を促し、ふるさとへの誇りを醸成します。

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に 向けての取り組み
4	寺子屋事業 （福祉体験学習事業）	市内にある福祉関係の施設等を訪問し、さまざまな生活の疑似体験や施設見学を実施しました。	小学生コースは、福祉について考えるきっかけとなるような体験メニューを、中学生コースは、職業や進路について考えるきっかけとなるような体験メニューを実施し、将来の福祉を担う人材の育成を図ります。

施策目標Ⅳ-② 安心・安全なまちづくりの推進

市民の声・会議の意見

- ・自転車レーンの整備など、子どもだけで行動させるのに安心な街であるとありがたい。
- ・交通マナーの悪い子どもを時々見かける。交通安全教室をしっかりとやってほしい。
- ・通学路の安全確認をお願いしたい。
- ・公園でボール遊びができる環境整備を進めてほしい。

《重点施策》●子育てを支援する環境の整備

・施策の方向性

学校施設の整備や児童が利用する通学路の整備・点検、防犯灯の設置など、子どもたちが安心・安全に過ごすことができるよう、子育てに配慮した環境の整備に努めます。

<事業一覧> ◎：重点事業

事業名		事業内容
1	学校施設の整備 【教育委員会総務課】	今までの学校のトイレのイメージを払拭した快適なトイレを整備します。
◎ 2	交通安全施設の整備 【建設管理課】 【道路課】	児童が利用する通学路等の整備、交差点改良整備、道路照明灯を設置します。また、防護柵、道路反射鏡の設置や、信号の設置要望も行います。
3	防犯灯の設置 【道路課】	自治会からの要望を確認し、防犯灯を設置します。
4	建築物のバリアフリー化の推進 【建築指導課】	岐阜県福祉のまちづくり条例に基づき推進します。
5	違反簡易広告物の除却 【建築指導課】	屋外広告物法及び各務原市屋外広告物条例に基づき、違法な広告物を撤去するなど、美観風致を維持し、公衆に対する危害の防止に努め、子どもや市民を取り巻く環境を整えます。

＜重点事業＞

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に向けての取り組み
2	交通安全施設の整備	要望をもとに、現地で整備の必要性を確認しながら実施しました。 また、幼稚園や保育所等の散歩コースや小学校出入口にある横断歩道などの緊急調査・点検等を実施し、安全対策が必要な交差点などに防護柵を設置しました。 ・設置か所：27 か所	各関係機関と調整等を行いながら、継続して実施します。

《重点施策》 ● 子ども等の安全の確保

・ 施策の方向性

子どもたちを事故や犯罪などからまもるために、子どもを含む市民への交通安全、防犯の意識啓発を推進するとともに、関係機関と連携して防犯体制の充実・強化を図ります。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業

事業名		事業内容
◎ 1	交通安全教室 【まちづくり推進課】	幼稚園、保育所、小学校等での交通安全教室を実施し、交通ルールについての正しい知識を伝えます。
2	自転車安全教室 【まちづくり推進課】	小学校の運動場や体育館で自転車の安全な乗り方等を指導します。
3	犯罪・被害情報の提供、 地域安全活動・地域防犯活動の推進 【まちづくり推進課】	年末年始地域安全運動期間中の公用車によるパトロールの実施、年間を通じての防犯ボランティアの活動を支援します。また、警察等と連携して、警察署から入る交通事故等の情報を、関係各課等を通じて提供したり、「地域安全ニュース」を毎月配布したりするなど、市民の防犯意識高揚に努めます。
4	交通事故や事故防止情報の提供 【まちづくり推進課】	警察署から入る交通事故等の情報を、関係各課等を通じて提供します。
5	交通安全広報活動の推進 【まちづくり推進課】	四季の交通安全運動期間中に広報紙への掲載や交通安全のポスターを公共施設等に掲示し、交通安全を呼びかけます。

＜重点事業＞

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に向けての取り組み
1	交通安全教室	交通安全教室を希望する幼稚園、保育所、小学校等で実施しました。	引き続き事業を実施し、児童の交通ルールについて、正しい知識を広めます。

《重点施策》 ● 遊び場の整備

・ 施策の方向性

公園遊具の定期的な点検・修理や、公園の新設等に併せて多目的トイレの設置を行うことで、子育て親子が遊びやすく安全な公園となるよう、環境整備を進めていきます。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業

事業名		事業内容
1	公園・子ども広場の整備 【河川公園課】	公園については、計画に従い順次整備していきます。子ども広場については、自治会が設置し管理を行っており、市は設置や修繕等に補助を行っています。
2	公園整備に伴う多目的トイレの整備 【河川公園課】	公園の新設やリニューアル整備等に合わせ、ベビーシート・ベビーカー等を備えた多目的トイレを整備します。
◎ 3	公園施設の維持管理 【河川公園課】	公園の遊具等の定期的な点検及び修理を行い、事故防止に努めています。
4	居住環境に配慮した公園の整備 【河川公園課】	公園の新設整備は、自治会とのワークショップ等により要望を取りまとめ整備に反映しています。また、整備後の維持管理については、地域住民と市が協働により安全で美しい公園を保っています。

＜重点事業＞

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に向けての取り組み
3	公園施設の維持管理	定期的に遊具の点検を実施しました。	継続して実施し、公園遊具の更新を進めます。

施策目標Ⅳ-③ 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

市民の声・会議の意見

- ・安心できる、頑張ろうと思える声かけやアドバイスをしていただけたらと思う。
- ・1人ひとり違っているのが当たり前なのにまだ理解が足りないと思う。
- ・発達障がいに関して保育園、幼稚園側の理解をもっと深めてほしい。
- ・虐待を受けた子どもは自己肯定感が下がってしまい、そのことが後々の引きこもりや不登校につながりやすいのではないかなと思う。

《重点施策》●障がい児福祉の推進

・施策の方向性

障がい児その家庭に対して、きめ細かな支援を実施するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見からその後の療育まで切れ目のない支援を進めるとともに、その家庭に対する負担軽減のための各種支援サービスの充実を図ります。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業

事業名		事業内容
◎ 1	乳幼児発達支援推進協議会事業の充実 【子育て支援課】	障がい児と関わる職員、幼稚園教諭、保育士、保護者等に対し、講演会や指導者研修会を定期的に開催し、障がい児への理解を深め、支援の充実を図ります。
◎ 2	乳幼児発達支援推進協議会事業 「すくすく応援隊事業」の充実 【子育て支援課】	保育所、幼稚園等を訪問し、ことばや社会性の発達がゆるやかな乳幼児の早期発見、支援方法の検討、個々の特徴にあった支援の提供を通じ、発達時期における切れ目のない支援を行います。
3	ことばの相談（母子保健事業） 【健康管理課】	乳幼児健康診査の結果や保護者等からの問い合わせにより、言語発達や行動面についての相談を行います。
4	自立支援・地域生活支援事業の充実 【社会福祉課】	ことばや社会性の発達がゆるやかな児童及び保護者に対して「障害者総合支援法」による自立支援・地域生活支援事業として、見まもりや外出支援などを実施します。
5	障がい児通所支援の充実 【社会福祉課】	発達支援審査会でことばや社会性の発達がゆるやかな児童を早期に発見し、その児童に対して「児童福祉法」による障がい児福祉サービスとして、日常生活や集団生活への適応指導や訓練を実施します。
6	発達相談会の実施 【学校教育課】	特別な教育的支援が必要と考えられる未就学児とその保護者を中心に、発達に関する相談会を持ち、適正な就学について専門家による相談・助言を行います。
7	特別支援教育の充実① 【学校教育課】	医師、学識経験者、臨床心理士、学校長、教員等で構成された教育支援委員会を開催し、児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導・支援の方向性を示します。
◎ 8	特別支援教育の充実② 【学校教育課】	人づくり講師・特別支援教育アシスタントを配置し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の教育の充実を図ります。
9	特別支援教育就学奨励費の支給 【学校教育課】	小・中学校の特別支援学級で学ぶ児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学奨励費を支給します。
10	特別児童扶養手当の支給 【社会福祉課】	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき手当を支給します。
11	重度障がい者医療費の助成 【医療保険課】	重度の障がいのある人に対して入院・通院分の保険診療自己負担額を助成します。
12	障害児福祉手当の支給（市） 【社会福祉課】	国の支給基準では非該当の方のうちに、在宅の重度障がい児の方に障害児福祉手当を支給します。

＜重点事業＞

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に向けての取り組み
1	乳幼児発達支援推進協議会の充実	職員や保護者等の障がいに関する理解を深めるため、協議会や講演会、指導者研修会を実施しました。	引き続き事業を実施し、ニーズに合った講演会、研修会等の開催により、職員、保護者の障がい児理解をさらに深めます。

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に 向けての取り組み
2	乳幼児発達支援推進 協議会事業 「すくすく応援隊事業」 の充実	幼稚園、保育所等の施設訪問、巡回 訪問、随時訪問、保護者相談等を実 施し、7月からはフォローアップ巡 回相談を実施しました。	継続して実施し、子ども一 人ひとりの育ちをサポート します。
8	特別支援教育の充実②	特別な教育的支援を必要とする児 童・生徒が落ち着いて学習に取り組 んだり、生活したりすることができ るよう、人づくり講師・特別支援教 育アシスタントを配置し、教育の充 実を図りました。	支援が必要な児童・生徒に 対する手厚い支援を長時間 行えるような環境をつくっ ていきます。

《重点施策》 ●子どもの虐待防止の強化

・施策の方向性

虐待やDVなどの早期発見、予防に向けた取り組みとして、訪問による援助・育児指導等を実施します。また、関係機関との連携をより一層強化し、支援体制の充実を図ります。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業 ★：利用量の見込み等の見直しが必要な事業（第5章掲載）

事業名		事業内容
1	要保護児童対策及び DV対策地域協議会の 充実 【子育て支援課】	関係機関との情報交換により児童虐待も含めた、要保護児童の実態把握、サポート及び啓発運動を実施します。
★ 2	養育支援訪問事業 【子育て支援課】	育児支援や指導、家事援助等が必要な家庭を相談員や保健師が訪問したり、ヘルパー等を派遣したりします。
◎ 3	虐待の早期発見と予防に 向けた取り組み及び事後 支援の実施 【子育て支援課】	健康診査、訪問指導、学校、保育所、幼稚園等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行います。
4	民生委員児童委員、 主任児童委員との連携 【子育て支援課】	児童虐待の早期発見、早期対応、見まもりのために民生委員児童委員・主任児童委員との連携を図ります。
★ 5	子育て支援短期利用事業 （ショートステイ・ トワイライトステイ事業） 【子育て支援課】	保護者の事由により、家庭における養育が困難になった場合に、児童養護施設において一定の期間養育します。

＜重点事業＞

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に 向けての取り組み
3	虐待の早期発見と予防に 向けた取り組み及び事後 支援の実施	実務者会議（月1回）、及び必要に応じ関係機関を集めた個別のケース会議を開催し、関係機関と連携を取って支援を実施しました。	関係機関との連携をより一層強化し、虐待事案の早期発見、防止に努めます。

《重点施策》●ひとり親家庭への支援

・施策の方向性

子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等の総合的な支援を実施するとともに、制度の普及を図ります。

<事業一覧>

事業名		事業内容
1	仲良し親子の集い 【子育て支援課】	母と子、父と子のふれあいを深めるための事業の実施と、子育てに対する意識の向上を図ります。
2	高等職業訓練促進給付金事業 【子育て支援課】	看護師などの資格を取得する際の生活を支援するため、最大4年（48カ月）ひとり親家庭の就労を支援します。
3	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 【子育て支援課】	ひとり親家庭の自立を支援するため、就職等に有利となる技能の取得に必要な講座等の受講に係る費用の一部を給付し、自立促進を図ります。
4	児童扶養手当の支給 【子育て支援課】	「児童扶養手当法」に基づき手当を支給し、生活安定と自立促進を図ります。
5	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付 【子育て支援課】	福祉資金の貸付けにより、経済的自立と生活の安定を図ります。
6	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 【子育て支援課】	ひとり親家庭の親または児童がよりよい条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、その学び直しを支援するため、給付金を支給します。
7	ひとり親家庭児童等小中学校入学祝金の支給 【子育て支援課】	小・中学校に入学する児童のいる母子家庭・父子家庭などに入学祝金を支給します。
8	母子生活支援施設の活用 【子育て支援課】	児童福祉法に基づく母子保護のための母子生活支援施設に対する入所支援です。自立可能な時期まで継続して支援します。
9	母子家庭等医療費の助成 【医療保険課】	母子家庭等の母及び児童に対して入院・通院分の保険診療自己負担額を助成します。
10	父子家庭医療費の助成 【医療保険課】	父子家庭の父及び児童に対して入院・通院分の保険診療自己負担額を助成します。
11	放課後児童健全育成事業（利用料の減免） 【教育委員会総務課】	ひとり親世帯であり、市民税非課税世帯、生活保護世帯、準保護世帯福祉医療費助成を受けている世帯の利用料を減免します。
12	保育料の軽減 【子育て支援課】	ひとり親世帯、非課税世帯等の保育料を軽減します。
13	養育費の確保の推進 【子育て支援課】 【まちづくり推進課】	市民相談窓口などにおいて養育費に関する助言を行います。また、離婚する際には事前に取り決めをしていただけるよう、養育費と面会交流に関するパンフレットを離婚届の用紙と同時に交付するなど養育費の確保を推進します。
14	ひとり親家庭への支援制度の情報提供 【子育て支援課】	児童扶養手当現況届提出時に、受給者を対象に必要な支援制度について案内します。

《重点施策》●外国にルーツを持つ子どもへの支援

・施策の方向性

外国にルーツを持つ子どもやその保護者が安心して暮らしやすい環境を整えるため、日本語指導や学校への適応指導の充実を図るとともに、広報紙や各種申請書等の多言語化等を実施します。

<事業一覧>

事業名		事業内容
1	Futuro 教室の運営 【学校教育課】	日本の学校に通ったことがないなど、日本語の習得が十分でない外国人児童生徒に対して、日本語の初期指導や学校への適応指導を集中的に行います。
2	広報紙や申請書等の 多言語化 【全庁対応】	広報紙やごみ出しガイドブック、母子手帳、申請書等の多言語化を実施し、外国籍の方にわかりやすい情報提供等を行います。
3	外国籍の子どもに対する 保育所等での配慮 【子育て支援課】	ことばがわからない児童に対し、保育の中に写真や絵カード等を取り入れたり、翻訳アプリを使用したりすることで、児童が安心して過ごすことができる環境を整備します。

基本目標Ⅴ 子育てと仕事の両立のための支援

女性の社会進出が進むなど、ライフスタイルが多様化する中で、子育てと仕事の両立支援が大きな課題のひとつになっています。特に、女性は就労を希望しながらも、仕事と育児を両立させるための条件等が合わず、出産を機に退職すること多いことから、出産後も働き続けることができる職場環境等の構築や再就職のための支援が求められています。

働きながら安心して子育てができる環境をつくるためには、子育て支援事業の充実を図るとともに、家庭と職場、社会の理解が重要となることから、男女が共に子育てに取り組む意識の向上に努めます。

施策目標Ⅴ-① 子育てと仕事の両立支援

市民の声・会議の意見

- ・両親そろって子育てに参加できるように、職場へ働きかけて早く帰宅できるようにしてほしい。
- ・働く会社での育児休業や短時間勤務への理解、育児休業中の収入の保証が必要だと感じる。
- ・0～3才児の父親が家庭をサポートできるように、企業・社会側からも働きかけてほしい。
- ・子どもが病気になったとき、職場の人の理解もないと両立するのは難しい。
- ・男性の育児参加（家事参加）が当たり前になるようになればうれしい。

《重点施策》●子育てと仕事の両立のための環境整備

・施策の方向性

子育てを行いながら自分らしい働き方ができるよう、再就職支援セミナーの実施やハローワークと連携し情報提供を行う等、求職者に対し支援をします。

<事業一覧>

事業名	事業内容
1 両立支援事業の促進 (再就職準備講座の広報) 【まちづくり推進課】 【商工振興課】	子育てなどで一時的に就業を中断した女性の再就業などを支援するセミナーの開催や情報提供を行います。 労働雇用関係団体が実施する就職支援事業について、広報紙によるPRや情報提供を行います。
2 ハローワークとの連携 【商工振興課】	ハローワークと連携して求人情報の提供等、求職者に対し支援をします。

《重点施策》●男女が共に子育てに取り組む意識の啓発

・施策の方向性

子育て（家庭）と仕事を両立するために、家庭・企業・社会の性別による固定的な役割分担意識の改善と企業による子育てしやすい就労環境づくりが推進されるよう、子育て支援に対する意識啓発に努めます。

＜事業一覧＞ ◎：重点事業

事業名		事業内容
◎ 1	男女が共に輝く都市づくり啓発（意識の普及） 【まちづくり推進課】	仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知や性別による固定的な役割分担意識の改善を図るため、広報紙や講座等による啓発を行います。
2	子育て支援企業紹介 【子育て支援課】	育児短時間勤務や育児休暇制度等企業の子育て支援事業を紹介し、より多くの企業が仕事と育児の両立支援に取り組むことを推進します。

＜重点事業＞

事業名		令和元（2019）年度の実施状況	令和6年度に向けての取り組み
1	男女が共に輝く都市づくり啓発（意識の普及）	広報紙や講座等による啓発活動を実施しました。 男女共同参画講座：2回開催	ワーク・ライフ・バランスの促進や性別による固定的な役割分担意識を改善するため、啓発機会の充実を図ります。

3 貧困世帯の子どもへの支援（子どもの貧困対策計画）

（１）子どもの貧困対策に関する国の動向

国では、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定しました。令和元年 6 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正され、市町村に対して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

そして、同年 11 月、新たに「子どもの貧困対策に関する大綱」が改正されました。「現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す」「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施する」という目的の達成のために、「親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援」や「支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮」「地方公共団体による取組の充実」等の基本的な方針が明記されました。

（２）市における子どもの貧困対策について

本市では、上記を踏まえ、平成 30 年度に実施した「各務原市子ども調査」の結果を参考に、「各務原市子どもの貧困対策計画」を策定し、第 2 期各務原市子ども・子育て支援事業計画の一部として組み込むこととしました。国の大綱と整合性を図りつつ、本市の子どもの貧困対策に資する取り組みについて改めて整理し、施策を総合的に推進していきます。

（３）各務原市子ども調査

本市に住む子どもを取り巻く社会や経済の状況が、子どもの成長や夢、希望、日々の生活などにどのように影響を与えているか調査し、今後の子育て施策を検討することを目的に「各務原市子ども調査」を平成 30 年 9 月に実施しました。

① 調査概要

調査対象	各務原市内の市立小学校 17 校、市立中学校 8 校に通う小学 1 年生の保護者、小学 5 年生の保護者と児童、中学 2 年生の保護者と生徒の全員
調査方法	各学校を通じて、子ども及び保護者に配布し、郵送で回収
調査期間	平成 30 年 9 月 25 日～10 月 15 日まで

出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

② 調査票の配布・回収状況

調査票名	配布数	有効回答数	有効回答率
小学1年生 保護者票	1,291 件	722 票	55.9%
小学5年生 子ども票	1,443 件	652 票	45.2%
小学5年生 保護者票	1,443 件	650 票	45.0%
中学2年生 子ども票	1,331 件	525 票	39.4%
中学2年生 保護者票	1,331 件	529 票	39.7%
合 計	6,839 件	3,078 票	45.0%

出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

③ 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

④ 子どもの貧困率の算出方法

本調査では、国民生活基礎調査※の算出方法を参考に、世帯1人あたりの収入額が平成28年の同調査における中央値の2分の1である122万円（貧困線）を下回る世帯を貧困世帯と定義し、貧困線に満たない子どもの割合を「子どもの貧困率」として算出しました。

※国民生活基礎調査…厚生労働省が「統計法」に基づいて昭和61年から毎年実施している調査。3年に一度、要介護者の状況や世帯の所得に関することなどについて、大規模な調査を実施し、間の各年は簡易な調査を実施するもの。

(4) 本市の子どもの貧困の状況

① 本市の子どもの貧困率

(3) ④で示した方法により算出した本市の「子どもの貧困率」は6.7%でした。学年ごとにみると、小学1年生は7.9%、小学5年生は6.4%、中学2年生は5.5%となっています。

なお、平成28年国民生活基礎調査では、国の子どもの貧困率は13.9%とされています。調査対象や調査の方法等が異なるため単純に比較することはできませんが、各務原市の「子どもの貧困率」は、平成28年国民生活基礎調査よりも低くなっています。また、平成30年度に岐阜県が実施した「子ども調査」では、県内の子どもの貧困率は7.2%であり、県全体よりも低い水準となっています。

② 所得による分類

貧困率の算出の際に求めた各世帯の等価可処分所得※から、4つの所得区分に分類しました。各学年とも1人あたりの世帯収入が比較的所得が高い所得区分Ⅳが最も多く、学年が上がるにつれて、所得区分Ⅳの割合は高くなる傾向がみられます。

※等価可処分所得…世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

【学年別所得区分】

単位：%

	所得区分Ⅰ※1	所得区分Ⅱ※2	所得区分Ⅲ※3	所得区分Ⅳ※4	未回答
小1	7.9	19.8	23.4	44.2	4.7
小5	6.4	20.9	19.7	46.2	6.8
中2	5.5	19.6	17.4	52.5	5.0
全体	6.7	20.1	20.4	47.2	5.6

※1 所得区分Ⅰ：122万円（貧困線）未満の世帯

※2 所得区分Ⅱ：183万円（Ⅰの1.5倍）未満の世帯

※3 所得区分Ⅲ：244万円（Ⅰの2倍）未満の世帯

※4 所得区分Ⅳ：244万円（Ⅰの2倍）以上の世帯

出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

③ 父母の有無と所得区分

母親または父親のいない「ひとり親世帯」は、7.0%となっており、そのうち母親のみの世帯が5.8%となっています。学年ごとにみると、小学1年生は5.7%、小学5年生は6.7%、中学2年生は4.7%となっています。

【学年別世帯状況】

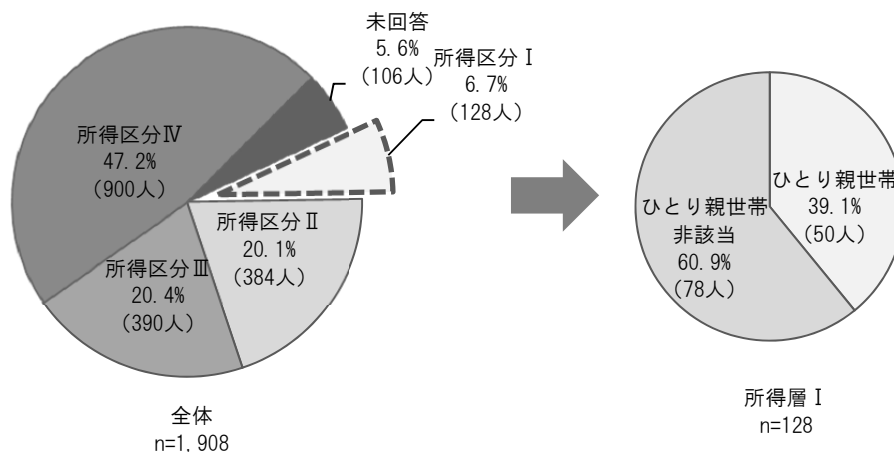
単位：%

	ひとり親世帯			ひとり親世帯 非該当
	父親のみ	母親のみ	ひとり親世帯 全体	
小1	1.1	5.7	6.8	93.2
小5	0.9	6.7	7.6	92.4
中2	1.5	4.7	6.2	93.8
全体	1.2	5.8	7.0	93.1

出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

○父母の有無と所得区分の関係をみると、所得区分Ⅰに該当する世帯のうち、ひとり親世帯の割合は39.1%となっています。

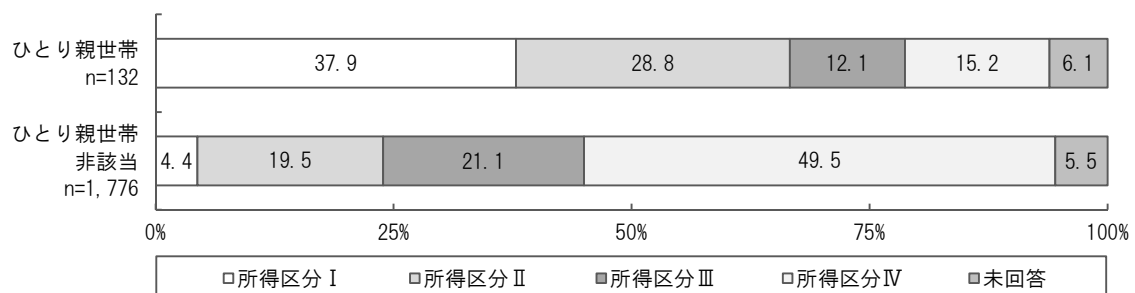
【父母の有無と所得区分の状況】



出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

○ひとり親世帯のうち、所得区分Ⅰ～Ⅲの世帯は、「ひとり親世帯非該当」の約2倍となっています。

【ひとり親世帯・ひとり親世帯非該当の所得による内訳】



出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

④ 調査結果からみる所得区分Ⅰとひとり親の状況

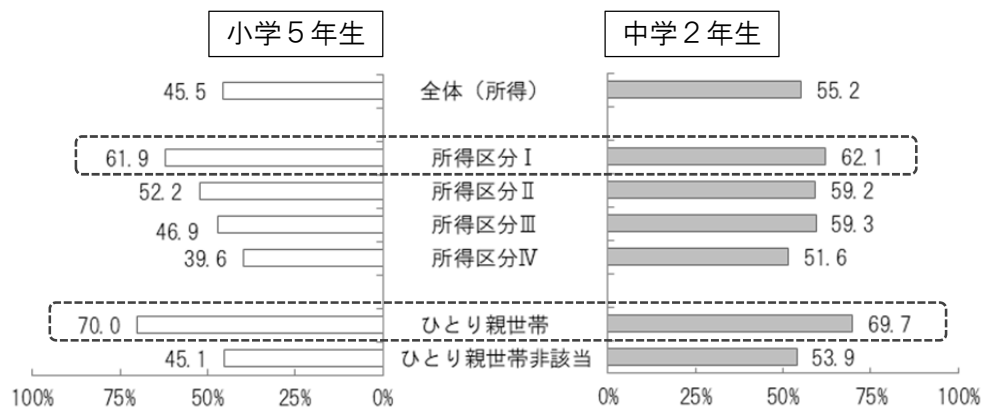
所得区分Ⅰの約4割がひとり親世帯であり、ひとり親世帯の約8割が所得区分Ⅰ～Ⅲであることから、ひとり親世帯への支援が必要であると考えられます。

以下のように所得区分Ⅰとひとり親世帯の状況について分析しました。

Ⅰ 子どもの学習

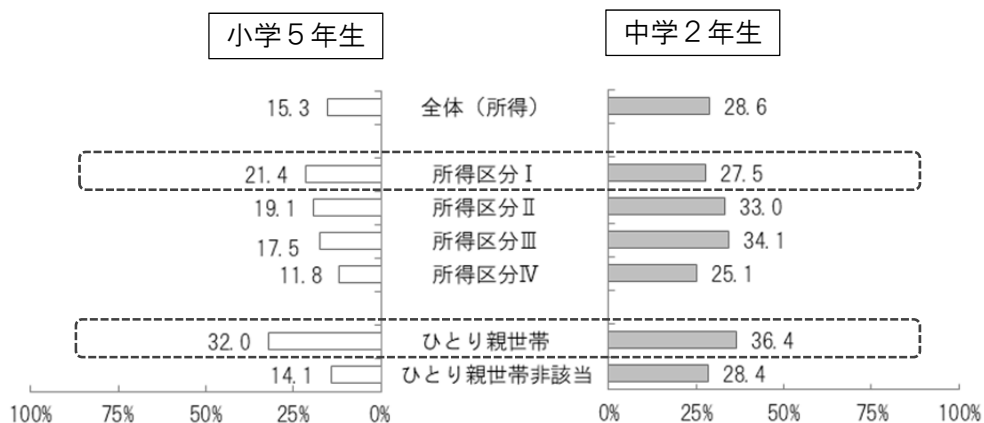
○授業の理解度をみると、学校の授業が「いつもわからない」「ときどきわからない」と感じている子どもがやや多くなっています。

【授業の理解度「いつもわからない」＋「ときどきわからない」（子ども）】



○クラス内での成績をみると、自分の成績を下位に評価する割合が高くなっています。特に小学5年生のひとり親世帯で、自分の成績を下位に評価する割合はひとり親世帯非該当の約2倍となっています。

【クラス内での成績「やや下のほう」＋「下のほう」（子ども）】

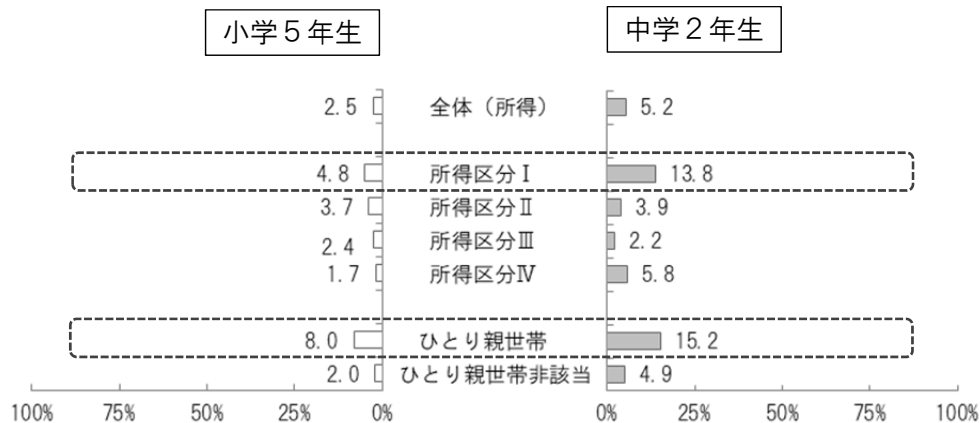


※母数：（所得区分Ⅰ 小学5年生 n=42、中学2年生 n=29）、（所得区分Ⅱ 小学5年生 n=136、中学2年生 n=103）（所得区分Ⅲ 小学5年生 n=126、中学2年生 n=91）、（所得区分Ⅳ 小学5年生 n=303、中学2年生 n=275）（ひとり親世帯 小学5年生 n=50、中学2年生 n=33）、（ひとり親世帯非該当 小学5年生 n=602、中学2年生 n=492）

出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

○学校以外での勉強時間をみると、1日の勉強時間（塾含む）はやや少なくなっています。特に小学5年生のひとり親世帯で、学校以外での勉強を「まったくしない」の割合はひとり親世帯非該当の4倍、中学2年生のひとり親世帯ではひとり親世帯非該当の約3倍となっています。

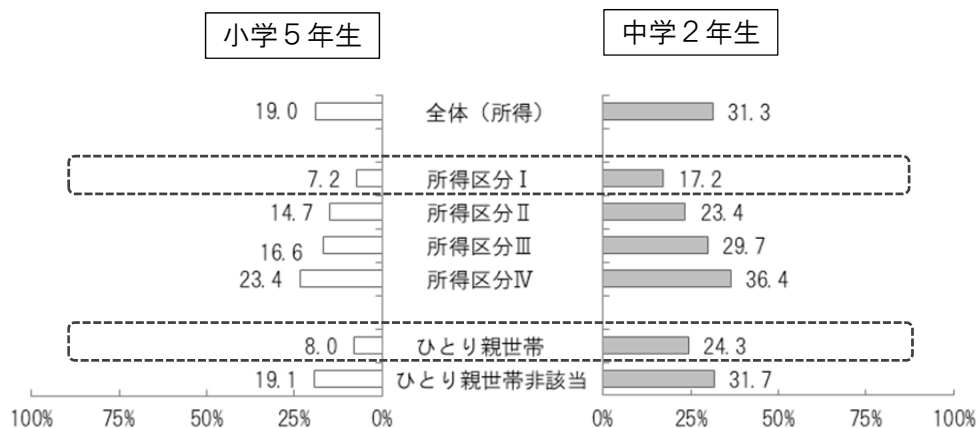
【学校以外での勉強時間「まったくしない」（子ども）】



○小学5年生の所得区分Ⅰで2時間以上勉強する割合は、全体の約4分の1となっています。

○小学5年生のひとり親世帯で2時間以上勉強する割合は、ひとり親世帯非該当の約2分の1となっています。

【学校以外での勉強時間
「2時間以上、3時間より少ない」＋「3時間以上」（子ども）】

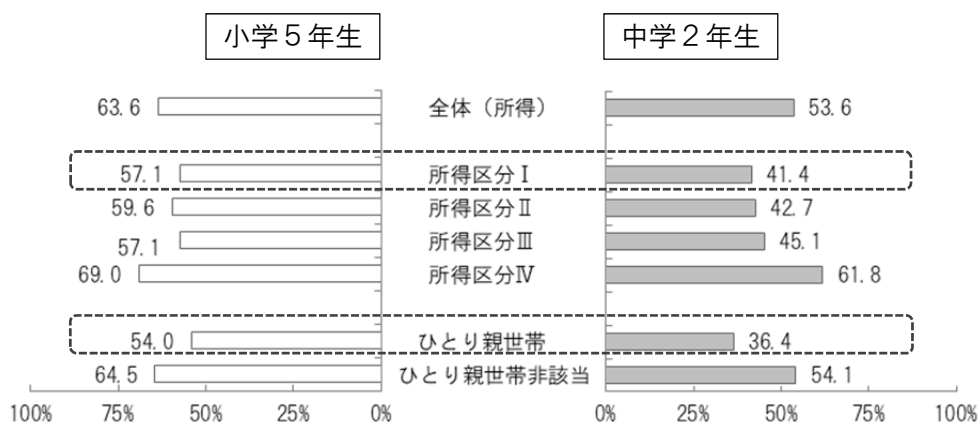


※母数：（所得区分Ⅰ 小学5年生 n=42、中学2年生 n=29）、（所得区分Ⅱ 小学5年生 n=136、中学2年生 n=103）（所得区分Ⅲ 小学5年生 n=126、中学2年生 n=91）、（所得区分Ⅳ 小学5年生 n=303、中学2年生 n=275）（ひとり親世帯 小学5年生 n=50、中学2年生 n=33）、（ひとり親世帯非該当 小学5年生 n=602、中学2年生 n=492）

出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

○希望する子どもの進学先をみると、「大学まで」を選択する割合が全体よりやや低くなっています。

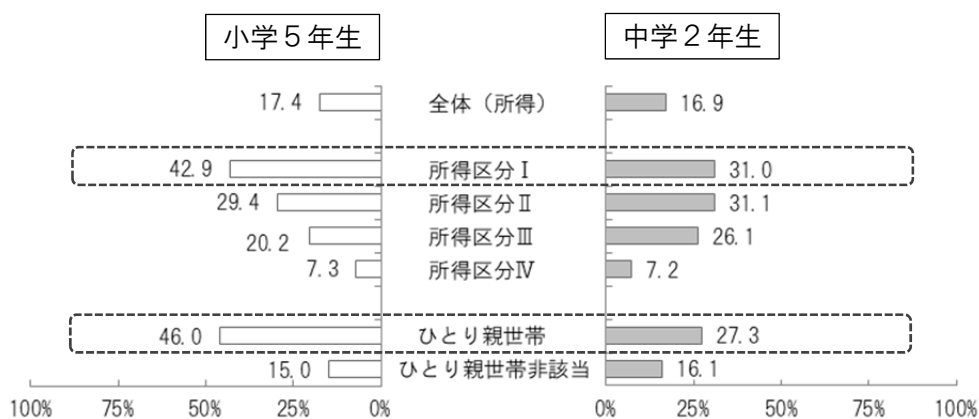
【希望する進学先「大学まで」(子ども)】



※母数：(所得区分Ⅰ 小学5年生 n=42、中学2年生 n=29)、(所得区分Ⅱ 小学5年生 n=136、中学2年生 n=103)、(所得区分Ⅲ 小学5年生 n=126、中学2年生 n=91)、(所得区分Ⅳ 小学5年生 n=303、中学2年生 n=275)、(ひとり親世帯 小学5年生 n=50、中学2年生 n=33)、(ひとり親世帯非該当 小学5年生 n=602、中学2年生 n=492)

○「大学までの教育」についてみると、「経済的に受けさせられない」割合が全体を大きく上回っています。

【子どもに受けさせたい教育「大学・大学院」の理由
「経済的に受けさせられない」(保護者)】



※母数：(所得区分Ⅰ 小5保護者 n=42、中2保護者 n=29)、(所得区分Ⅱ 小5保護者 n=136、中2保護者 n=103)、(所得区分Ⅲ 小5保護者 n=129、中2保護者 n=92)、(所得区分Ⅳ 小5保護者 n=303、中2保護者 n=278)、(ひとり親世帯 小5保護者 n=50、中2保護者 n=33)、(ひとり親世帯非該当 小5保護者 n=600、中2保護者 n=496)

出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

＊課題・分析＊

自己の学習への評価が低く、学校以外での勉強時間に差がみられます。また、経済的問題により子どもの進学先への影響がうかがわれます。

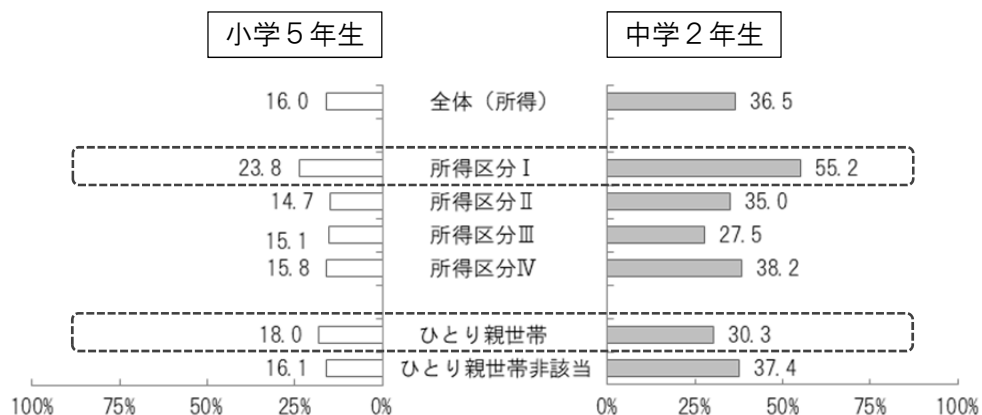
Ⅱ 子どもの生活・健康

○朝食の状況をみると、小学5年生の所得区分Ⅰでは平日に朝食をひとりで食べる割合が全体を上回っています。

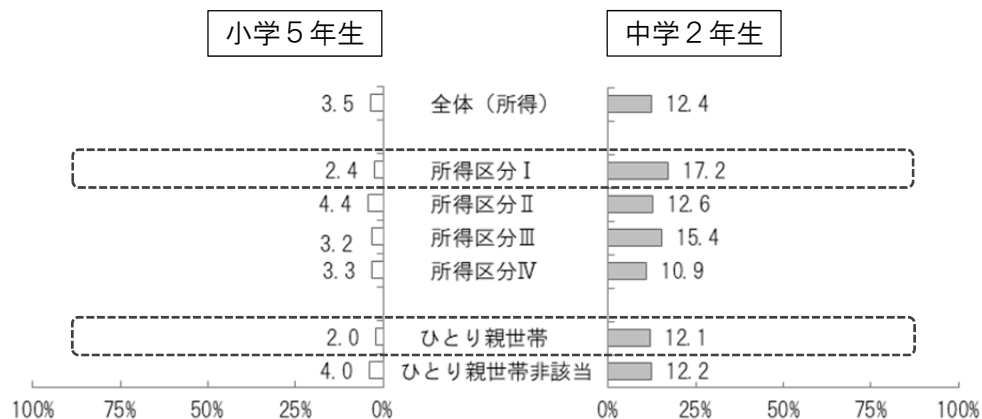
○中学2年生の所得区分Ⅰでは、平日の朝食・夕食、休日の朝食・夕食をひとりで食べる割合が全体を上回っています。

○小学5年生のひとり親世帯では、平日の朝食をひとりで食べる割合がひとり親世帯非該当を上回っています。一方で、小学5年生のひとり親世帯の平日の夕食、休日の朝食・夕食及び中学2年生のひとり親世帯の平日の朝食・夕食、休日の朝食・夕食をひとりで食べる割合はひとり親世帯非該当を下回っています。

【平日の朝食の状況「ひとりで食べる」(子ども)】



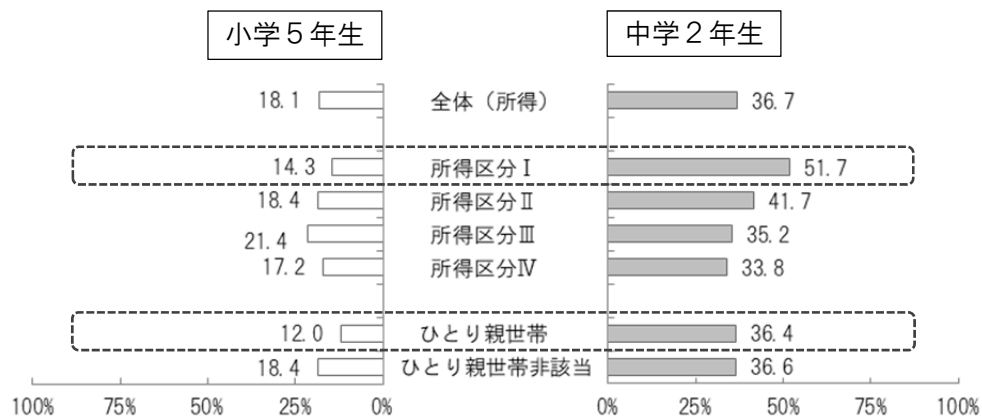
【平日の夕食の状況「ひとりで食べる」(子ども)】



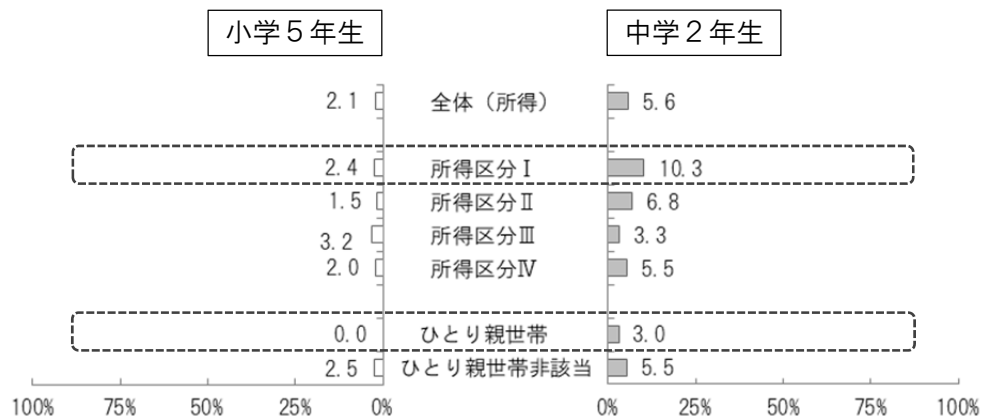
※母数：(所得区分Ⅰ 小学5年生 n=42、中学2年生 n=29)、(所得区分Ⅱ 小学5年生 n=136、中学2年生 n=103) (所得区分Ⅲ 小学5年生 n=126、中学2年生 n=91)、
(所得区分Ⅳ 小学5年生 n=303、中学2年生 n=275) (ひとり親世帯 小学5年生 n=50、
中学2年生 n=33)、(ひとり親世帯非該当 小学5年生 n=602、中学2年生 n=492)

出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

【休日の朝食の状況「ひとりで食べる」(子ども)】



【休日の夕食の状況「ひとりで食べる」(子ども)】

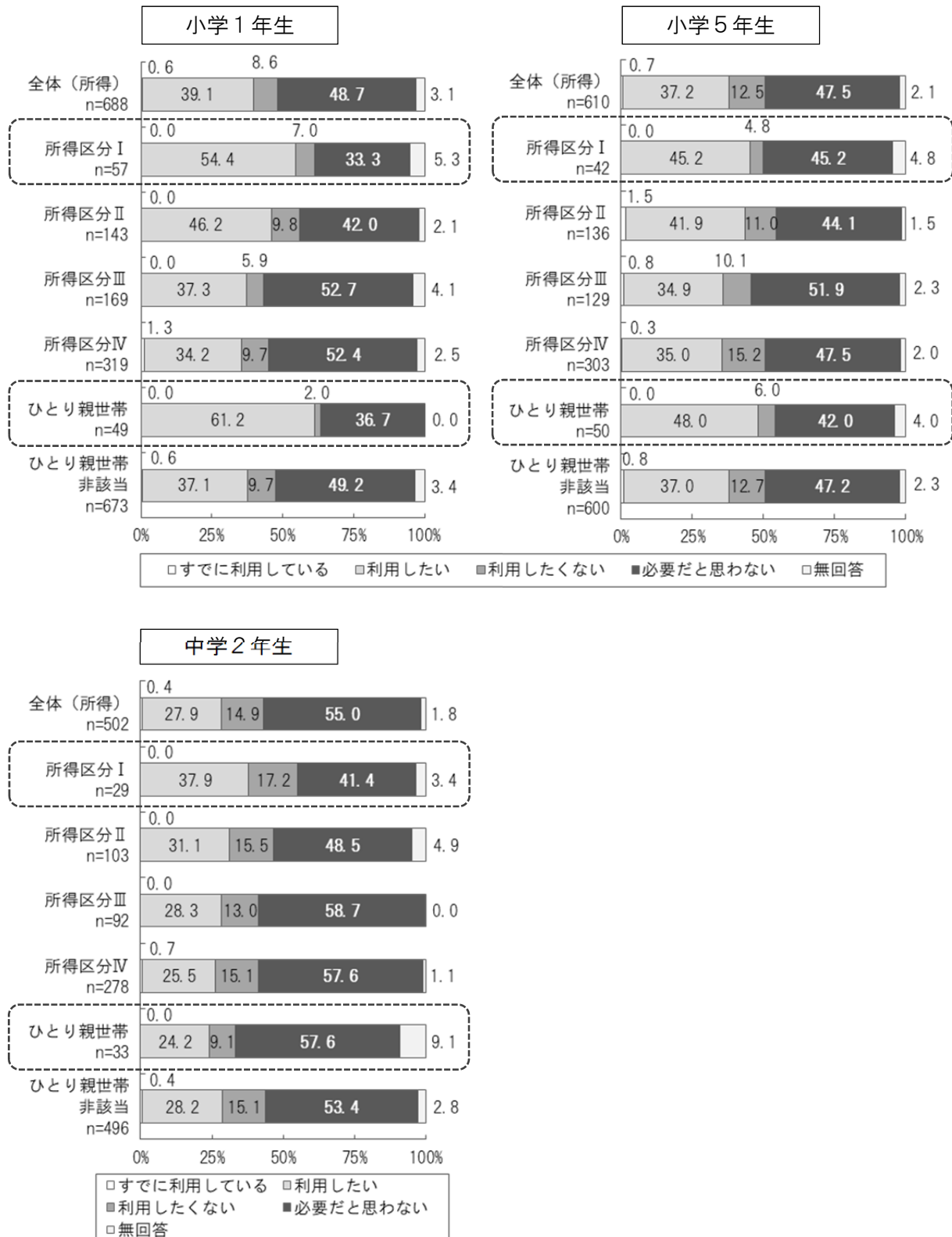


※母数：(所得区分Ⅰ 小学5年生n=42、中学2年生n=29)、(所得区分Ⅱ 小学5年生n=136、中学2年生n=103)、(所得区分Ⅲ 小学5年生n=126、中学2年生n=91)、(所得区分Ⅳ 小学5年生n=303、中学2年生n=275)、(ひとり親世帯 小学5年生n=50、中学2年生n=33)、(ひとり親世帯非該当 小学5年生n=602、中学2年生n=492)

出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

○制度の利用意向をみると、子ども食堂を利用したい割合は、中学2年生保護者のひとり親世帯を除いて全体を上回っています。

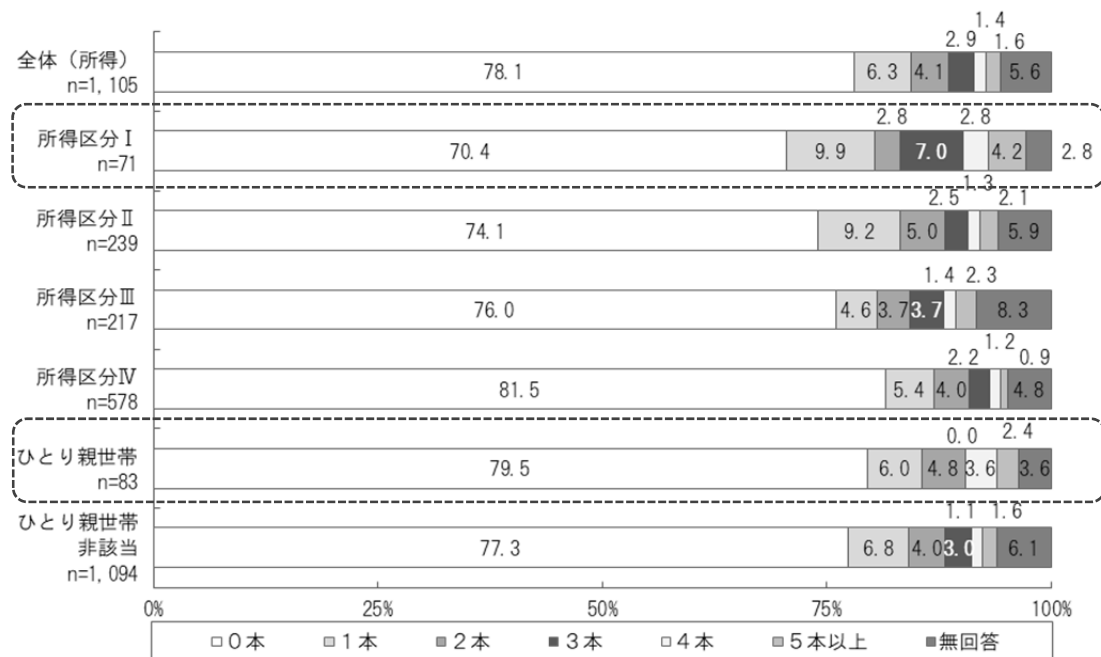
【制度の利用意向「子ども食堂」(保護者)】



出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

○虫歯の本数についてみると、所得区分Ⅰでは、「1本以上ある」割合がやや高くなっています。

【虫歯の本数回答（子ども）】



出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

課題・分析

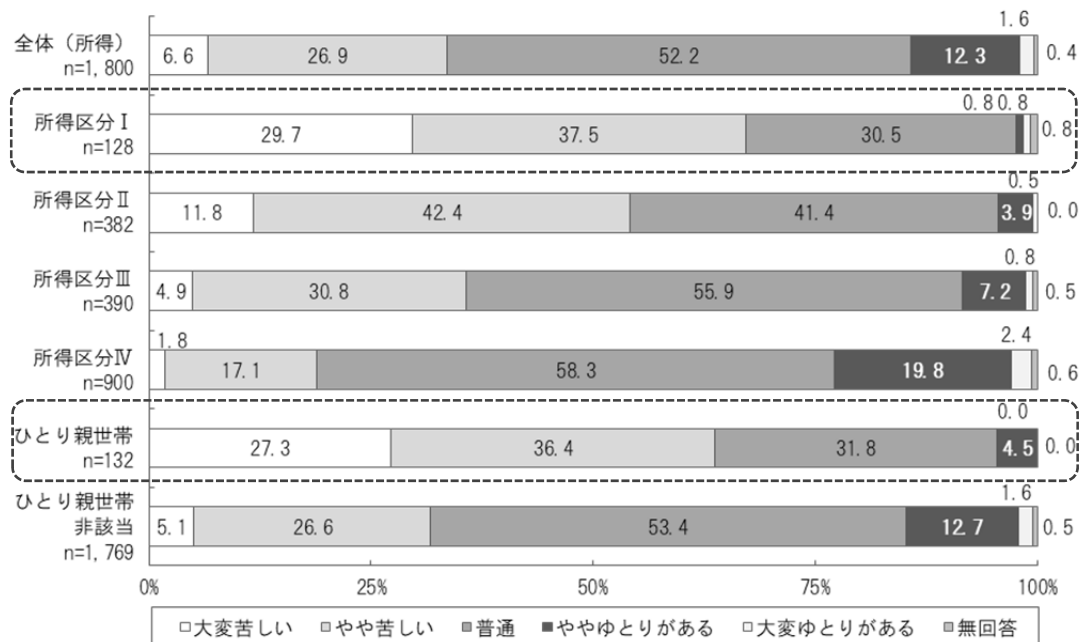
所得が低い世帯ほど、孤食等の食習慣による子どもの孤立がうかがわれます。また、中学2年生になると、孤食となる割合がより大きくなっています。

食に関する子どもとの関わりが少ないことが子どもの虫歯にも影響を与えている可能性が考えられます。

Ⅲ 保護者の就労・経済的問題

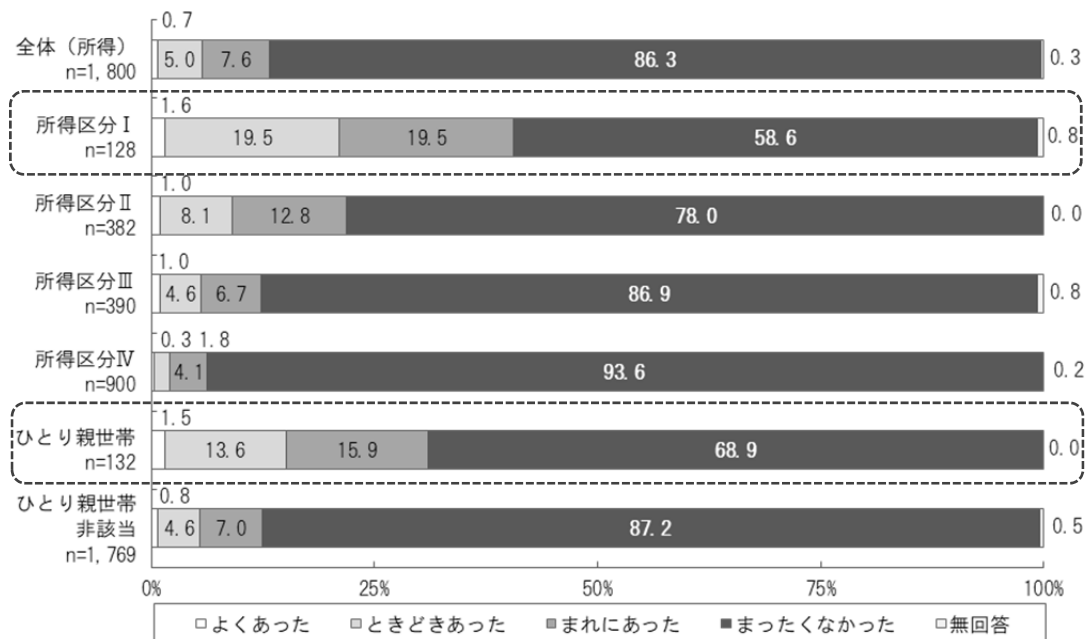
○現在の暮らしの状況についてみると、「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が全体を大きく上回っています。

【現在の暮らしの状況回答（保護者）】



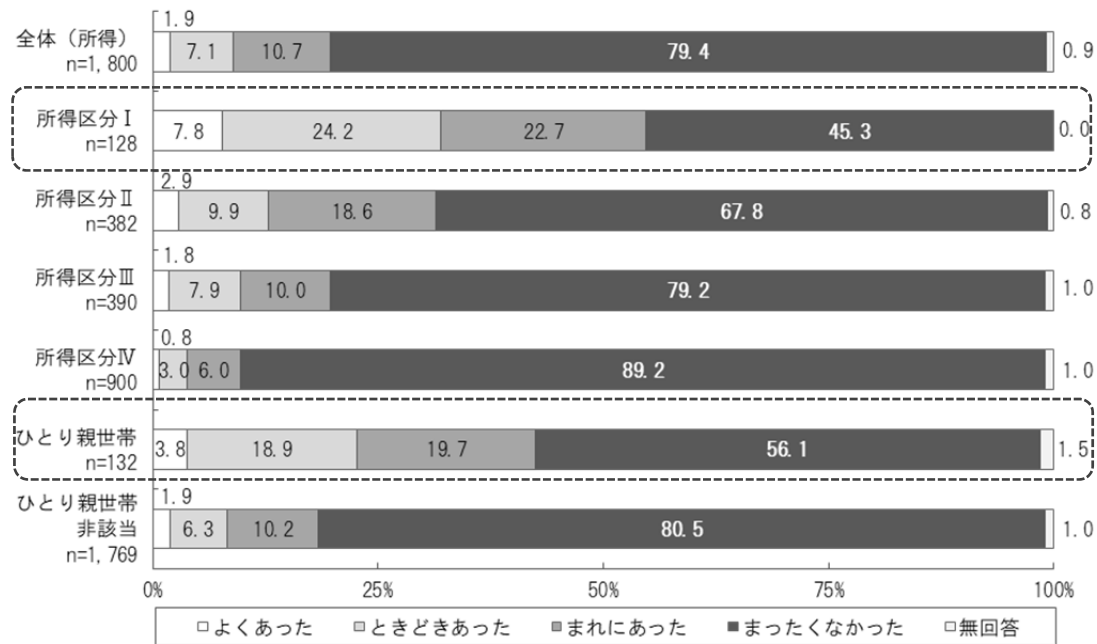
○食料品、衣料品が買えなかった経験についてみると、「よくあった」「ときどきあった」割合が高くなっています。

【食料品が買えなかった経験（保護者）】



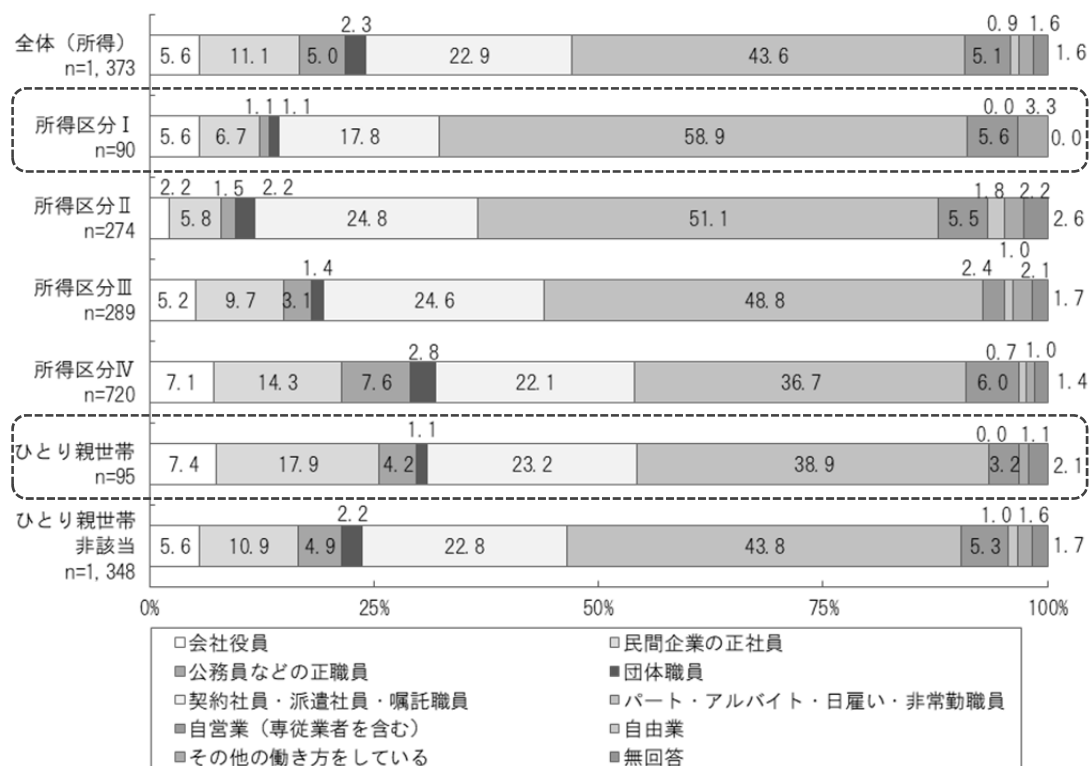
出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

【衣料品が買えなかった経験（保護者）】



○母親の就労についてみると、所得区分Ⅰでは「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合がやや高くなっています。

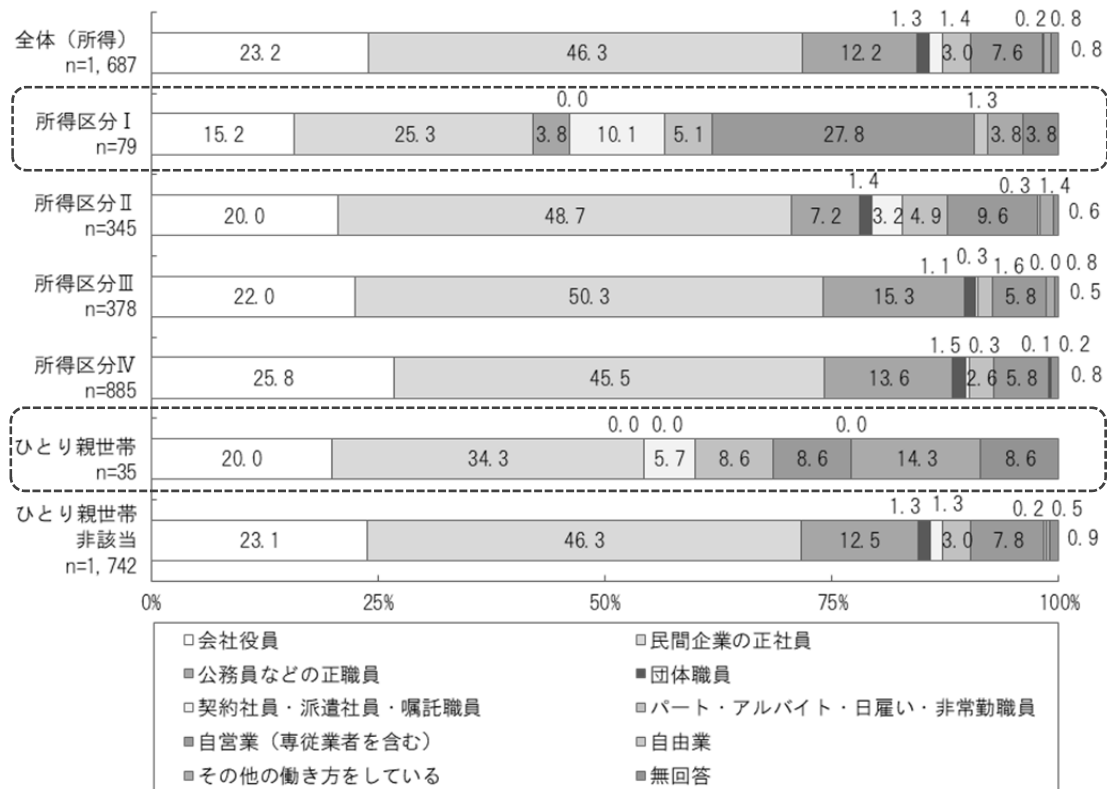
【保護者の職業【母親】（保護者）】



出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

○父親の就労についてみると、所得区分Ⅰでは「民間企業の正社員」の割合が低く、「契約社員・派遣社員・嘱託職員」「自営業」の割合が高くなっています。

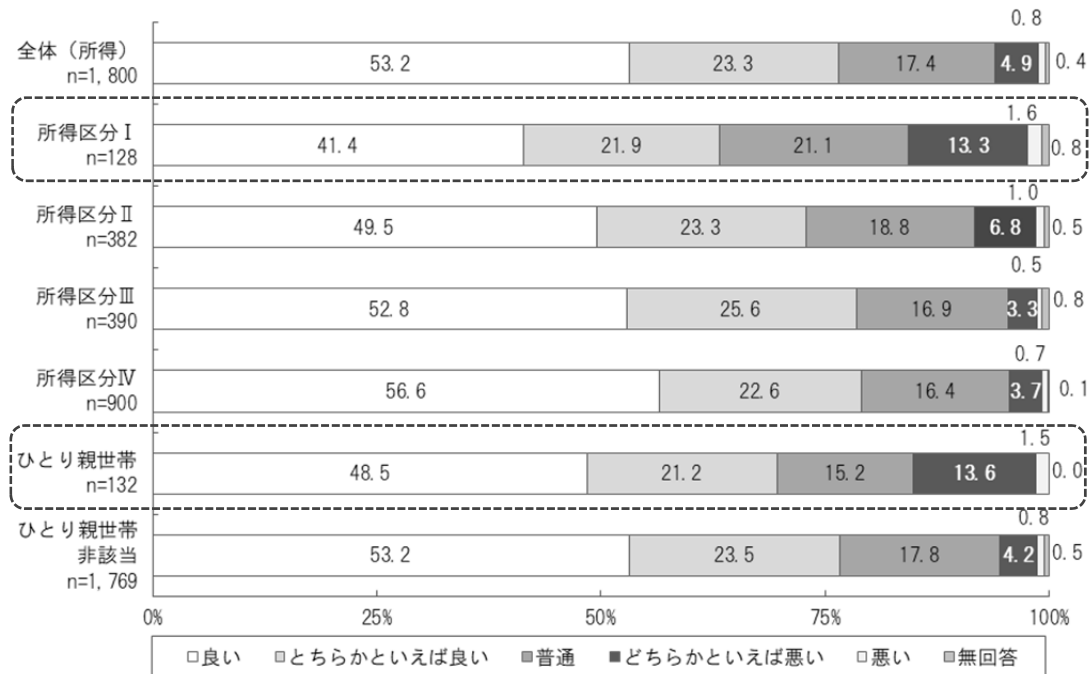
【保護者の職業【父親】（保護者）】



出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

○保護者の健康状態をみると、所得が低いほど「どちらかといえば悪い」「悪い」の割合が高くなっています。ひとり親世帯についても、「どちらかといえば悪い」「悪い」割合が高くなっています。

【健康状態（保護者）】



出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

課題・分析

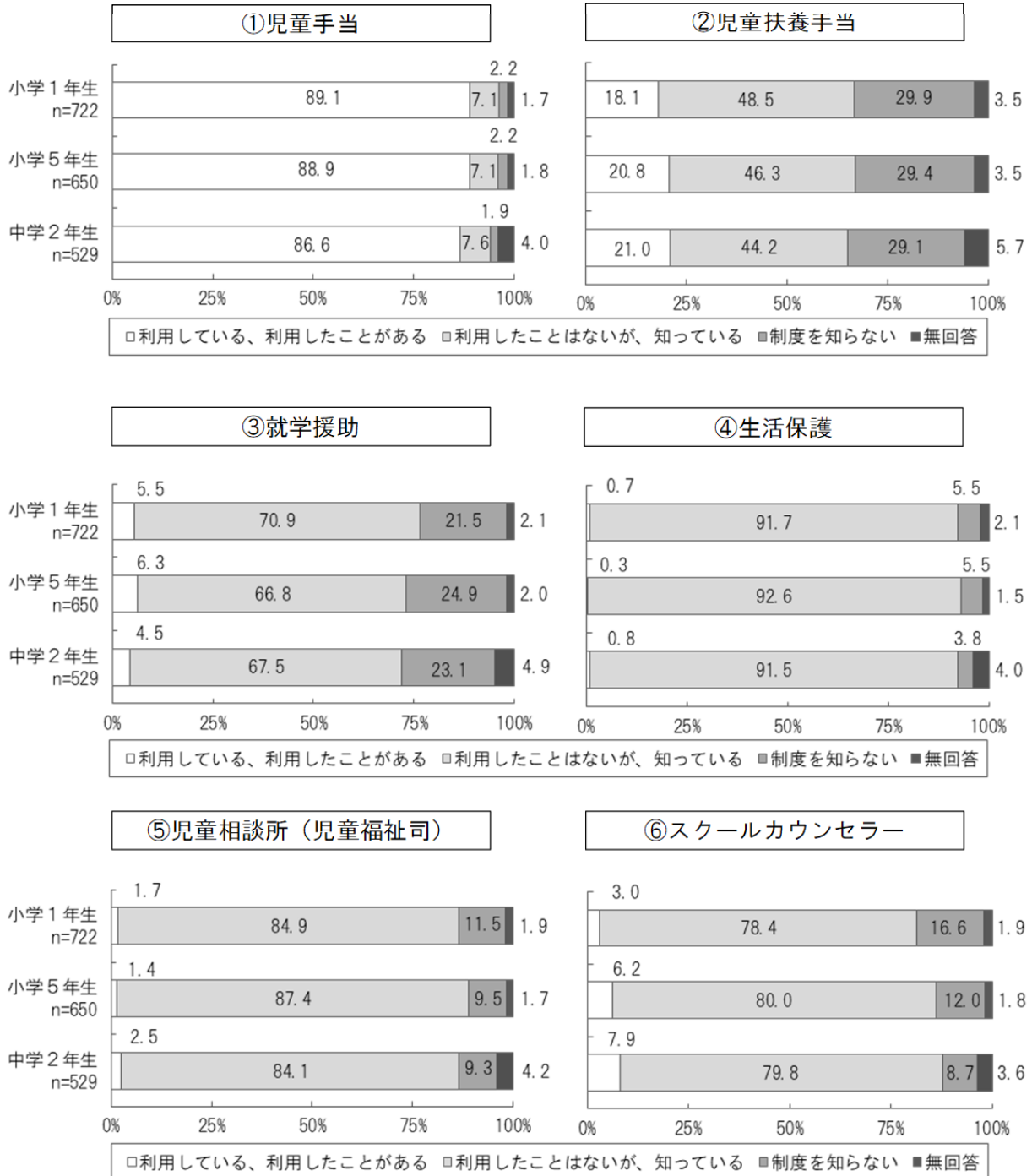
食料品や衣料品が購入できなかった経験の要因のひとつとして、就労の不安定さが考えられます。

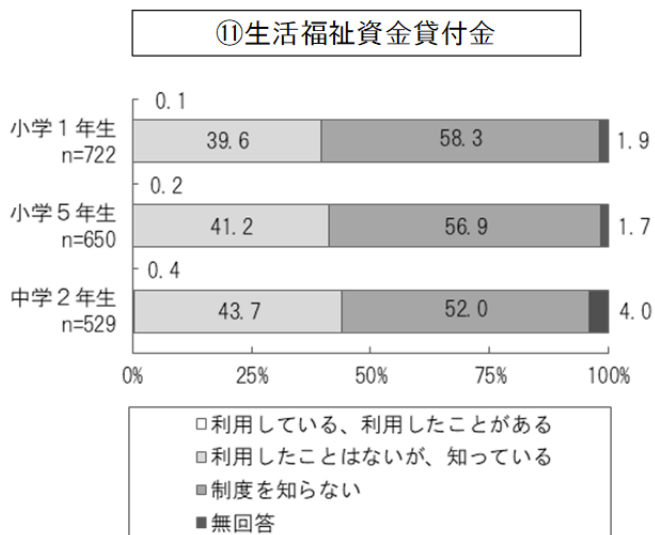
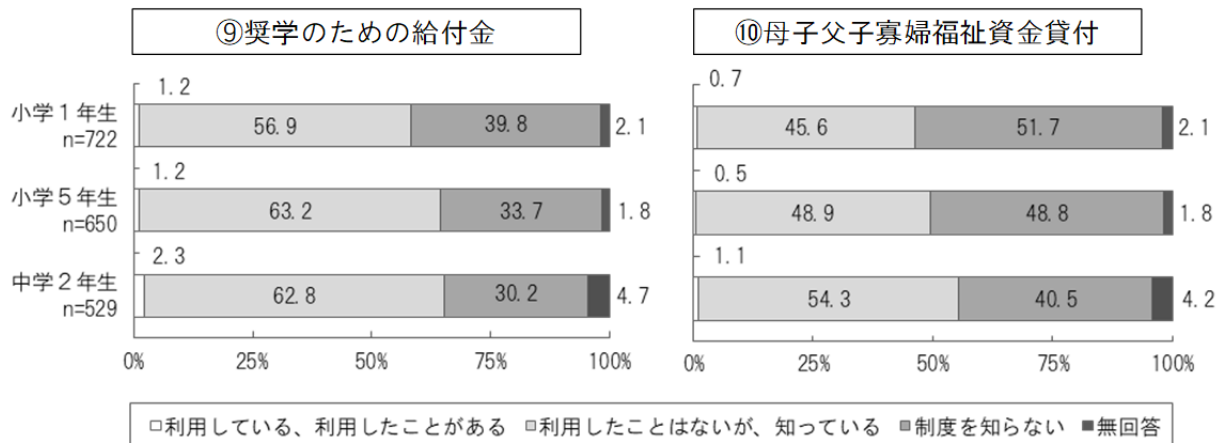
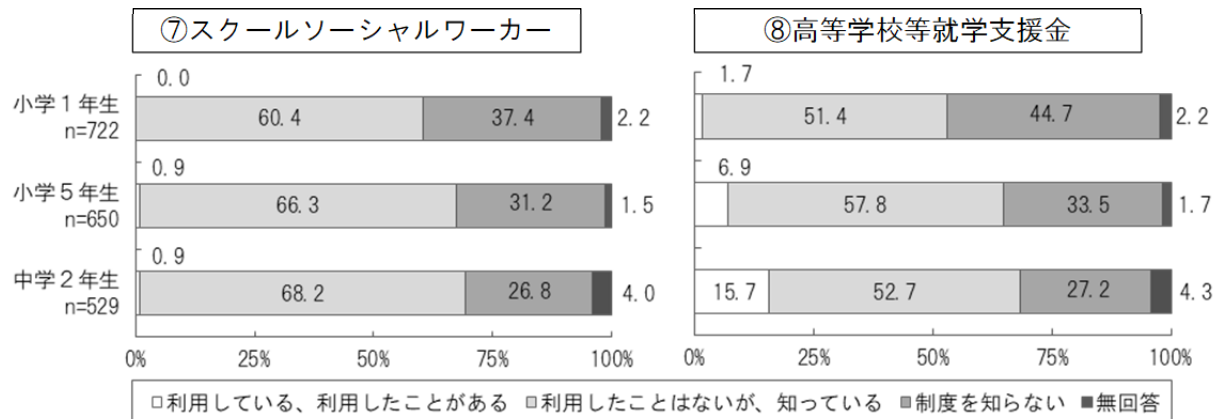
また、「保護者の健康状態がよくない」ことが、就労の不安定さにつながる可能性も考えられます。

⑤ 制度の利用意向

○各公的制度の利用状況、認知度についてみると、就学援助、生活保護、児童相談所、スクールカウンセラーの認知度は高くなっていますが、母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度は約半数、生活福祉資金貸付金の認知度は約4割となっています。

【公的制度の利用状況、認知度（保護者）】





出典：H30 各務原市子ども調査 調査結果報告書

＊課題・分析＊

特に母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金貸付金等、ひとり親を対象とした制度は、他の制度と比べ、認知度が低いため、対象者へ制度の周知をしていく必要があります。

(5) 子どもの貧困対策計画の基本的な考え方

① 基本理念

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現

基本理念の考え方

明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちであり、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはいけません。このような考え方から本市では「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」を基本理念とし、子育てや貧困を家庭のみの責任にするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた子どもの貧困対策を推進していきます

② 基本方針



基本方針 1

貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢や希望を持てる社会を目指す

貧困の連鎖を断ち切るためには、すべての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持ち、将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要です。

子どものことを第一に考え、子どもの現在及び将来を見据えた支援を包括的に講じていきます。



基本方針 2

親の妊娠・出産期からの切れ目のない支援を推進する

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、子どもの心身の健全な育成を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握したうえで、適切な支援へつないでいく必要があります。また、乳幼児期から義務教育へと子どものライフステージに応じ、支援を切れ目なくつないでいくことが必要です。

そのため、母子保健サービスや保護者の就労・生活支援、経済的支援等の必要な支援が切れ目なく提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図ります。



基本方針 3

子どもを見まもり育てる地域との連携を推進する

貧困の状況にある子どもやその家族の一部には、利用できる支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況がみられます。その結果必要な支援が受けられずに一層困難な状況に置かれてしまうことがあります。

こうした子どもたちや家庭を早期に発見し、適切な支援へつなげていくため、市民や地域、学校等との連携を推進します。また、支援やサービスの利用を必要とする世帯に対して適切な情報を提供するために、情報発信体制の強化を引き続き進めていきます。

（６）子どもの貧困対策に向けた施策の展開

基本理念、基本方針を踏まえ、本市では、子どもの貧困対策に取り組むための視点をア．教育の支援、イ．生活の支援、ウ．妊娠・出産期からの切れ目ない支援、エ．保護者の就労支援、オ．経済的支援、カ．施策・制度の周知、地域との連携強化の６つにまとめ、施策を展開します。

ア．教育の支援

子どもが家庭の環境に左右されることなく、学習意欲や学習習慣を身につけられるよう支援するとともに、自己肯定感や達成感の獲得につながる体験機会の充実を図ります。また、教育費の負担軽減、教育環境整備のための支援に努めます。

イ．生活の支援

子どもたちが安心して過ごせる環境で健やかに育ち、基本的な生活習慣が身につくよう、家庭だけに頼るのではなく、学校、地域などと連携し、子どもの居場所づくりなど、社会の中で子どもたちの育ちを支えていく取り組みを進めます。

また、生活に困難を抱える家庭を早期に発見するため、相談支援の充実を図るとともに、子どもたちが健康で健やかに成長できるよう支援を行っていきます。

ウ．妊娠・出産期からの切れ目ない支援

子どもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要なため、妊娠・出産期から関係機関と連携し、家庭の状況を総合的に把握することで適切な支援へつなげていきます。

エ．保護者の就労支援

保護者が安心して就労でき、就労を継続しやすいよう環境を整えるとともに、就労につながる能力開発への支援やハローワーク等と連携し就労支援を行います。

オ．経済的支援

ひとり親家庭や生活に困窮している世帯などの生活を支援するため、各種手当等を活用し、経済的な不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

カ．施策・制度の周知、地域との連携強化

困難を抱える家庭へ支援制度を情報提供するにあたり、家庭状況に応じて効果的な周知方法を工夫し、必要な支援情報が行き届きやすい体制を構築します。

また、地域のボランティアの力を借りるなど、困難な家庭を地域ぐるみで支えています。

(7) 子どものみらい応援プランにおける施策の体系と貧困対策

子どものみらい応援プランの重点施策と貧困対策の関連は以下の通りです。

【貧困対策の分類】

ア. 教育の支援、イ. 生活の支援、ウ. 妊娠・出産期からの切れ目ない支援、
エ. 保護者の就労支援、オ. 経済的支援、カ. 施策・制度の周知、地域との連携強化

基本 目標	施策 目標	重点施策	関連する貧困対策
Ⅰ 子育て家庭を支える環境づくり			
	① 子育て支援サービスの充実		
		●多様な保育サービスの充実	ア・エ
		●児童健全育成事業の充実	イ・エ
		●子育て支援の充実	ア・エ・オ
	② 親子のふれあいの場の充実		
		●親子のふれあいの場の充実	イ
	③ 安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり		
		●切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援の充実	ウ
		●相談支援体制の充実	ア・イ・ウ
Ⅱ 地域の子育て支援力の向上			
	① 地域の子育て支援の充実		
		●子どもの居場所づくり	イ
		●地域の見まもり体制の充実	ウ
	② ボランティアの養成とネットワークの構築		
		●ボランティアの養成、連携	カ
		●各種団体・NPO等との連携	カ
Ⅲ 育児力向上のための支援			
	① 学べる機会の充実		
		●育児講座、講演会の充実	ア
	② 情報提供の充実		
		●わかりやすい情報の提供	カ
Ⅳ すべての子どもと家庭への支援の充実			
	① 子どもの学びや体験の場の充実		
		●学びや体験の場の充実	ア
	③ 配慮を必要とする子どもや家庭への支援		
		●障がい児福祉の推進	ア・オ
		●子どもの虐待防止の強化	イ・ウ
		●ひとり親家庭への支援	ア・イ・エ・オ・カ
		●外国にルーツを持つ子どもへの支援	ア
Ⅴ 子育てと仕事の両立のための支援			
	① 育てと仕事の両立支援		
		●子育てと仕事の両立のための環境整備	エ

(8) 子どもの貧困対策に向けた事業一覧

子どもの貧困対策に向けて取り組む事業を6つの視点別に掲載します。事業の内容については、既に「第4章 1 施策の体系」に記載済みのため、【 】内にページ数を記載しています。

第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画

ア. 教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化【P39】 ●多子世帯の病児・病後児保育の利用料の免除【P40】
- 就学援助費の支給【P42】 ●相談体制の充実（すてっぷ）【P46】
- 心の教室（相談体制の充実）【P46】 ●親子対象講座【P51】 ●子育て世代対象講座【P51】
- 寺子屋事業（基礎学力定着事業）【P55】 ●寺子屋事業（ものづくり見学事業）【P55】
- 寺子屋事業（ふるさとの歴史発見事業）【P55】 ●寺子屋事業（福祉体験学習事業）【P55】
- 自然体験塾講座【P56】 ●子ども対象講座【P56】 ●ものづくり体験教室【P56】
- 特別支援教育就学奨励費の支給【P60】 ●放課後児童健全育成事業（利用料の減免）【P62】
- 保育料の軽減【P62】 ●Futuro 教室の運営【P63】

イ. 生活の安定に資するための支援

- 放課後子ども教室事業【P40】 ●小児生活習慣病予防対策事業【P41】
- 子ども館運営事業【P42】 ●那加保育園「たんぽぽ」【P43】 ●家庭児童相談事業【P46】
- ひとり親家庭相談事業【P46】 ●「親子サロン」運営支援【P48】
- 子ども食堂支援事業【P48】
- 子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）【P61】
- 母子生活支援施設の活用【P62】

ウ. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- マタニティ広場事業【P44】 ●妊婦健康診査事業【P44】 ●産後のケア事業【P44】
- 新生児第1子全戸訪問事業【P44】 ●乳幼児健診事業（母子保健事業）【P44】
- 2歳児歯科教室（歯科保健事業）【P45】 ●のびのび測定（母子保健事業）【P45】
- 妊婦相談（妊婦の健康相談事業）【P45】
- 母と子の健康相談（保健、栄養、発達の各種相談事業）【P45】 ●訪問指導事業【P45】
- 母子健康包括支援センター事業（クローバー）【P45】
- こんにちは赤ちゃん訪問事業【P49】 ●養育支援訪問事業【P61】

エ. 保護者の就労支援

- 通常保育事業【P39】 ●乳児保育事業【P39】 ●延長保育事業【P39】
- 一時預かり事業【P39】 ●病児・病後児保育事業【P39】
- ファミリー・サポート・センター事業 産後お助け隊【P39】
- 放課後児童健全育成事業【P40】 ●幼稚園預かり保育事業【P42】
- 高等職業訓練促進給付金事業【P62】 ●ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業【P62】
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【P62】
- 両立支援事業の促進（再就職準備講座の広報）【P64】 ●ハローワークとの連携【P64】
- 生活保護受給者への就労支援【追加】※

オ. 経済的支援

- こども医療費の助成【P42】 ●児童手当の支給【P42】
- 各務原市児童育成福祉助成金の支給【P42】 ●特別児童扶養手当の支給【P60】
- 重度障がい者医療費の助成【P60】 ●障害児福祉手当の支給（市）【P60】
- 児童扶養手当の支給【P62】 ●母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付【P62】
- ひとり親家庭児童等小中学校入学祝金の支給【P62】 ●母子家庭等医療費の助成【P62】
- 父子家庭医療費の助成【P62】 ●養育費の確保の推進【P62】

カ. 施策・制度の周知、地域との連携強化

- 地域の子育て支援力の発掘と養成（子ども館）【P50】
- サポーター研修会（ファミリー・サポート・センター事業）【P50】
- まちづくり活動助成事業【P50】 ●子育て支援に関する情報提供【P52】
- インターネットを活用した子育て支援情報の提供【P52】
- ひとり親家庭への支援制度の情報提供【P62】

なお、以下の事業については、貧困対策としての市の事業であるため、「子どもの貧困対策に向けた事業一覧」に追加して掲載しました。

※生活保護受給者への就労支援（社会福祉課）…就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の方への支援等きめ細かい支援を実施します。

4 ライフステージに合わせた子育て支援事業

ライフステージに合わせて、妊娠・出産から切れ目のない支援の推進を行っています。

胎児期(妊娠)	乳 児	幼 児	小学生	中学生
				
つなぐ（公助） 子育て家庭と子育て支援サービスをつなぐ				
- 母子健康手帳の交付 - 妊婦健康相談事業 - 母と子の健康相談（保健、栄養、発達の各種相談事業） - マタニティ広場事業 - 妊婦健康診査事業	- 産後ケア事業 - 乳児保育事業 - 乳幼児健診事業 - 予防接種事業 - 家庭訪問事業 - ふれあい絵本デビュー事業 - 子ども館運営事業 2歳児歯科教室 - のびのび測定 - 幼児フッ素塗布 - ファミリー・サポート・センター事業（産後お助け隊） - 新生児聴覚検査助成事業 - 訪問指導事業 - 家庭児童相談事業	- 通常保育事業 - 乳児保育事業 - 延長保育事業 - 一時預かり事業 - 病児・病後児保育事業 - 障がい児保育事業 - ファミリー・サポート・センター事業 - 子ども館運営事業 - すくすく子育て広場 - 幼稚園の子育て支援事業 - 家庭児童相談事業	- 放課後児童健全育成事業 - 放課後子ども教室事業 - ファミリー・サポート・センター事業 - 心の教室 - 不登校相談 「あすなろ教室」での相談及び適応指導の実施 - 非行防止活動活性化事業（少年センターでの電話相談、面接相談） - 寺子屋事業 - 家庭児童相談事業	- 心の教室 - 不登校相談 「あすなろ教室」での相談及び適応指導の実施 - 非行防止活動活性化事業（少年センターでの電話相談、面接相談） - 寺子屋事業 - 家庭児童相談事業
まなぶ（自助） 子育ての大切さやノウハウを学ぶ				
マタニティ広場事業	家庭教育学級	家庭教育学級	家庭教育学級	家庭教育学級
かかわる（共助） 地域みんなで子ども・子育てに関わる				
こんにちは赤ちゃん訪問事業	「親子サロン」運営支援 - 子育てサークル - 子育てボランティア「ばあば・じいじとあそぼう」	- 通学路ふれあい活動事業の支援 - 子ども食堂支援事業	子ども食堂支援事業	子ども食堂支援事業

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の利用量の見込みと 確保方策

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 利用量の見込みと確保方策

乳幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であり、質の高い教育・保育を提供する必要があります。また、子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の充実が必要です。

このため、本計画では、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の充実に向け、各事業についてニーズ調査の結果等に基づき利用量の見込みを設定しました。利用量の見込みから確保の方策及び実施時期を設定し、安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていきます。

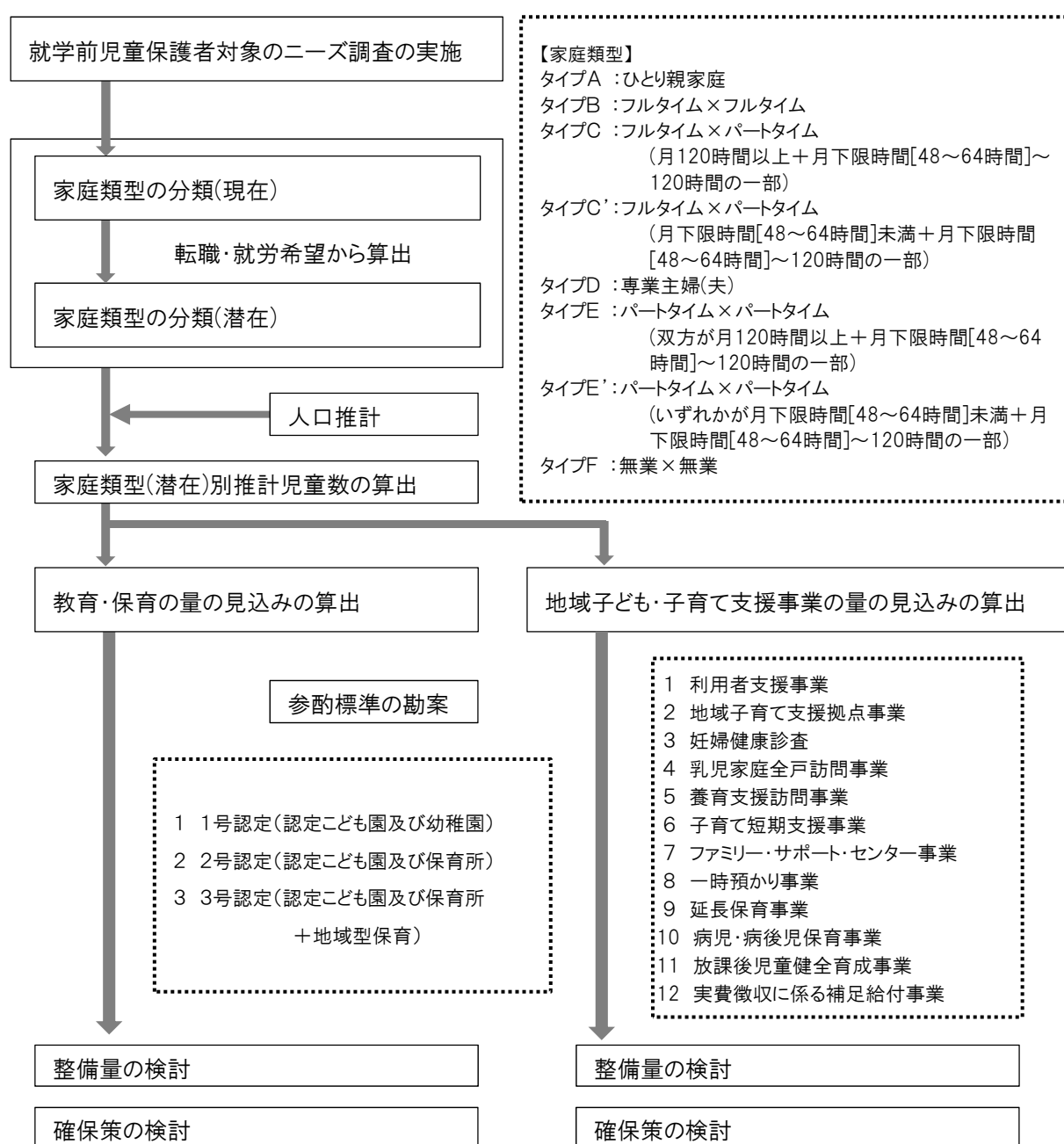


1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用量推計は、就学前児童の保護者等を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、子ども・子育て会議での意見を踏まえて、決定しました。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー】



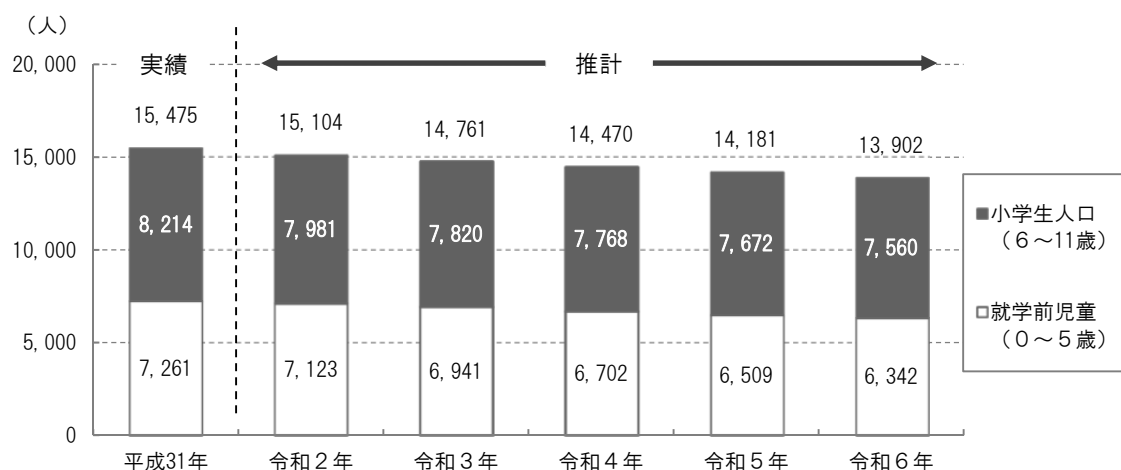
(2) 子ども人口の推計

本市の0～11歳の子ども人口の推計をみると、全体の人数は減少する見込みです。

単位：人

	実績	推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	15,475	15,104	14,761	14,470	14,181	13,902
0歳	1,061	1,044	1,027	1,010	994	978
1歳	1,179	1,096	1,078	1,060	1,043	1,027
2歳	1,233	1,191	1,108	1,090	1,072	1,054
3歳	1,292	1,232	1,190	1,108	1,090	1,072
4歳	1,261	1,301	1,239	1,197	1,115	1,097
5歳	1,235	1,259	1,299	1,237	1,195	1,114
0～5歳	7,261	7,123	6,941	6,702	6,509	6,342
6歳	1,345	1,239	1,263	1,303	1,241	1,199
7歳	1,308	1,342	1,237	1,260	1,300	1,238
8歳	1,332	1,304	1,338	1,234	1,257	1,297
9歳	1,349	1,331	1,303	1,337	1,234	1,256
10歳	1,416	1,348	1,330	1,302	1,336	1,233
11歳	1,464	1,417	1,349	1,332	1,304	1,337
6～11歳	8,214	7,981	7,820	7,768	7,672	7,560

【子ども人口の推計】



出典：実績値…各務原市「住民基本台帳」各年4月1日現在
推計値…コーホート変化率法により算出

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 教育・保育提供区域の設定

① 教育・保育提供区域とは

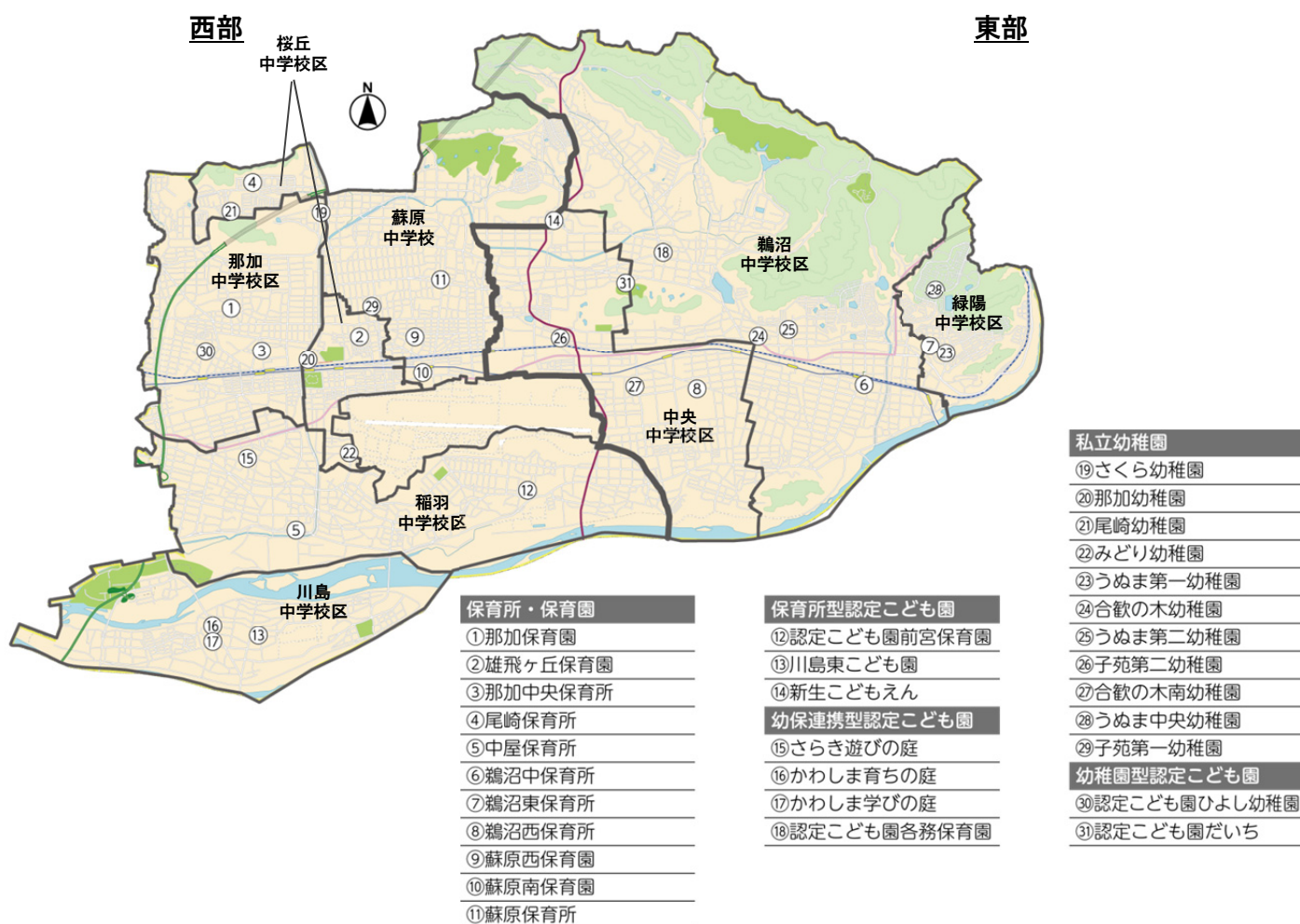
子ども・子育て支援法により、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を定め、この区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定します。

② 教育・保育事業の区域設定

保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域に施設を確保する観点から、本市の東西に長い地理的条件に鑑み、児童の生活圏域である中学校区を基準とし、概ね主要地方道江南関線を境に「西部」と「東部」に区域設定します。

区域名称	含まれる中学校区
西部	那加中学校 桜丘中学校 稲羽中学校 川島中学校 蘇原中学校
東部	鵜沼中学校 緑陽中学校 中央中学校

【各務原市施設一覧】



(2) 教育・保育施設数

単位：か所

	西部	東部	計
特定教育・保育施設	14	6	20
内 訳			
保育所（園）	8	3	11
認定こども園	6	3	9
確認を受けない幼稚園	5	6	11
地域型保育事業	0	0	0

※特定教育・保育施設…保育所（園）、認定こども園、（新制度に移行した幼稚園（※本市 該当施設なし））
 確認を受けない幼稚園…新制度に移行していない幼稚園
 地域型保育事業…小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業の総称（概ね定員19人以下の小規模な保育所）

参考：平成31年4月1日時点

(3) 教育・保育事業の現状

単位：人

		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
		教育ニーズ		保育ニーズ	
入所者総数		2,526	1,173	126	704
内 訳					
特定教育・保育施設		401	1,173	126	698
確認を受けない幼稚園		2,125	-	-	-
地域型保育事業		-	-	0	6

※特定教育・保育施設、地域型保育事業は令和元年10月1日時点の入所者数
 確認を受けない幼稚園は令和元年5月1日時点の入所者数

※認定区分について

- 1号認定・教育ニーズ…幼児教育を希望する3～5歳のうち、預かり保育を利用しない子ども及び、保育の必要性がない預かり保育を利用する子ども
- 2号認定・教育ニーズ…幼児教育を希望する3～5歳のうち、保育の必要性がある預かり保育を利用する子ども
- 2号認定・保育ニーズ…保育を必要とする3～5歳の子ども
- 3号認定・保育ニーズ…保育を必要とする0～2歳の子ども

(4) 教育・保育の利用量の見込みと提供体制の確保内容（市全域）

単位：人

		1号		2号		3号	
		3-5歳		3-5歳		0歳	1・2歳
		教育ニーズ			保育ニーズ		
令和2年度	(参考) 児童数推計		3,792			1,044	2,287
	①利用量の見込み (必要利用定員総数)	2,159	926	1,100	130	679	
		3,085					
	保育利用率		-	29.0%	12.5%	29.7%	
	②確保の内容		4,064	1,331	188	755	
	教育・保育施設※		524	1,331	188	755	
	確認を受けない幼稚園※		3,540	-	-	-	
	地域型保育事業※		-	-	-	0	0
②-①		979			231	58	76
令和3年度	(参考) 児童数推計		3,728			1,027	2,186
	①利用量の見込み (必要利用定員総数)	2,131	914	1,076	131	729	
		3,045					
	保育利用率		-	28.9%	12.8%	33.3%	
	②確保の内容		4,064	1,331	203	815	
	教育・保育施設※		524	1,331	188	755	
	確認を受けない幼稚園※		3,540	-	-	-	
	地域型保育事業※		-	-	-	15	60
②-①		1,019			255	72	86
令和4年度	(参考) 児童数推計		3,542			1,010	2,150
	①利用量の見込み (必要利用定員総数)	2,043	876	1,016	129	738	
		2,919					
	保育利用率		-	28.7%	12.8%	34.3%	
	②確保の内容		3,399	1,331	203	815	
	教育・保育施設※		524	1,331	188	755	
	確認を受けない幼稚園※		2,875	-	-	-	
	地域型保育事業※		-	-	-	15	60
②-①		480			315	74	77
令和5年度	(参考) 児童数推計		3,400			994	2,115
	①利用量の見込み (必要利用定員総数)	1,975	847	971	127	746	
		2,822					
	保育利用率		-	28.6%	12.8%	35.3%	
	②確保の内容		3,399	1,331	206	827	
	教育・保育施設※		524	1,331	188	755	
	確認を受けない幼稚園※		2,875	-	-	-	
	地域型保育事業※		-	-	-	18	72
②-①		577			360	79	81

※教育ニーズの利用量の見込みは満3歳児を含める

		1号		2号		3号	
		3-5歳		3-5歳		3歳未満	
		教育ニーズ			保育ニーズ		
令和6年度	(参考) 児童数推計		3,283			978	2,081
	①利用量の見込み (必要利用定員総数)	1,922	824	930	125	755	
		2,746					
	保育利用率		-	28.3%	12.8%	36.3%	
	②確保の内容		3,399	1,331	206	827	
	教育・保育施設※	524	1,331	188	755		
	確認を受けない幼稚園※	2,875	-	-	-		
	地域型保育事業※	-	-	-	18	72	
②-①		653	401	81	72		

※教育ニーズの利用量の見込みは満3歳児を含める

＜現状・課題と今後の取り組み＞

市内には平成31年4月1日時点で、保育所（園）が11施設、認定こども園が9施設、確認を受けない幼稚園が11施設あります。

児童人口は減少傾向にあり3～5歳児の利用者は減少していくことを見込んでいますが、0～2歳児の利用者は社会情勢の変化等から入所率は上昇し利用者も増加していくことを見込みます。

なお、潜在的待機児童の解消及び、育児休業取得時の0～2歳児の継続利用を実施するため、利用量の見込みに当該児童数を加えています。

今後の保育ニーズに対応していくため、地域型保育事業を開設するなどし確保体制の充実を図っていきます。

(5) 教育・保育事業の利用量の見込みと提供体制の確保内容(区域別)

① 「教育」の量の見込みと確保方策(西部)

単位：人

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
(参考) 児童数推計		2,164		2,127		2,044	
①利用量の見込み (必要利用定員総数)		1,147	492	1,138	488	1,106	474
		1,639		1,626		1,580	
②前年度における確保体制		1,904		1,964		1,964	
③過不足②-①		265		338		384	
確保 内容	教育・保育施設	60		0		0	
	確認を受けない 幼稚園	0		0		▲315	
④合計		60		0		▲315	
過不足(③+④)		325		338		69	

		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
(参考) 児童数推計		1,973		1,916	
①利用量の見込み (必要利用定員総数)		1,079	463	1,060	454
		1,542		1,514	
②前年度における確保体制		1,649		1,649	
③過不足②-①		107		135	
確保 内容	教育・保育施設	0		0	
	確認を受けない 幼稚園	0		0	
④合計		0		0	
過不足(③+④)		107		135	

<現状・課題と今後の取り組み>

西部には平成31年4月1日時点で、認定こども園(教育部分)が6施設、確認を受けない幼稚園が5施設あります。

利用者の見込みから、現在の確保体制で対応することが可能であると考えます。

② 「保育」の量の見込みと確保方策（西部）

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳
（参考）児童数推計	2,164	606	1,330	2,127	600	1,277	2,044	594	1,264
①利用量の見込み	706	83	419	682	83	450	645	82	456
②前年度における確保体制	943	150	532	933	150	532	933	150	532
③過不足②-①	237	67	113	251	67	82	288	68	76
確保内容	教育・保育施設	▲10	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	-	0	0	-	0	-	0	0
④合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足（③+④）	227	67	113	251	67	82	288	68	76

	令和5年度			令和6年度		
	2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳
（参考）児童数推計	1,973	588	1,252	1,916	582	1,239
①利用量の見込み	612	80	461	583	79	466
②前年度における確保体制	933	150	532	933	150	532
③過不足②-①	321	70	71	350	71	66
確保内容	教育・保育施設	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	-	0	-	0	0
④合計	0	0	0	0	0	0
過不足（③+④）	321	70	71	350	71	66

＜現状・課題と今後の取り組み＞

西部には平成31年4月1日時点で、保育所（園）が8施設、認定こども園（保育部分）が6施設あります。

1・2歳児のニーズは年々、上昇していくことを予測しますが、現在の確保体制で対応することが可能であると考えます。

③ 「教育」の量の見込みと確保方策（東部）

単位：人

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
（参考）児童数推計		1,628		1,601		1,498	
①利用量の見込み （必要利用定員総数）		1,012	434	993	426	937	402
		1,446		1,419		1,339	
②前年度における確保体制		2,100		2,100		2,100	
③過不足②-①		654		681		761	
確保 内容	教育・保育施設	0		0		0	
	確認を受けない 幼稚園	0		0		▲350	
④合計		0		0		▲350	
過不足（③+④）		654		681		411	

		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
（参考）児童数推計		1,427		1,367	
①利用量の見込み （必要利用定員総数）		896	384	862	370
		1,280		1,232	
②前年度における確保体制		1,750		1,750	
③過不足②-①		470		518	
確保 内容	教育・保育施設	0		0	
	確認を受けない 幼稚園	0		0	
④合計		0		0	
過不足（③+④）		470		518	

＜現状・課題と今後の取り組み＞

東部には平成31年4月1日時点で、認定こども園（教育部分）が3施設、確認を受けない幼稚園が6施設あります。

利用者の見込みから現在の確保体制で対応することが可能であると考えます。

④ 「保育」の量の見込みと確保方策（東部）

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳
（参考）児童数推計	1,628	438	957	1,601	427	909	1,498	416	886
①利用量の見込み	394	47	260	394	48	279	371	47	282
②前年度における確保体制	398	38	223	398	38	223	398	53	283
③過不足②-①	4	▲9	▲37	4	▲10	▲56	27	6	1
確保内容	教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	-	0	0	-	15	60	-	0
④合計	0	0	0	0	15	60	0	0	0
過不足（③+④）	4	▲9	▲37	4	5	4	27	6	1

	令和5年度			令和6年度		
	2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳
（参考）児童数推計	1,427	406	863	1,367	396	842
①利用量の見込み	359	47	285	347	46	289
②前年度における確保体制	398	53	283	398	56	295
③過不足②-①	39	6	▲2	51	10	6
確保内容	教育・保育施設	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	-	3	12	-	0
④合計	0	3	12	0	0	0
過不足（③+④）	39	9	10	51	10	6

＜現状・課題と今後の取り組み＞

東部には平成31年4月1日時点で、保育所（園）3施設、認定こども園3施設（保育部分）があります。

1～2歳児の利用者は年々上昇しており、現在の確保体制では対応することが困難であるため、新たに地域型保育事業を開設するなどし、定員の確保に努めていきます。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の 提供体制の確保内容

地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定については、広域利用を前提としている事業がほとんどであり、区域割りの考え方に馴染まないため市域を1つの教育・保育提供区域とします。

(1) 利用者支援事業

すべての妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象に、予防的な観点から母子保健施策と子育て施策を一体的に提供することを通じて、妊産婦等の健康の保持増進に関する包括的な支援を実施する事業です。

出産直後の支援サービスの充実を図り、よりきめ細かな支援に努めます。

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量の見込み(か所)		1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1	1

※実施場所…母子健康包括支援センター「クローバー」

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や地域の人との交流、子育てについての相談、情報の提供などを行う事業です。主な実施場所に子ども館があり、子ども館では「親子の絆づくり」を目標に家庭での育児がもっと楽しくなるよう、育児に関する講座や講演会を実施しています。また育児の不安を解消するための相談業務を実施しています。

実績を考慮し、利用量を設定しています。少子化により、利用者数の減少が見込まれますが、今後も地域の子育て家庭に寄り添い、きめ細かな支援を実施していきます。

		実績	推計				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量の見込み	延べ人数(人/年)		49,000	47,264	46,485	45,735	44,999
	実施か所数(か所)		6	6	6	6	6
確保の内容	実施か所数(か所)	6	6	6	6	6	6

※実施場所…さくら子ども館、あさひ子ども館、うぬま子ども館、そはら子ども館、かわしま子ども館、那加保育園「たんぽぽ」

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するよう、健康状態の把握、検査計測や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

推計0歳人口により、利用量を設定しています。

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出者数 (実人数)	1,115	1,044	1,027	1,010	994	978
1人あたりの 健診回数(回)	14	14	14	14	14	14
利用量の見込み (配布件数× 1人あたりの回数)	15,610	14,616	14,378	14,140	13,916	13,692
確保の内容	実施機関：保健相談センター・東保健相談センター 実施体制：委託医療機関など 健診時期：妊娠初期から分娩まで 検査項目：国が示す基本的な妊婦健康診査の項目及び標準的な検査					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

およそ生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。地域の先輩ママの訪問では、「おめでとう」の気持ちを届けるとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら子育て支援に関する情報を提供します。また、助産師等の訪問では、発育や母乳相談等も行っています。

すべての家庭を訪問していることから推計0歳人口を量の見込みとして設定しています。

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量の見込み (人/年)		1,044	1,027	1,010	994	978
確保の内容	1,004	実施体制：ボランティア・保健師・助産師 実施機関：子育て支援課・健康管理課				

（５）養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

利用実績を考慮し、利用量を設定しています。虐待を受けている児童や要保護児童等を早期に発見し適切な保護または支援につなげるため、その子どもや子育て家庭に関わるすべての関係機関が連携し、情報共有しながら迅速かつ適切な支援の充実を図ります。

	実績	推計				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用量の見込み 延べ人数（人/年）		300	310	320	320	320
確保の内容 延べ人数（人/年）	247	300	330	330	330	330

（６）子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

利用実績と子育て相談件数の増加を考慮し、利用量を設定しています。市外の児童養護施設との業務利用契約により受け入れを確保します。

	実績	推計				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用量の見込み 延べ人数（人/年）		10	12	15	15	15
確保の内容 延べ人数（人/年）	8	15	15	15	15	15

（７）ファミリー・サポート・センター事業

育児に関する援助をしてほしい人（利用会員）と援助をしてもいい人（提供会員）とを結びつけて、地域の援助活動を推進する事業です。

利用実績と子ども人口の推計を考慮し、利用量を設定しています。事業内容を積極的にPRし、会員の登録数の増加を図ります。また、より安全な援助活動を行うための講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図ります。

	実績	推計				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用量の見込み 延べ人数（人/年）		404	396	386	378	370
確保の内容 延べ人数（人/年）	423	404	396	386	378	370

(8) 一時預かり事業

保育所等では、保護者の急な病気や冠婚葬祭、育児疲れなどで子育てができないときに、子どもを一時的に預かる事業を実施しています。

ニーズ調査による利用希望量と利用実績を考慮し、利用量を設定しています。

保護者の育児負担の軽減等、子育て支援の役割を担っていることから、保護者のニーズを確認しながら、環境の整備に努めます。

また、幼稚園等では、在園児のみを対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者のニーズに応じて、希望する人を対象に一時預かり事業を実施します。ニーズ調査による利用希望量と利用実績を考慮し、利用量を設定するとともに、私立幼稚園等での受け入れを確保していきます。

なお、今後高まっていくことが見込まれる1・2歳児の保育ニーズに対応していくために満2歳児からの幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を必要に応じて実施し、定員の確保を図ります。

【保育所等での一時預かり】

		実績	推計				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	延べ人数(人/年)		2,855	2,782	2,686	2,609	2,542
	実施か所数(か所)		13	13	13	13	13
内容	実人数(人/年)	3,019	2,855	2,782	2,686	2,609	2,542
	実施か所数(か所)	13	13	13	13	13	13

【幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり】

		実績	推計				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	延べ人数(人/年)		85,936	84,486	80,270	77,052	74,401
	実施か所数(か所)		20	20	18	18	18
内容	延べ人数(人/年)	87,205	85,936	84,486	80,270	77,052	74,401
	実施か所数(か所)	19	20	20	18	18	18

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

利用実績と0～2歳の保育所利用者の増加傾向を考慮し、利用量を設定しています。

		実績	推計				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	利用量の 実人数（人/年）		212	208	202	198	194
	実施か所数 （か所）		16	16	16	16	16
内容	確保の 実人数（人/年）	219	212	208	202	198	194
	実施か所数 （か所）	16	16	16	16	16	16

(10) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の子どもで、保護者が就労等の理由で育児できない際に、保育施設等で子どもを預かる事業です。

ニーズ調査による利用希望量と利用実績を考慮し、利用量を設定しています。

子どもの急な容態の変化にも対応できるよう医療機関と併設の施設で実施するとともに、県内市町と利用委託契約を結び、より利用しやすい環境づくりに努めます。

		実績	推計				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	利用量の 延べ人数（人/年）		398	390	380	373	365
	実施か所数 （か所）		1	1	1	1	1
内容	確保の 延べ人数（人/年）	417	398	390	380	373	365
	実施か所数 （か所）	1	1	1	1	1	1

※実施場所…病児保育園こあら

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就業等により放課後帰宅しても家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後に遊びや生活の場を提供し、児童の見まもりだけではなく、支援員の活動支援のもと、基本的な生活習慣や児童との交わりを通じた社会性の習得など、児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

利用量の見込みについては、実績を考慮し設定しています。また、受け入れについては、放課後児童クラブにおける育成支援を必要とされる方の受け入れ体制を確保するとともに、今後も保護者の希望と子どもの最善の利益の実現を考慮し取り組んでいきます。

施設については、学校と連携し、余裕教室や共有教室の活用を検討し、安心・安全な環境づくりに努めます。

		実績	推計				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用量の見込み	実人数（人/年）		1,404	1,490	1,591	1,669	1,735
	実施か所数（か所）		19	19	19	19	19
確保の内容	実人数（人/年）	1,222	1,404	1,490	1,591	1,669	1,735
	うち低学年	1,032	1,127	1,170	1,220	1,267	1,293
	うち高学年	190	277	320	371	402	442
	実施か所数（か所）	19	19	19	19	19	19

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に係る費用のうち、副食に要する費用を助成します。令和元年 10 月からスタートした幼児教育・保育の無償化の実績から量の見込みを設定しています。

		推計				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用量の見込み	延べ支給児童数（人/年）	471	465	446	431	419

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進

1 計画の推進

本計画は、保護者、事業者代表、労働者代表、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等、幅広い方々の参画を得て設置している「各務原市子ども・子育て会議」において審議を行い、その審議内容を踏まえ、本市が策定したものです。

本計画を着実に推進し、基本理念及び目指す市の姿を実現するためには、家庭、地域、学校、企業、NPO 法人等各種団体が、互いを尊重しながら、行政とともに協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を進めることが必要です。各種団体が連携することにより、きめ細かく、柔軟で迅速な支援を展開します。

本市では、今後5年間、本計画に基づき施策を展開していきますが、その過程においては、社会・経済状況の変化や国の動向も踏まえ、定期的に計画に掲げる施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））を確立していくことが重要です。

このため、毎年度の取り組みの進捗状況を各務原市子ども・子育て会議に報告し、同会議において点検・評価を行うことで基本理念の達成に向けた効果検証、施策の改善、充実を図ります。

なお、計画の内容や進捗状況については、各務原市子ども・子育て会議実施後に、市ウェブサイト等で市民に周知を図ります。

